

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な處理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

この法律又はこれに基づく政令に規定するもののか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げる法律であり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならぬ。

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。

この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。

法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない。

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならぬ。

前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。
都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするとときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。
地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。
地方公共団体は、第三項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。
都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。
前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるよう、交通的事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならぬ。
第四条の二 地方公共団体の休日は、条例で定める
前項の地方公共団体の休日は、次に掲げる日について定めるものとする。
一 日曜日及び土曜日
二 国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日
三 年末又は年始における日で条例で定めるもの
前項各号に掲げる日のほか、当該地方公共団体において特別な歴史的、社会的意義を有し、住民がこぞつて記念することが定着している日で、当該地方公共団体の休日とすることについて広く国民の理解を得られるようなものは、第一項の地方公共団体の休日として定めることができる。この場合においては、当該地方公共団

第

第二編 普通地圖
第一章 普通

通則 地方公共団体の区分

域は、従来の区域

町村の設置 市町村の属 る普通地方

の処分を行う場
すべき都道府県
公共団体の申請

合においては、当該について、関係のあり基づき、総務大臣

100

体の長は、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

地方公共団体の行政に対する申請、届出その他他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間（時をもつて定める期間を除く。）をもつて定めるものが第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第二編 普通地方公共団体

第一章 通則

第五条 普通地方公共団体の区域は、従来の区域による。

都道府県は、市町村を包括する。

第六条 都道府県の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。

都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたときは、都道府県の境界も、また、自ら変更する。従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を市町村の区域に編入したときも、また、同様とする。

前二項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体が協議してこれを定める。但し、法律に特別の定があるときは、この限りでない。

前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第六条の二 前条第一項の規定によるほか、二以上の都道府県の廃止及びそれらの区域の全部による一つの都道府県の設置又は都道府県の廃止及びその区域の全部の他の一つの都道府県の区域への編入は、関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができるものとする。

前項の申請については、関係都道府県の議会の議決を経なければならない。

第七条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更を告示する。総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第一項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。

内に都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

市町村の条例の制定又は改廃の請求者の署名簿の署名に關し第五項の規定による決定に不服がある者は、その決定のあつた日から十四日以内に地方裁判所に出訴することができる。その判決に不服がある者は、控訴することはできないが最高裁判所に上告することができる。

第七項の規定による審査の申立てに対する裁決に不服がある者は、その裁決書の交付を受けた日から十四日以内に高等裁判所に出訴することができる。

審査の申立てに対する裁決又は判決が確定したときは、当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所は、直ちに裁決書又は判決書の写しを関係市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合においては、送付を受けた当該市町村の選挙管理委員会は、直ちに条例の制定又は改廃の請求者の代表者にその旨を通知しなければならない。

署名簿の署名に関する争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は事件を受理した日から百日以内にこれをするよう努めなければならない。

第八項及び第九項の訴えは、当該決定又は裁決をした選挙管理委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は高等裁判所の専属管轄とする。

第八項及び第九項の訴えについては、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）第四十三条の規定にかかわらず、同法第十三条の規定を準用せず、また、同法第六十六条から第十九条までの規定は、署名簿の署名の効力を争う數個の請求に關してのみ準用する。

第七十四条の三 条例の制定又は改廃の請求者の署名で左に掲げるものは、これを無効とする。一 法令の定める成規の手続によらない署名二 何人であるかを確認し難い署名

前条第四項の規定により詐偽又は強迫に基く旨の異議の申出があつた署名で市町村の選挙管理委員会がその申出を正当であると決定したものは、これを無効とする。

市町村の選挙管理委員会は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができない。

第七十四條の四

第七十四条の四 条例の制定又は改廃の請求者の署名に關し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

地主

二 地方独立行政法人をいう。の役員若しくは職員
沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員
条例の制定又は改廃の請求に關し、政令で定

五百四

卷之三

第七十五条 選挙権を有する者（道の方面公安委員会については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対する請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を公表しなければならない。

監査委員は、第一項の請求に係る事項につき監査し、監査の結果に關する報告を決定し、これを同項の代表者（第五項及び第六項において「代表者」という。）に送付し、かつ、公表するとともに、これを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに關係のある教育委員会、選管委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならぬ。

前項の規定による監査の結果に關する報告の決定は、監査委員の合議によるものとする。

監査委員は、第三項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を代表者に送付し、かつ、公表するとともに、これらを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに關係のある教育委員会、選管委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の五十分の一の数につい

第七十六條 第二節

解散及び解職の請求
選挙権を有する者は、政令の定める
、その総数の三分の一（その総数
をえ八十万以下の場合にあつてはそ
の三分の一を乗じて得た数とを合算して
その総数が八十万を超える場合にあ
る十万を超える数に八分の一を乗じて
四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して
その一分の一を乗じて得た数とを合算して
その者の連署をもつて、その代表者
地方公共団体の選挙管理委員会に対
する請求があつたとき、委員会は、これ
投票に付さなければならぬ。
第五項の規定は第一項の選挙権を
その総数の三分の一の数（その総
数をえ八十万を超える場合にあつてはそ
の三分の一を乗じて得た数とを合算して
その総数が八十万を超える場合に
四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して
その一分の一を乗じて得た数とを合算して
について、同条第六項の規定は第二
項の規定による請求者の署名につ
いて、同条第七項から第九項ま
四条の二から第七十四条の四まで
市町村長に報告しなければならぬ。

の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。
第九十八条 普通地方公共団体の議会は、当該普

通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務を政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては國の安全を害するおそれがあることその他その事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては國の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第九十九条第二項後段の規定を準用する。

第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

第一百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては國の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるもののを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため

選挙人その他の関係人が公務員たるる。議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疏明しなければならない。

議会が前項の規定による疏明を理由がないと認めることは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしないければならない。

第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。

前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。

議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告發しないことができる。

議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会を又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。

議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならぬ。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的方式の記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作成される記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。

議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に關係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。

都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適合と認める刊行物を送付しなければならない。

議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならぬ。

前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

第一百条の二 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

第三節 招集及び会期

き事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求があつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。

第二項の規定による請求があつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。

第三項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては十日以内、町村にあつては六日以内に臨時会を招集しなければならない。

招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

前項の規定による招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが灾害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集中係る開会の日の変更をすることができる。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならない。

第一百二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。

前条第五項又は第六項の場合においては、前項の規定にかかるらず、議長が、同条第二項又は第三項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。

臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前三項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

第二百二条の二 普通地方公共団体の議会は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定期会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

前項の議会は、第四項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。

第一項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会が解散されたとき又は議員が全てなくなつたときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなつた日をもつて、会期は終了するものとする。

前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から三十日以内に議会を招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第一項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。

第二項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。

第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定期日」という。）を定めなければならない。

普通地方公共団体の長は、第一項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定期例会を開かなければならぬ。

第一項の場合における第七十四条第三項、第一百二十二条第一項、第二百四十三条の三第二項該請求があつた日から、都道府県及び市町村においては七日以内、町村にあつては三日以内に会議を開かなければならぬ。

第一項の場合における第七十四条第三項、第一百二十二条第一項、第二百四十三条の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の三十九第四項の規定の適用については、第七十四条第三項中「二十日以内に」と、第一百二十二条第一項中「二十日以内に議会を招集し」とあるのは、「二十日以内に」である。

「議会の審議」とあるのは「定期日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第二百四十三条の三第二項及び第三項中「次の議会」とあるのは「次の定期日に開かれる会議」と、第二百五十二条の三十九第四項中「二十日以内に議会を招集し」とあるのは「二十日以内に」とする。

第二百三条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選舉しなければならない。

議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

第二百四条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

第二百五条の二 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

第二百六条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員長が当該普通地方公共団体を代表する。

第二百五十五条の二 普通地方公共団体の議会又は議長（第二百三十八条の二第二項及び第二項において「議会等」という。）の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選舉し、議長の職務を行わせる。

議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

第二百七十七条 第一百三条第一項及び前条第二項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行ふ者がないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

第二百八条 普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができると。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

第五節 委員会

普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

「議会の審議」とあるのは「定期日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第二百四十三条の三第二項及び第三項中「次の議会」とあるのは「次の定期日に開かれる会議」と、第二百五十二条の三十九第四項中「二十日以内に議会を招集し」とあるのは「二十日以内に」とする。

第二百十一条 普通地方公共団体の議会の提出は、文書をもつてしなければならない。

委員会は、議会の議決すべき事件のうちその事件について、閉会中も、なお、これを審査することができる。

前項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

第二百十二条 普通地方公共団体の議会の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

第六節 会議

議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

前項の規定により議案を提出するに当たつては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成が必要な場合は、議員の定数の十二分の一以上の者の発議によらなければならぬ。

普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二百十五条の三 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たつては、議員の定数の十二分の一以上の者の発議によらなければならぬ。

第二百十六条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

第二百十七条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

第二百十八条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第四十六条第一項及び第四項、第四十七条、第四十八条、第六十八条第一項並びに普通地方公共団体の議会の選挙に関する第九十五条の規定を準用する。その投票の効力に關し異議があるときは、議会がこれを決定する。

議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができ

る。

によらない限り、その日の会議を閉じ又は中止することができない。

第二百十五条の二 普通地方公共団体の議会は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

前項の規定により会議を開いたとき、又は議員中に異議があるときは、議長は、会議の議決

指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを會議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て当選人とする。

第一項の選挙を以て二人以上を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

第一項の規定による決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

決定があつた日から二十一日以内に、都道府県知事に審査を申し立て、その裁決に不服がある者は、裁決があつた日から二十一日以内に裁判所に出訴することができる。

第一項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

第一百九十九条 会期中に議決に至らなかつた事件は、後後に繼續しない。

第二百十条 普通地方公共団体の議会は、會議規則を設けなければならない。

第二百十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会、労働委員会、農業委員会の会長及び監査委員その他委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

第二百十二条の二 第一百二条の二 第一項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たつては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

第二百二十三条 普通地方公共団体の長は、議会に、第二百十二条の二 第一項に規定する予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出しなければならない。

議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた一人以上の議員がこれに署名しなければならない。

会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員が当該電磁的記録に総務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。

議長は、会議録が書面をもつて作成されることはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

第七節 請願

第一百二十四条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第一百五十五条 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

第八節 議員の辞職及び資格の決定

第一百五十六条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

第一百五十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき、又は第九十二条の二（第二百八十七条の二 第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権を有しない場合は第九十二条の二の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第一条、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

前項の場合においては、議員は、第百十七条の規定にかかるわらず、その会議に出席して自己の資格に関し弁明することはできるが決定に加わることができない。

第一百八十八条 第五百項及び第六項の規定は、第一項の場合について準用する。

第一百二十八条 普通地方公共団体の議会の議員は、公職選挙法第二百二条第一項若しくは第二

五百六条第一項の規定による異議の申出、同法第二百二条第二項若しくは第二百六条第二項の規定による審査の申立て、同法第二百三条第一項、第二百七条第一項、第二百十条若しくは第二百十一条の訴訟の提起に対する決定、裁決又は判決が確定するまでの間（同法第二百十条第一項の規定による訴訟を提起することができる場合において、当該訴訟が提起されなかつたときは、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは確定するまで又は当該取下げが行われるまでの間）は、その職を失わない。

第九節 紀律

第一百二十九条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができることとする。

議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、議長は、これを制定し、又は中止することができる。

第一百三十条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合にはこれを当該警察官に引き渡すことができる。

傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

前二項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に關し必要な規則を設けなければならぬ。

第一百三十二条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使ふものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。

第一百三十三条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、議長の命を不服するものがあるときは、議員は、議長の命を不服することができる。

事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。ただし、町村において事務局を置くことができる。

事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任命する。

事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、書記その他の職員を置く。ただし、町村において事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職員は、上司の指揮を受けて、議会に従事する事務に従事する。

事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護その他身分扱いに関する事務に従事する。

違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

第十節 懲罰

第一百三十四条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に

第一 公開の議場における戒告

第二 公開の議場における陳謝

第三 一定期間の出席停止

四 除名

第一項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

第一項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会は、除名された議員で再び当選した議員を拒むことができない。

第一項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

第一項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関する必要と認められた措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

第一百八十九条 普通地方公共団体の議会の権限に属する轻易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にことができる。

第五款 他の執行機関との関係

第一百九十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会の委員長（教育委員会）にあつては、教育長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

第一百九十条の三 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、その補助機関である職員を、当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員と兼ねさせ、若しくは当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に充て、又は当該執行機関の事務に従事させることができる。

第一百九十条の四 普通地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関（以下本条中「事務局等」という）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱について、委員会又は委員に必要な措置を講べきことを勧告することができる。普通地方公共団体の委員会又は委員は、事務局等の組織、事務局等に属する職員の定数又は

これらの職員の身分取扱で当該委員会又は委員の権限に属する事項の中政令で定めるものについて、当該委員会又は委員の規則その他の規程を定め、又は変更しようとする場合においては、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

第三節 委員会及び委員

第一款 通則

第一百九十二条 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならぬ委員会及び委員は、左の通りである。

一 教育委員会	二 選舉管理委員会
三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会	四 監査委員
五 内水面漁場管理委員会	六 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
六 収用委員会	七 地方税を賦課徴収し、分担金若しくは加入金を徴収し、又は過料を科すこと。
七 海区漁業調整委員会	八 普通地方公共団体の決算を議会の認定に付すること。
八 農業委員会	九 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支所若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。
九 第二款 教育委員会	十 第二款 教育委員会は、別に法律の定めによつて、その内部組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。
十 第三款 公安委員会	十一 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たつては、当該普通地方公共団体の長が第五十八条第一項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。
十一 第四款 選舉管理委員会	十二 普通地方公共団体に選舉管理委員会を置く。

法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

第一百九十三条 第百四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第一百九十四条 普通地方公共団体の委員会又は委員は、左に掲げる権限を有しない。但し、法律に特別の定があるものは、この限りでない。

第一百九十五条 普通地方公共団体の予算を調製し、及びこれを執行すること。

第一百九十六条 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

第一百九十七条 地方税を賦課徴収し、分担金若しくは加入金を徴収し、又は過料を科すること。

第一百九十八条 普通地方公共団体の決算を議会の認定に付すること。

第一百九十九条 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支所若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

第二款 教育委員会

普通地方公共団体の委員会の委員又は委員の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たつては、当該普通地方公共団体の長が第五十八条第一項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

第三款 公安委員会

普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

第四款 選舉管理委員会

普通地方公共団体に選舉管理委員会を置く。

第一百九十九条 普通地方公共団体の委員会の委員長は、選舉管理委員会は、四人の選舉管理委員を以てこれを組織する。

第一百九十九条 選舉管理委員は、選舉権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選舉に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

第一百九十九条 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

第一百九十九条 委員中に欠員があるときは、選舉管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

第一百九十九条 その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。

第一百九十九条 法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

第一百九十九条 委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。

第一百九十九条 第一項又は第二項の規定による選挙において、同一の政党その他の政治団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第三項の規定により委員の補欠を行えば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合等に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第一百九十九条 委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

第一百九十九条 委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選舉管理委員会の委員長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

第一百九十九条 選舉管理委員の任期は、四年とす。但し、後任者が就任する時まで在任する。

第一百九十九条 补欠委員の任期は、前任者の残任期間とす。

第一百九十九条 补充員の任期は、委員の任期による。

の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとてなされているかどうかについて特に意を用いなければならぬ。監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第一項の規定による監査をしなければならない。

監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第一項の規定による監査をすることができる。

監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に關し監査する事項の要求があつたときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものに出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを見査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に對し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聽くことができる。

監査委員は、第九十八条第二項の請求若しくは第六項の要求に係る事項についての監査又は第一項、第二項若しくは第七項の規定による監査について、監査の結果に關する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組

織及び運営の合理化に資するため、第七十五条第三項の規定又は第九項の規定による監査の結果に関する報告のうち、普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公正会員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他の法律に基づく委員会又は委員において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、そのことに対し、理由を付して、必要な措置を講すべきことを勧告することができる。」の場合において、監査委員は、当該勧告の内容を公表しなければならない。

第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定、第十項の規定による意見の決定又は前項の規定による勧告の決定は、監査委員の合議によるものとする。

監査委員は、第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平会員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

監査委員から第七十五条第三項の規定又は第九項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平会員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置（次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。）を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

監査委員から第十一項の規定による勧告を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会

会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他の法律に基づく委員会又は委員は、当該勧告に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

第二百九十九条の二 監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

第二百九十九条の三 監査委員は、識見を有する者のうちから選任される監査委員の一人（監査委員の定数が二人の場合において、そのうち一人が議員のうちから選任される監査委員であるときは、識見を有する者のうちから選任される監査委員）を代表監査委員としなければならない。

代表監査委員は、監査委員に関する庶務及び次項又は第二百四十二条の三第五項に規定する訴訟に関する事務を処理する。

代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が三人以上の場合には代表監査委員の指定する監査委員が、二人の場合には他の監査委員がその職務を代理する。

第二百条 都道府県の監査委員に事務局を置く。
市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。
事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。

事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員がこれを任免する。

事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職についてとは、この限りでない。

事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は第八十条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に関する事務に從事する。

第二百条の二 監査委員に常設又は臨時の監査専門委員会を置くことができる。
監査専門委員は、専門の学識経験を有する者のうちから、代表監査委員が、代表監査委員以外の監査委員の意見を聴いて、これを選任する。
監査専門委員は、監査委員の委託を受け、その権限に属する事務に關し必要な事項を調査する。
監査専門委員は、非常勤とする。

第二百一条 第百四十四条第一項、第一百五十四条、第一百五十九条、第一百六十四条及び第一百六十六条第一項の規定は監査委員に、第一百五十三条第一項の規定は代表監査委員に、第一百七十二条第四項の規定は監査委員の事務局長、書記その他の職員にこれを準用する。

第二百二条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、監査委員に關し必要な事項は、条例でこれを定める。

第六款 人事委員会、公平委員会、労働委員会、農業委員会その他の委員会

第二百二条の二 人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

労働委員会は、別に法律の定めるところにより、労働組合の資格の立証を受け及び証明を行い、並びに不当労働行為に関する調査し、審問し、命令を発し及び和解を勧め、労働争議のあつせん、調停及び仲裁を行い、その他労働関係に関する事務を執行する。

農業委員会は、別に法律の定めるところにより、農地等の利用關係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。

収用委員会は別に法律の定めるところにより、土地の収用に関する裁決その他の事務を行い、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会は別に法律の定めるところにより漁業調整のため必要な指示その他の事務を行い、固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより

る行政財産の使用又は公の施設の利用につき使
用料を徴収することができる。

(旧慣使用的の使用料及び加入金)

第二百二十六条 市町村は、第二百三十八条の六の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第二項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならぬ。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関する事項は、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者について

ては、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。

(分担金等の徴収に関する処分についての審査請求)

第二百二十九条 普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政府でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対しても、当該審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

5 第二項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、同項の処分については、裁判所に出訴することができない。

(指定納付受託者に対する納付の委託)

第二百三十一条の二の二 普通地方公共団体の歳入(第二百三十五条の四第三項に規定する歳入)を納付しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定納付受託者(次条第一項に規定する指定納付受託者をいう。第二号において同じ。)に納付を委託することができる。

一 歳入等の納付の通知に係る書面で総務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。

2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。

(歳入の収入の方法)

第二百三十二条 普通地方公共団体の歳入を收入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

(証紙による収入の方法等)

第二百三十三条の二の二 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。

(証紙による収入の方法)

第二百三十三条の二の三 歳入等の納付に関する事務(以下「納付事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するもの(以下「指定納付受託者」という。)は、総務省令で定めるところにより、歳入等を納付しようとする者との委託を受けて、納付事務を行うことができる。

(指定納付受託者の委託)

第二百三十三条の二の六 指定納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前三条、この条及び第二百三十三条の四の規定を施行するため必要な措置を講ずるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定納付受託者に對し、報告をさせることができる。

(指定納付受託者の帳簿保存等の義務)

第二百三十三条の二の七 普通地方公共団体の歳入(第二百三十五条の四第三項に規定する歳入)を納付したときは、遅滞なく、総務省令で定めた歳入等を納付しなければならない。

2 指定納付受託者は、第二百三十三条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときには、当該委託を受けた納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確實に遂行することができる者として政令で定められた者に委託することができます。

(指定納付受託者の納付)

第二百三十三条の二の四 第二百三十三条の二の規定により歳入等を納付しようとする者の届出があったときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

(納付事務の委託)

3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならぬ。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

(納付事務の委託)

3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならぬ。

(納付事務の委託)

付しようとする者の委託を受けたときは、普通地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。

2 指定納付受託者は、第二百三十三条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めた歳入等を納付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

4 第一項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

5 第一項の場合は、当該指定納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前三条、この条及び第二百三十三条の四の規定を施行するため必要な措置を講ずるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定納付受託者に對し、報告をさせることができる。

(指定納付受託者の帳簿保存等の義務)

第二百三十三条の二の八 普通地方公共団体の歳入(第二百三十五条の四第三項に規定する歳入)を納付したときは、遅滞なく、総務省令で定めた歳入等を納付しなければならない。

2 指定納付受託者は、第二百三十三条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときには、当該委託を受けた納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確實に遂行することができる者として政令で定められた者に委託することができます。

(指定納付受託者の納付)

第二百三十三条の二の九 第二百三十三条の二の規定により歳入等を納付しようとする者の届出があったときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

(納付事務の委託)

3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならぬ。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

(納付事務の委託)

3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならぬ。

(納付事務の委託)

3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならぬ。

(納付事務の委託)

3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならぬ。

(納付事務の委託)

3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならぬ。

(納付事務の委託)

二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

五 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(督促、滞納処分等)

第二百三十二条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

一 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

二 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（以下この項及び次条第一項において「分担金等」という。）につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することがができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

三 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

四 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁ではない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

五 普通地方公共団体の長以外の機関がした前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方税の滞納処分の例によりした処分について

の審査請求については、地方税法（昭和二十九年法律第二百二十六号）第十九条の四の規定を準用する。

7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

9 普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

10 第七項の審査請求に対する裁決を経た後ではなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

11 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

12 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。（指定納付受託者からの歳入等の徴収等）

第二百三十二条の四 指定納付受託者が第二百三十一条の二の五第一項の歳入等（分担金等であるものに限る。以下この項において同じ。）を同一条第一項の指定する日までに納付しない場合における当該歳入等の徴収については、地方税法第十三条の四の規定を準用する。この場合における当該歳入等に係る徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

2 普通地方公共団体の長以外の機関がした前項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政 庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対しても、当該普通地方公共団体の長がした処分についての審査請求については、同法第十九条の四の規定を準用する。

3 第一項前段において準用する地方税法第十三条の第四第一項の規定により普通地方公共団体の長がした処分についての審査請求については、同法第十九条の四の規定を準用する。

4 普通地方公共団体の長は、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求がされた場合は、当該審査請求が不適法であり、却下するときは、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
6 普通地方公共団体の長は、第四項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第四項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

8 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

9 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

第四節 支出

(経費の支弁等)

第二百三十二条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。

2 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

(寄附又は補助)

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(支出負担行為)

第二百三十二条の三 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為といふ)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。(支出の方法)

第二百三十二条の四 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がないれば、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

第二百三十二条の五 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれをすることができない。

(小切手の振出し及び公金振替書の交付)

第二百三十二条の六 第二百三十五条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体における支出は、政令の定めるところにより、現金の交付に代え、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は公金振替書を当該金融機関に交付してこれをするものとする。ただし、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、会計管理者は、自ら現金で小口の支払をし、又は当該金融機関をして現金で支払をさせることができる。

前項の金融機関は、会計管理者の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日付から十日以上を経過しているものであつても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。

第五節 決算

(決算)

第二百三十三条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付きなければならない。

普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

普通地方公共団体の長は、第三項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公示しなければならない。

普通地方公共団体の長は、第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合に

があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

2 前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

第二百三十八条の七 第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の長以外の機関がした行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求（行政財産を使用する権利にに関する処分についての審査請求）

2 普通地方公共団体の長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

第二百三十九条 第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の長以外の機関がした行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機關の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

第二款 物品

（物品）

この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）

2 公有財産に属するもの

3 基金に属するもの

4 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

5 普通地方公共団体の所有に属しない動産で普通地方公共団体が保管するもの（使用のために処分に関必要な事項は、政令でこれを定めること）

保管するものを除く。）のうち政令で定めるもの（以下「占有動産」という。）の管理に関する必要な事項は、政令でこれを定める。

第三款 債権

（債権）

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他の保全及び取立てに關し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

一 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権

二 過料に係る債権

三 証券に化されている債権（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）

四 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権

五 預金に係る債権

六 歳入歳出現金となるべき金銭の給付を目

的とする債権

七 寄附金に係る債権

八 基金に属する債権

第四款 基金

（基金）

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければいけない。

4 前二項に定めるもののほか、物品の管理及び運送に係る物品（政令で定める物品を除く。）を普通地方公共団体から譲り受けることができない。

5 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

6 普通地方公共団体の所有に属しない動産で普通地方公共団体が保管するもの（使用のために予算に計上しなければならない。

5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 前項の規定による意見の決定は、監査委員の監査に付し、その意見を付けて、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

3 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に關し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

第五款 住民による監査請求及び訴訟

（住民監査請求）

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確實さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事實（以下「怠る事實」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事實を改め、又は当該行為若しくは怠る事實によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講べきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、当該行為があつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

4 第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地

方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間當該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公示しなければならない。

5 第一項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内に行わなければならぬ。

7 監査委員は、第五項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えない場合は、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えない。

8 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は關係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、關係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員は、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

9 第五項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関若しくは職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。

10 普通地方公共団体の議会は、第一項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事實に関する損害賠償又は不当利得返還

11	る処分がなされた場合には、当該処分については、審査請求をすることができない。
12	普通地方公共団体の長は、第三項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときは、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
13	議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
14	第一項の規定により損害を賠償しなければならない場合には、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、適用しない。 (財政状況の公表等)
第二百四十三条の三	普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。
2	普通地方公共団体の長は、第二百二十二条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次に提出しなければならない。
3	普通地方公共団体の長は、第二百二十二条第三項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。
等)	(政令への委任)
第二百四十三条の五	歳入及び歳出の会計年度所属区分、予算及び決算の調製の様式、過年度収入及び過年度支出並びに翌年度歳入の繰上充用その他財務に関する事項は、この法律に定めるものほか、政令でこれを定める。

第一百四十四条	普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するた
（公の施設）	公の施設

2	めの施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。
2	普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することはならない。
3	普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。
3	（公の施設の設置、管理及び廃止）
第二百四十四条の二	普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
2	普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
3	普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときには、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
2	普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。
3	前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議決を経なければならない。（公の施設を利用する権利に関する権利に関する処分についての審査請求）
2	普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
2	普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときは、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
3	議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
4	普通地方公共団体の長は、第二項の規定によることを除き、議会に諮問した上、当該審査請求をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

第二百四十四条の五

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十五条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十六条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十七条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十八条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十九条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百五十条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百五十一条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百五十二条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百五十三条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百五十四条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百五十五条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百五十六条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百五十七条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百五十八条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百五十九条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百六十条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百六十一条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百六十二条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百六十三条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百六十四条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百六十五条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百六十六条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百六十七条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百六十八条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百六十九条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百七十条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百七十一条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百七十二条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百七十三条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百七十四条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百七十五条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百七十六条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百七十七条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百七十八条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百七十九条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百八十条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百八十二条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百八十三条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百八十四条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百八十五条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百八十六条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百八十七条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百八十八条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百八十九条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百九十条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百九十二条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百九十三条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百九十四条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百九十五条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百九十六条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百九十七条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百九十八条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百九十九条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百三十条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百三十一条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百三十二条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百三十三条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百三十四条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百三十五条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百三十六条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百三十七条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百三十八条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百三十九条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十一条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十二条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十三条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十四条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十五条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十六条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十七条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十八条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百四十九条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百五十条

（情報システムの利用に係る基本原則）

第二百五十一条

（情報システムの利用に係る基本原則）

害しているときに当該普通地方公共団体に對して行われる当該違反の是正又は改善のため必要な措置を講じなければならないものをいう。)

トへホニ 同意
許可、認可又は承認
指示
代執行（普通地方公共団体の事務の処理）

が法令の規定に違反しているとき又は当該普通地方公共団体がその事務の処理を怠つてゐるときに、その是正のための措置を当

該普通地方公共団体に代わつて行うことを
いう。)
普通地方公共団体との協議

三 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的な権利行使行為（目次一～六別

具体的かつ個別的には関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る）及び審査請求その他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）

第二百四十五条の二 普通地方公共団体は、その事務の処理に關し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

(関与の基本原則)

第二百四十五条の三 国は、普通地方公共団本

が、その事務の処理に関し、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要

2 するにとすると場合には、その目的を達成するためには必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。

国は、できる限り、普通地方公共団体が、自

3 治事務の処理に関しては普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号ト及び第三号に規定する行為を法定受託事務の処理に関しては普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち同号に規定する行為を受け、又は要することとすることのないようしなければならない。

又は都道府県の施策と普通地方公共団体の施策との間の調整が必要な場合を除き、普通地方公共団体の事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号に規定する行為を要することとすることのないようにならなければならぬ。

4 国は、法令に基づき国がその内容について財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされている計画を普通地方公共団体が作成する場合等國又は都道府県の施策と普通地方公共団体の施策との整合性を確保しなければこれららの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合を除き、自治事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号ニに規定する行為を要することとすることのないようにならなければならぬ。

5 国は、普通地方公共団体が特別の法律により法人を設立する場合等自治事務の処理について國の行政機関又は都道府県の機関の許可、認可又は承認を要することとすること以外の方法によつてその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、自治事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号ホに規定する行為を要することとすることのないようにならなければならぬ。

6 国は、国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合等特に必要と認められる場合を除き、自治事務の処理に関し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号ヘに規定する行為に従わなければならないこととすることのないようにならなければならぬ。

(技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求)

項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。

普通地方公共団体の長その他の執行機関は各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

は
に
前
府
通
促
を
執
安
第 5 普通地方公共団体は、第一項、第三項又は前項の規定による求めを受けたときは、当該事務の処理について違反の是正又は改善のための必要な措置を講じなければならない。
(是正の勧告)
第二百四十五条の六 次の各号に掲げる都道府県の執行機関は、市町村の当該各号に定める自治の受託事務を除く。の処理が法令の規定に違反していると認める場合、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認める場合において、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、自ら当該市町村に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講すべきことを求めることができる。

(是正の要求)
第二百四十五条の五 各大臣は、その担任する事務に關し、都道府県の自治事務の處理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく不適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることがで
きる。

事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 都道府県知事 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選舉管理委員会を

2 次の各号に掲げる事務の処理が法令の規定に違反していると認めると、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めると、当該各号に定める都道府県の執行機関に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを当該市町村に求めるよう指示をすることができる。

<p>（是正の指示）</p> <p>第一百四十五條の七 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反して、いると除く。の担任する自治事務</p>	<p>二 都道府県教育委員会 市町村教育委員会の担任する自治事務</p>
<p>三 都道府県選挙管理委員会 市町村選挙管理委員会の担任する自治事務</p>	

一 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の担任する事務（第一号法定受託事務を除く。次号及び第三号において同じ。）都道府県知事

二 市町村教育委員会の担任する事務 都道府県教育委員会

三 市町村選挙管理委員会の担任する事務 都

記載する所の外は、法の規定に違反しないことを認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に關し、必要な指示をすることができる。

次の各号に掲げる都道府県の執行機関は、市町村の当該各号に定める法定受託事務の処理が法令の規定に基づいて、もろとも思へること、又は

道府県選挙管理委員会
前項の指示を受けた都道府県の執行機関は
当該市町村に対し、当該事務の処理について達成
反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべき
ことを求めなければならない。
各大臣は、第二項の規定によるほか、その担任
する事務に関して、市町村の事務（第一号法定

法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとときは、当該市町村に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講すべき措置に関する指示をすることができる。

一 都道府県知事 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の担任する法定受託事務

二 都道府県教育委員会 市町村教育委員会の担任する法定受託事務

三 都道府県選挙管理委員会 市町村選挙管理委員会の担任する法定受託事務

4 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、前項各号に掲げる都道府県の執行機関に対し、同項の規定による市町村に対する指示に関し、必要な指示をすることができる。

各大臣は、前項の規定によるほか、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認める場合において、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、自ら当該市町村に対し、当該第一号法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に關し、必要な指示をすることができる。

（代執行等）

第二百四十五条の八 各大臣は、その所管する法律

若しくはこれに基づく政令に係る都道府県知事の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは当該各大臣の处分に違反するものがある場合又は当該法定受託事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、本項から第八項までに規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することができるとが明らかであるときは、文書により、当該都道府県知事に対して、その旨を指摘し、期限を定めて、当該違反を是正し、又は当該怠る法定受託事務の管理若しくは執行を改めるべきことを勧告することができる。

各大臣は、都道府県知事が前項の期限までに同項の規定による勧告に係る事項を行わないときは、文書により、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを指示することができる。

各大臣は、高等裁判所に対し前項の規定により訴えを提起したときは、直ちに、文書によ

り、その旨を当該都道府県知事に通告するとともに、当該高等裁判所に對し、その通告をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

当該高等裁判所は、第三項の規定により訴えが提起されたときは、速やかに口頭弁論の期日を定め、当事者を呼び出さなければならない。その期日は、同項の訴えの提起があつた日から十五日以内の日とする。

当該高等裁判所は、各大臣の請求に理由があると認めるときは、当該都道府県知事に對し、期限を定めて当該事項を行なるべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。

第三項の訴えは、当該都道府県の区域を管轄する高等裁判所の専属管轄とする。

各大臣は、都道府県知事が第六項の裁判に従い、同項の期限までに、なお、当該事項を行なうときは、当該都道府県知事に代わつて当該事項を行うことができる。この場合においては、各大臣は、あらかじめ当該都道府県知事に対し、当該事項を行なう日時、場所及び方法を通知しなければならない。

第三項の訴えに係る高等裁判所の判決に対する上告の期間は、一週間とする。

前項の上告は、執行停止の効力を有しない。

各大臣の請求に理由がない旨の判決が確定した場合において、既に第八項の規定に基づき第二項の規定による指示に係る事項が行われているときは、都道府県知事は、当該判決の確定後三月以内にその処分を取り消し、又は原状の回復その他必要な措置を執ることができる。

前各項の規定は、市町村長の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは各大臣の担任する法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務の処理に係るべき基準を定めることができる。

各大臣は、特に必要があると認めるときは、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに當たりよるべき基準を定めることができる。

この場合において、都道府県の執行機関の定める基準は、次項の規定であつてはならない。

前項の規定は、次に掲げる助言等について

（助言等の方式等）

第三項（第十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の訴えについては、

行政事件訴訟法第四十三条规定にかかる他審理の促進に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（処理基準）

第二百四十五条の九 各大臣は、その所管する法

律又はこれに基づく政令に係る都道府県知事の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは当該各大臣の处分に違反するものがある場合又は当該法定受託事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、本項から第八項までに規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することができるとが明らかであるときは、文書により、当該都道府県知事に対して、その旨を指摘し、期限を定めて、当該違反を是正し、又は当該怠る法定受託事務の管理若しくは執行を改めるべきことを勧告することができる。

各大臣は、都道府県知事が前項の期限までに同項の規定による勧告に係る事項を行わないときは、文書により、当該都道府県知事に対し、期限を定めて当該事項を行うべきことを指示することができる。

各大臣は、高等裁判所に対し前項の規定により訴えを提起したときは、直ちに、文書によ

り、その旨を当該都道府県知事に通告するとともに、当該高等裁判所に對し、その通告をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

当該高等裁判所は、第三項の規定により訴えが提起されたときは、速やかに口頭弁論の期日を定め、当事者を呼び出さなければならない。その期日は、同項の訴えの提起があつた日から十五日以内の日とする。

当該高等裁判所は、各大臣の請求に理由があると認めるときは、当該都道府県知事に對し、期限を定めて当該事項を行なるべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。

第三項の訴えは、当該都道府県の区域を管轄する高等裁判所の専属管轄とする。

各大臣は、都道府県知事が第六項の裁判に従

い、同項の期限までに、なお、当該事項を行なうときは、当該都道府県知事に代わつて当該事

項を行なうことができる。この場合においては、各大臣は、あらかじめ当該都道府県知事に対

し、当該事項を行なう日時、場所及び方法を通知しなければならない。

第三項の訴えに係る高等裁判所の判決に対する上告の期間は、一週間とする。

前項の上告は、執行停止の効力を有しない。

各大臣の請求に理由がない旨の判決が確定した場合において、既に第八項の規定に基づき第二項の規定による指示に係る事項が行われてい

るときは、都道府県知事は、当該判決の確定後三月以内にその処分を取り消し、又は原状の回

復その他必要な措置を執ることができる。

前各項の規定は、市町村長の法定受託事務の

管理若しくは執行が法令の規定若しくは各大臣

の担任する法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに當たりよるべき基準を定めることができる。

各大臣は、特に必要があると認めるときは、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに當たりよるべき基準を定めることができる。

各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処

理について、第二項各号に掲げる都道府県の執行機関に對し、同項の規定により定める基準に關し、必要な指示をすることができる。

第一項から第三項までの規定により定める基準は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

第二款 普通地方公共団体に対する国

（普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の手続の適用）

第二百四十六条 次条から第二百五十条の五まで

の規定は、普通地方公共団体に対する国又は都

府県の関与について適用する。ただし、他の

法律に特別の定めがある場合は、この限りでない。

（助言等の方式等）

第二百四十七条 国の行政機関又は都道府県の機

関は、普通地方公共団体に對し、助言、勧告そ

の他これらに類する行為（以下本条及び第二百五十二条の十七の三第二項において「助言等の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときには、これを交付しなければならない。

（資料の提出の要求等の方式）

第二百四十八条 国の行政機関又は都道府県の機

関は、普通地方公共団体に對し、資料の提出の

要求その他これに類する行為（以下本条及び第二百五十二条の十七の三第二項において「資料

が国の行政機関又は都道府県の機関が行つた助

言等に從わなかつたことを理由として、不利益

な取扱いをしてはならない。

（資料の提出の要求等の方式）

第二百四十九条 国の行政機関又は都道府県の機

関は、普通地方公共団体に對し、是正の要求、

指示その他これらに類する行為（以下本条及び

第二百五十二条の十七の三第二項において「是

正の要求等」という。）をするときは、同時に、

当該是正の要求等の内容及び理由を記載した書

面を交付しなければならない。ただし、当該書

面を交付しないで是正の要求等をすべき差し迫

った必要がある場合は、この限りでない。

（前項ただし書の場合においては、国の行政機

関又は都道府県の機関は、是正の要求等をした

後相当の期間内に、同項の書面を交付しなけれ

ばならない。

(調停)

（前略）
第二百五十条の十九 委員会は、国の関与に關す

る審査の申出があつた場合において、相当であると認めるときは、職権により、調停案を作成して、これを当該国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁に示し、その受諾を勧告するとともに、理由を付してその要旨を公表することができる。

前項の調停案に係る調停は、調停案を示された普通地方公共団体の長その他の執行機関及び国行政庁から、これを受諾した旨を記載した文書が委員会に提出されたときに成立するものとする。この場合においては、委員会は、直ちにその旨及び調停の要旨を公表するとともに、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関及び国の行政庁にその旨を通知しなければならない。

(政令への委任)

第二百五十条の二十 この法律に規定するもののほか、委員会の審査及び勧告並びに調停に関する事項は、政令で定める。

第三款 自治紛爭處理委員

第二百五十二条 自治紛争処理委員は、この法律

の定めるところに上

の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛

争の調停、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの（以下この節において「都道府県の関与」という。）に関する審査、第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び第一百四十三条第三項（第一百八十四条の五第八人項及び第一百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審査を処理する。

の申請に係る審理を処理する。
自治紛争処理委員は、三人とし、事件ごとに

に、優れた識見を有する者の中から、総務大

臣又は都道府県知事がそれぞれ任命する。この

場合においては、総務大臣又は都道府県知事

は、あらかじめ当該事件に関係のある事務を担

任する各大臣又は都道府県の委員会若しくは委

員に協議するものとする。

自治紛争処理委員は、非常勤とする。

4　自治紛争処理委員は、次の名号のいずれかに該当するときは、その職を失う。

詫問するときには、その職を失ふ。

一 当事者が次条第一項の規定により調停の申請を取り下げたとき。

二 自治紛争処理委員が次条第六項の規定により当事者に調停を打ち切つた旨を通知したとき。

三 総務大臣又は都道府県知事が次条第七項又は第二百五十一条の三第十三項の規定により調停が成立した旨を当事者に通知したとき。

四 市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十一条の三第五項から第七項までにおいて準用する第二百五十条の十七の規定により自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出を取り下げたとき。

五 自治紛争処理委員が第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項若しくは第二百五十一条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による審査の結果の通知若しくは勧告及び勧告の内容の通知又は第二百五十一条の三第七項において準用する第二百五十条の十四第四項の規定による審査の結果の通知をし、かつ、これらを公表したとき。

六 普通地方公共団体が第二百五十一条の三の二第二項の規定により同条第一項の処理方策の提示を求める旨の申請を取り下げたとき。

七 普通地方公共団体が第二百五十一条の三の二第三項の規定により当事者である普通地方公共団体に同条第一項に規定する処理方策を提示するとともに、総務大臣又は都道府県知事にその旨及び当該処理方策を通知し、かつ、公表したとき。

八 第二百五十五条の五第一項の規定による審理に係る審査請求、審査の申立て又は審決の申請をした者が、当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を取り下げたとき。

九 第二百五十五条の五第一項の規定による審理を経て、総務大臣又は都道府県知事が審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をしたとき。

八 第二百五十五条の五第一項の規定による審理に係る審査請求、審査の申立て又は審決の申請をした者が、当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を取り下げたとき。

九 第二百五十五条の五第一項の規定による審理を経て、総務大臣又は都道府県知事が審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をしたとき。

総務大臣又は都道府県知事は、自治紛争処理委員が当該事件に直接利害関係を有することとなりたときは、当該自治紛争処理委員を罷免しなければならない。

五百五十条の九第二項、第八項、第九項（第一号を除く。）及び第十項から第十四項までの規定は、自治紛争処理委員に準用する。

6 自治紛争処理委員は、前項の規定により調停を打ち切たときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 第一項の調停は、当事者のすべてから、調停案を受諾した旨を記載した文書が総務大臣又は都道府県知事に提出されたときに成立するものとする。この場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、直ちにその旨及び調停の要旨を公表するとともに、当事者に調停が成立した旨を通知しなければならない。

8 総務大臣又は都道府県知事は、前項の規定により当事者から文書の提出があつたときは、その旨を自治紛争処理委員に通知するものとする。

9 自治紛争処理委員は、第三項に規定する調停案を作成するため必要があると認めるときは、当事者及び関係人の出頭及び陳述を求め、又は当事者及び関係人並びに紛争に係る事件に關係のある者に対し、紛争の調停のため必要な記録の提出を求めることができる。

10 第三項の規定による調停案の作成及びその要旨の公表についての決定、第五項の規定による調停の打切りについての決定並びに事件の要旨及び調停の経過の公表についての決定並びに前項の規定による出頭、陳述及び記録の提出の求めについての決定は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。
 (審査及び勧告)

府県の関与のうち許可その他の処分その他公権力の行使に当たるものをすべきにかかわらず、これをしないことをいう。以下本節において同じ。)に不服があり、文書により、自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出をしたときは、速やかに、第二百五十二条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、当該申出に係る事件をその審査に付さなければならぬ。

3 総務大臣は、市町村長その他の市町村の執行機関が、その担任する事務に関する当該市町村の法令に基づく協議の申出が都道府県の行政庁に対して行われた場合において、当該協議に係る当該市町村の義務を果たしたと認めるにもかかわらず、当該協議が調わないことについて、文書により、自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出をしたときは、速やかに、第二百五十二条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、当該申出に係る事件をその審査に付さなければならない。

4 前三项の規定による申出においては、次に掲げる者を相手方としなければならない。

一 第一項の規定による申出の場合は、当該申出に係る都道府県の関与を行つた都道府県の行政庁

二 第二項の規定による申出の場合は、当該申出に係る都道府県の不作為に係る都道府県の行政庁

三 前項の規定による申出の場合には、当該申出に係る協議の相手方である都道府県の行政庁

5 第二百五十条の十三第四項から第七項まで、第一百五十条の十四第一項、第二項及び第五項並びに第二百五十条の十五から第二百五十条の十七までの規定は、第一項の規定による申出について適用する。この場合において、これらの規定中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関」と、「国の行政庁」とあるのは「都道府県の行政庁」と、「委員会」とあるのは「自治紛争処理委員」と、第二百五十条の十三第四項並びに第二百五十条の十四第一項及び第二項中「国の関与」とあるのは「都道府県の関与」と、第二百五十条の十七第一項中「第二百五十条の十九第二項」とあるのは「第二百五十二条第三項」と読み替えるものとする。

十四第三項及び第五項並びに第二百五十条の十一条の三第十三項」と読み替えるものとする。

五から第二百五十条の十七までの規定は、第一項の規定による申出について準用する。この場合において、これらの規定中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「市町村の執行機関」と、「国」の行政庁とあるのは「都道府県の行政庁」と、「委員会」とあるのは「自治紛争処理委員」と、第二百五十条の十七第一項中「第二百五十条の十九第二項」とあるのは「第二百五十一条の三第三項」と読み替えるものとする。

第二百五十条の十三第七項、第二百五十条の十四第四項及び第五項並びに第二百五十条の十七まで規定は、第三項の規定による申出について準用する。この場合において、これらの規定中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「市町村の執行機関」と、「国」の行政庁とあるのは「都道府県の行政庁」と、「委員会」とあるのは「自治紛争処理委員」と、第二百五十条の十四第四項中「当該協議に係る普通地方公共団体」とあるのは「当該協議に係る市町村」と、第二百五十条の十七第一項中「第二百五十条の十九第二項」とあるのは「第二百五十一条の三第三項」と読み替えるものとする。

自治紛争処理委員は、第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項若しくは第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による審査の結果の通知若しくは勧告及び勧告の内容の通知又は前項において準用する第二百五十条の十四第四項の規定による審査の結果の通知をしたときは、直ちにその旨及び審査の結果又は勧告の内容を総務大臣に報告しなければならない。

第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項又は第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による自治紛争処理委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた都道府県の行政庁は、当該勧告に係られた期間内に、当該勧告に即して必要な措置を講ずるとともに、その旨を総務大臣に通知しなければならない。この場合においては、総務大臣は、当該通知に係る事項を当該勧告に係る第一項又は第二項の規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

総務大臣は、前項の勧告を受けた都道府県の行政庁に対し、同項の規定により講じた措置についての説明を求めることができる。

十一 自治紛争処理委員は、第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項、第六項において準用する第二百五十条の十四第三項又は第七項において準用する第二百五十条の十四第四項の規定により審査をする場合において、相当であると認めるときは、職権により、調停案を作成して、これを第一項から第三項までの規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関及び相手方である都道府県の行政庁に示し、その受諾を勧告したときは、直ちに調停案の写しを添えてその旨及び調停の経過を総務大臣に報告しなければならない。

十二 自治紛争処理委員は、前項の規定により調停案を第一項から第三項までの規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関及び相手方である都道府県の行政庁に示し、その受諾を勧告したときは、直ちに調停案の写しを添えてその旨及び調停の経過を総務大臣に報告しなければならない。

十三 第十一項の調停案に係る調停は、調停案を示された市町村長その他の市町村の執行機関及び都道府県の行政庁から、これを受諾した旨を記載した文書が総務大臣に提出されたときに成立するものとする。この場合においては、総務大臣は、直ちにその旨及び調停の要旨を公表するとともに、当該市町村長その他の市町村の執行機関及び都道府県の行政庁にその旨を通知しなければならない。

十四 総務大臣は、前項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関及び都道府県の行政庁から文書の提出があったときは、その旨を自治紛争処理委員に通知するものとする。

十五 次に掲げる事項は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

一 第五項において準用する第二百五十条の十四第一項の規定による都道府県の関与が違法又は普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する観点から不当であるかどうかについての決定及び同項の規定による勧告の決定

二 第五項において準用する第二百五十条の十四第二項の規定による都道府県の関与が違法であるかどうかについての決定及び同項の規定による勧告の決定

三 第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による第二項の申出に理由があるかどうかについての決定及び第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による勧告の決定

四 第七項において準用する第二百五十条の十四第四項の規定による第三項の申出に係る協議について当該協議に係る市町村がその義務を果たしているかどうかについての決定

五 第五百項から第七項までにおいて準用する第二百五十条の十五第一項の規定による関係行政機関の参加についての決定

六 第五百項から第七項までにおいて準用する第二百五十条の十六第一項の規定による証拠調べの実施についての決定

七 第十一項の規定による調停案の作成及びその要旨の公表についての決定

(処理方策の提示)

第二百五十二条の三の二 総務大臣又は都道府県知事は、第二百五十二条の二第七項の規定により普通地方公共団体から自治紛争処理委員による同条第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策(以下この条において「処理方策」という)の提示を求める旨の申請があつたときは、第二百五十二条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、処理方策を定めさせなければならない。

前項の申請をした普通地方公共団体は、総務大臣又は都道府県知事の同意を得て、当該申請を取り下げることができる。

3 自治紛争処理委員は、処理方策を定めたときは、これを当事者である普通地方公共団体に提示するとともに、その旨及び当該処理方策を総務大臣又は都道府県知事に通知し、かつ、これらを公表しなければならない。

4 自治紛争処理委員は、処理方策を定めるため必要があると認めるときは、当事者及び関係人の出頭及び陳述を求め、又は当事者及び関係人並びに紛争に係る事件に關係のある者に対し、処理方策を定めるため必要な記録の提出を求めることができる。

5 第三項の規定による処理方策の決定並びに項目の規定による出頭、陳述及び記録の提出の求めについての決定は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

6 第三項の規定により処理方策の提示を受けたときは、当事者である普通地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにしなければならない。

(政令への委任)

第二百五十五条の四 この法律に規定するもののほか、自治紛争処理委員の調停、審査及び勧告等についての規定は、この法律の規定によるものとする。

五百十一条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。）において同じ）、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

口 委員会が当該審査の申出をした日から九日を経過しても第二百五十条の十四第一項又は第二項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二百五十五条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

前項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。

一 前項第一号の場合は、第二百五十条の十三第四項本文の期間

二 前項第二号イの場合は、第二百五十一条の五第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間

三 前項第二号ロの場合、第二百五十一条の五第二項第三号に掲げる期間

四 第二百五十五条の五第三項から第六項までの規定は、第一項の訴えについて準用する。

第一項の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかるらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。

前各項に定めるもののはか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申し出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（市町村の不作為に関する都道府県の訴えの提起）

五百五十二条 第二百四十五条の五第二項の指

示を行つた各大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第三項の規定による是正の要求を行つた都道府県の執行機関に対し、高等裁判所に対し、当該是正の要求を受けた市町村の不作為に係る市町村の行政庁（当該是正の要求があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。次項において同じ。）を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作為の違法の確認を求めるよう指示をすることができる。

二 市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示に関する申出が取り下げられた場合を定する。この場合において、同条第三項中「当該普通地方公共団体の区域」とあるのは、「当該市町村の区域」と読み替えるものとする。

三 第一項第二号ロ及び第三項第一号ロの場合又は、第二百五十一条の六第二項第三号に掲げる期間

四 第二百五十五条の七第三項の指示を行つた各市町村の執行機関が第二百五十一条の六第一項の規定による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

五 第二百五十五条の七第三項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。

一 第一項第一号及び第三項第一号の場合は、第二百五十五条の三第三項において準用する第二百五十五条の十三第三項本文の期間

二 第一項第二号イ及び第三項第一号イの場合又は、第二百五十一条の六第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間

三 第一項第二号ロ及び第三項第一号ロの場合又は、第二百五十一条の六第二項第三号に掲げる期間

四 第二百五十五条の七第三項の指示を行つた各市町村の執行機関が第二百五十一条の六第一項の規定による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

五 第二百五十五条の七第三項の指示を行つた各市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。）において同じ。）、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

六 第二百五十五条の七第三項の指示を行つた各市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。）において同じ。）、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

第二項及び第三項の訴えについては、行政事務の訴訟法第四十三条第三項の規定にかかるわらず、同法第四十条第一項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。

前各項に定めるもののほか、第二項及び第三項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三節 普通地方公共団体相互間の協力

第一款 連携協約

(連携協約)

第二百五十五条の二 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

普通地方公共団体は、連携協約を告示するとともに、都道府県が締結したものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第五条の例によりこれを終わなければならない。

公益上必要がある場合には、都道府県が締結するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、連携協約を締結すべきことを勧告することができる。

連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、当該連携協約を締結した他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たつて当該普通地方公共団体が分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようしなければならない。

連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者である普通地方公共団体は、都道府県が当事者となる紛争にあつては総務大臣、その他の紛争

第一項の規定による脱退により機関等を共同設置する普通地方公共団体が「となつたときは、当該共同設置は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二の第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(機関の共同設置に関する規約)

第二百五十二条の八 第二百五十二条の七の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関(以下この条において「共同設置する機関」という)の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 共同設置する機関の名称

二 共同設置する機関を設ける普通地方公共団体

三 共同設置する機関の執務場所

四 共同設置する機関を組織する委員その他の構成員の選任の方法及びその身分取扱い

五 前各号に掲げるものを除くほか、共同設置する機関と関係普通地方公共団体との関係その他共同設置する機関に關し必要な事項

(共同設置する機関の委員等の選任及び身分取扱い)

第二百五十二条の九 普通地方公共団体が共同設置する委員会の議員で、普通地方公共団体の議会が選挙すべきものの選任については、規約で次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の議会が選舉すること。

二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙すること。

三 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員員)若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体が共同設置する委員会の議員(教育委員会にあつては、教育長及び委員員)若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方

法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任するること。

二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係普通地方公共団体の議会が選挙すること。

普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得た上、規約で定める普通地方公共団体の長が選任すること。

員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長、委員会又は委員会又は委員が選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すること。

二 関係普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員がこれを選任すること。

三 員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものの中を除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が選任すること。

四 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員員)若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第一項又は第二項の規定により選任するものの身分取扱いについては、規約で定める普通地方公共団体の長が選任する場合においては、規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙し又は規約で定める普通地方公共団体の長が選任する場合においては、規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙する場合においては、規約で定める普通地方公共団体の職員とみなす。

五 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第三項の規定により選任するものの身分取扱いについては、これらの者を選任する普通地方公共団体の長、委員会又は委員の属する普通地方公共団体の職員とみなす。

(共同設置する機関の委員等の解職請求)

第二百五十二条の十 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員員)若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、法律の定めるところに普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれをを行うものとする。この場合において、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、第二百九十九条第九項の規定による監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

前項の場合において、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、第二百九十九条第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことによ

り、同条第十二項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を他の関係普通地方公共団体の長に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

(共同設置する機関に対する法令の適用)

第二百五十二条の十一 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関は、

いではその半数を超える関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたときは、当該解職は、成立するものとする。(共同設置する機関の補助職員等)

第二百五十二条の十二 普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員が附属機関の委員が属するものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものの中を除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の議会若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が選任すること。

二 関係普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員がこれを選任すること。

三 員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものの中を除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の議会若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が選任すること。

四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に關する事項

(事務の委託)

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれをを行わなければならない。

第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(事務の委託の規約)

第二百五十二条の十五 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務(以下本条中「委託事務」という)の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 委託する普通地方公共団体

二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

三 委託事務に要する経費の支弁の方法

四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に關する事項

(事務の委託の効果)

第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他

この法律その他これら機関の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則その他の規程の適用については、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関とみなす。

第二百五十二条の十三 第二百五十二条の八から前条までの規定は、政令で定めるところにより、第二百五十二条の七の規定による議会事務は、第二百五十二条の九第四項又は第五項の規定により共同設置する機関の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員)又は委員が附属機関の庶務は、規約で定める普通地方公共団体の執行機関においてこれをつかさどるものとする。

(議会事務局等の共同設置に関する準用規定)

設置する委員会又は委員の事務を補助する職員は、第二百五十二条の九第四項又は第五項の規定により共同設置する機関の補助職員等)

設置する機関又は委員が附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が選任すること。

一 規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものの中を除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の議会若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が選任すること。

二 関係普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員がこれを選任すること。

三 員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものの中を除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の議会若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が選任すること。

四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に關する事項

- 再々審査請求は、当該処分に係る再審査請求若しくは審査請求の裁決又は当該処分を対象として、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対してもものとする。
- 前項の再々審査請求については、行政不服審査法第四章の規定を準用する。
- 前項において準用する行政不服審査法の規定に基づく処分及びその不作為については、行政不服審査法第二条及び第三条の規定は、適用しない。
- 第五節 雜則**
- (組織及び運営の合理化に係る助言及び勧告並びに資料の提出の要求)
- 第二百五十二条の十七の五** 総務大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、普通地方公共団体に対し、適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。
- 総務大臣は、都道府県知事に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。
- 第二百五十二条の十七の六** 総務大臣は、必要があるときは、都道府県について財務に關係のある事務に關し、実地の検査を行うことができる。
- 都道府県知事は、必要があるときは、市町村について財務に關係のある事務に關し、実地の検査を行うことができる。
- 総務大臣は、前項の規定によるほか、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、市町村について財務に關係のある事務に關し、実地の検査を行うことができる。

- 前項の再々審査請求については、行政不服審査法第二条及び第三条の規定は、適用しない。
- 第二百五十二条の十七の八** 第五百二十二条の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理する者がないときは、都道府県知事については総務大臣、市町村長については都道府県知事は、普通地方公共団体の長の被選挙権を有する者で当該普通地方公共団体の区域内に住所を有するもののうちから臨時代理者を選任し、当該普通地方公共団体の長の職務を行わせることができ。 (長の臨時代理者)
- 第二百五十二条の十七の九** 普通地方公共団体の選挙管理委員会が成立しない場合において、当該普通地方公共団体の議会もまた成立していないときは、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事は、臨時選挙管理委員を選任し、選挙管理委員の職務を行わせることができる。(臨時選挙管理委員)
- 第二百五十二条の十七の十** 前条の臨時選挙管理委員に対する給与は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員に対する給与の例によりこれを定める。(在職期間の通算)
- 第二百五十二条の十八** 都道府県は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(同法同条に規定する公務員とみなされる者を含む。以下本条中「公務員」という。)であつた者、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下本条中「退職年金条例」という。)の適用を受ける職員(その都道府県の退職年金条例の適用がある場合のほか、他の普通地方公共団体の適用がある場合のほか、他の普通地方公共団体

- 校職員給与負担法(昭和二十三年法律第二百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下本条中「他の都道府県の職員」といふ。)であつた者は市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員中政令で定める者(以下本条中「市町村の教育職員」という。)であつた者が、当該都道府県の退職年金条例の適用を受ける職員(その都道府県の退職年金条例の適用がある職員から引き継いで当該普通地方公共団体の職員となつた者に係る退職手当の算定の基礎となる勤続期間のうちから、その者の当該国又は他の普通地方公共団体の職員としての引き続いた在職期間を當該普通地方公共団体の職員としての引継いた在職期間に通算する措置を講ずるよう努めなければならない。
- 第二百五十二条の十八の二** 普通地方公共団体は、國又は他の普通地方公共団体の職員から引き継いで当該普通地方公共団体の職員となつた者に係る退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該国又は他の普通地方公共団体の職員としての引き続いた在職期間を當該普通地方公共団体の職員としての引継いた在職期間に通算する措置を講ずるよう努めなければならない。
- 第二百五十二条の十九** 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。
- 第一節 大都市等に関する特例**
- (指定都市の機能)
- 第一 児童福祉に関する事務
- 第二 民生委員に関する事務
- 第三 身体障害者の福祉に関する事務
- 第四 生活保護に関する事務
- 第五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 第六 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務
- 第七 母子保健に関する事務
- 第八 障害者の自立支援に関する事務
- 第九 生活困窮者の自立支援に関する事務
- 第十 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務

- 体の退職年金条例の適用を受ける職員であつた者が当該普通地方公共団体の退職年金条例の適用を受ける職員となつた場合においては、当該他の普通地方公共団体の退職年金条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該普通地方公共団体の退職年金条例による退職年金及び退職一時金の基礎となる在職期間に通算する措置を講ずるよう努めなければならない。
- 第二百五十二条の十八の二** 普通地方公共団体は、第一項及び前項の規定
- 十一 結核の予防に関する事務

- 前項の規定による求めを受けた指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならない。前各項に定めるもののはか、指定都市都道府県調整会議に関し必要な事項は、指定都市都道府県調整会議が定める。

(指定都市と包括都道府県の間の協議に係る勧告)

第二百五十二条の二十一の三 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、前条第五項の規定による求めに係る協議を調べるため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、文書で、当該指定都市及び包括都道府県の事務の処理に關し当該協議を調べるため必要な勧告を行うことを求めることができる。

指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、前項の規定による勧告の求め(以下この条及び次条において「勧告の求め」という。)をしよとうとするときは、あらかじめ、当該指定都市又は包括都道府県の議会の議決を経なければならぬ。

指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、勧告の求めをしようとするときは、指定都市の市長にあつては包括都道府県の知事、包括都道府県の知事にあつては指定都市の市長に対し、その旨をあらかじめ通知しなければならない。

勧告の求めをした指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、総務大臣の同意を得て、当該勧告の求めを取り下げることができる。

総務大臣は、勧告の求めがあつた場合においては、これを国の関係行政機関の長に通知するとともに、次条第二項の規定により指定都市都道府県勧告調整委員を任命し、当該勧告の求めに係る総務大臣の勧告について意見を求めるなければならない。

前項の規定により通知を受けた国の関係行政機関の長は、総務大臣に対し、文書で、当該勧告の求めについて意見を申し出ることができる。

総務大臣は、前項の意見の申出があつたときは、当該意見を指定都市都道府県勧告調整委員に通知するものとする。

総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員から意見が述べられたときは、速達なく、指定都市の市長及び包括都道府県の知事に対し、第十二条第六項又は第十四項の規定の趣旨を達成するため必要な勧告をするとともに、当該勧告の

内容を国の関係行政機関の長に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
(指定都市都道府県勧告調整委員)

これを公表しなければならない。

- 第二百五十二条の二十一の四** 指定都市都道府県
勧告調整委員は、前条第五項の規定による総務
大臣からの意見の求めに応じ、総務大臣に対
し、勧告の求めがあつた事項に関して意見を述
べる。

2 指定都市都道府県勧告調整委員は、三人と
し、事件ごとに、優れた識見を有する者のうち
から、総務大臣がそれぞれ任命する。

3 指定都市都道府県勧告調整委員は、非常勤と
する。

4 指定都市都道府県勧告調整委員は、勧告の求
めをした指定都市の市長若しくは包括都道府県
の知事が前条第四項の規定により勧告の求めを
取り下げたとき又は同条第五項の規定による総
務大臣からの意見の求めに応じ、総務大臣に対
し、勧告の求めがあつた事項に関して意見を述
べたときは、その職を失う。

5 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員
が当該事件に直接利害関係を有することとなつ
たときは、当該指定都市都道府県勧告調整委員
を罷免しなければならない。

6 第二百五十条の九第二項、第八項、第九項
(第二号を除く。) 及び第十項から第十四項まで
の規定は、指定都市都道府県勧告調整委員に準
用する。この場合において、同条第二項中「三
人以上」とあるのは「二人以上」と、同条第九
項中「総務大臣は、両議院の同意を得て」とあ
るのは「総務大臣は」と、「三人以上」とある
のは「二人以上」と、「二人」とあるのは「一
人」と、同条第十項中「二人」とあるのは「二
人」と、同条第十一項中「両議院の同意を得
て、その委員を」とあるのは「その指定都市都
道府県勧告調整委員を」と、同条第十二項中
「第四項後段及び第八項から前項まで」とある
のは「第八項、第九項(第二号を除く。)、第十
項及び前項並びに第二百五十二条の二十一の四
第五項」と読み替えるものとする。
(政令への委任)

第二百五十二条の二十一の五 前二条に規定する
もののほか、第二百五十二条の二十一の三第一
項に規定する総務大臣の勧告に関する必要な事項
は、政令で定める。

第二節 中核市に関する特例

（中核市の権能）

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口二
十万以上の市（以下「中核市」という。）は、

第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域につき一本丸ご処理することと

第一項の関係市か
す。

- が中核市が処理することに比して効率的な事務の他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができること。

中核市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

第二百五十二条の二十三 削除
(中核市の指定に係る手続)

第二百五十二条の二十四 総務大臣は、第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、関係市からの申出に基づき、これをを行うものとする。

前項の規定による申出をしようとするとときは、関係市は、あらかじめ、当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならぬ。前項の同意については、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
(政令への委任)

第二百五十二条の二十五 第二百五十二条の二十一の規定は、第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定があつた場合について準用する。
(指定都市の指定があつた場合の取扱い)

第二百五十二条の二十六 中核市に指定された市について第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合は、当該市に係る第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定は、その効力を失うものとする。
(中核市の指定に係る手続の特例)

第二百五十二条の二十六の二 第七条第一項又は第三項の規定により中核市に指定された市の区域の全部を含む区域をもつて市を設置する処分について同項の規定により総務大臣に届出又は

申請があつた場合は、第二百五十二条の二十四第一項の関係市からの申出があつたものとみなす。

らの申出があつたものとみな

- (資料及び意見の提出の要求)**

第十四章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例

第二百五十二条の二十六の三 各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、大規模な災害、感染症の蔓延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態（以下この章において「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と総称する。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その担任する事務に関し、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に関する基本的な方針について検討を行い、若しくは国民の生命、身体若しくは財産の保護のための措置（以下この章において「生命等の保護の措置」という。）を講じ、又は普通地方公共団体が講ずる生命等の保護の措置について適切と認める普通地方公共団体に對する国又は都道府県の関与（第二百四十五条の四第一項の規定による助言及び勧告を除く。）を行うため必要があると認めるときは、普通地方公共団体に対し、資料の提出を求めることができる。

各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その担任する事務に関し、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に関する基本的な方針について検討を行い、若しくは生命等の保護の措置を講じ、又は普通地方公共団体が講ずる生命等の保護の措置について適切と認める技術的な助言その他の普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与若しくは情報の提供を行うため必要があると認めるときは、普通地方公共団体に対し、意見の提出を求めることができる。

第二百四十五条の四第二項の規定は、前二項の規定による市町村に対する都道府県知事その他の都道府県の執行機関の資料又は意見の提出の求めについて準用する。

（事務処理の調整の指示）

第二百五十二条の二十六条の四 各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その担任

する事務に關し、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る都道府県において、一の市町村の区域を超える広域の見地から、当該都道府県の事務（法律又はこれに基づく政令により都道府県が処理することとされる事務であつて、当該生命等の保護の措置に係るものに限る。）の処理と当該都道府県の区域内の市町村の事務（法律又はこれに基づく政令により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものであつて、当該生命等の保護の措置に密接に関連するものに限りある。）の処理との間の調整を図る必要があると認めるとときは、第二百四十五条の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定によるほか、当該都道府県に対し、当該調整を図るために必要な措置を講ずるよう指示をすれば、当該市町村に対し、当該指示をした旨を通知するものとする。

一 法律又はこれに基づく政令により指定都市又は中核市が処理することとされている事務（法律又はこれに基づく政令によりこれらのこととされている事務のうち政令で定めるもの市以外の市町村が当該事務を処理することとされている場合における当該事務を除く。）

二 前号に掲げる事務を除くほか、法律又はこれに基づく政令により市町村が処理することとされている事務のうち政令で定めるもの

三 第二百五十二条の十七の二第一項の条例又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六百六十二号）第五十五条第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされていいる事務

前項後段の規定による通知は、都道府県知事その他の都道府県の執行機関を通じてすること

その他の都道府県の執行機関を通じてすること

ができる。

（生命等の保護の措置に関する指示）

第二百五十二条の二十六の五 各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模及び態様、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る地域の状況その他の当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する状況を勘案して、その担任する事務に關し、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に依る場合は、

当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命

示をすることができる場合を除き、閣議の決定を経て、その必要な限度において、普通地方公共団体に対し、当該普通地方公共団体の事務の処理について当該生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講すべき措置に關し、必要な指示をすることができる。

2 各大臣は、前項の規定により普通地方公共団体に対して指示をしようとするときは、あらかじめ、当該指示に係る同項に規定する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する状況を適切に把握し、当該普通地方公共団体の事務の処理について同項の生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講すべき措置の検討を行うため、第二百五十二条の二十六の三第一項又は第二項の規定による当該普通地方公共団体に対する資料又は意見の提出の求めその他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市町村に対する第一項の指示は、都道府県知事その他の都道府県の執行機関を通じてすることができる。

4 各大臣は、第一項の指示をしたときは、その旨及びその内容を国会に報告するものとする。

（普通地方公共団体相互間の応援の要求）

第二百五十二条の二十六の六 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該生

命等の保護の措置について応援を求めることができる。

（國による応援の要求及び指示等）

第二百五十二条の二十六の八 都道府県知事は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、

第二百五十二条の二十六の六第一項若しくは前

条第一項の規定による求め又は同条第二項の規

定による指示のみによつてはこれらの規定の生

命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施されないとい認めるときは、他の法律の規定に基づき、他の法律の規定に基づき当該生

命等の保護の措置について応援を求めることが

できる場合を除き、他の普通地方公共団体の長

又は委員会若しくは委員に対し、応援を求める

ことができる。この場合において、応援を求める

おそれがある場合において、生命等の保護の

措置を的確かつ迅速に講ずるため必要があると

認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生

命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施され

ないとい認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生

命等の保護の措置について応援を求めることが

できる場合を除き、他の普通地方公共団体の長

又は委員会若しくは委員は、同項の生命等の保護

の措置の実施について、当該応援に從事する者

を指揮する。

（都道府県による応援の要求及び指示）

第二百五十二条の二十六の七 都道府県知事は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該応援の要求及び指示について、当該応援に從事する者

を指揮する。

（都道府県による応援の要求及び指示）

第二百五十二条の二十六の八 都道府県知事は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、

第二百五十二条の二十六の六第一項若しくは前

条第一項の規定による求め又は同条第二項の規

定による指示のみによつてはこれらの規定の生

命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施され

ないとい認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生

命等の保護の措置について応援を求めることが

できる場合を除き、他の普通地方公共団体の長

又は委員会若しくは委員は、同項の生命等の保護

の措置の実施について、当該応援に從事する者

を指揮する。

（都道府県による応援の要求及び指示）

第二百五十二条の二十六の九 都道府県知事は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、

第二百五十二条の二十六の六第一項若しくは前

条第一項の規定による求め又は同条第二項の規

定による指示のみによつてはこれらの規定の生

命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施され

ないとい認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生

命等の保護の措置について応援を求めることが

できる場合を除き、他の普通地方公共団体の長

又は委員会若しくは委員は、同項の生命等の保護

の措置の実施について、当該応援に從事する者

を指揮する。

（都道府県による応援の要求及び指示）

第二百五十二条の二十六の十 都道府県知事は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、

第二百五十二条の二十六の六第一項若しくは前

条第一項の規定による求め又は同条第二項の規

定による指示のみによつてはこれらの規定の生

命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施され

ないとい認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生

命等の保護の措置について応援を求めることが

できる場合を除き、他の普通地方公共団体の長

又は委員会若しくは委員は、同項の生命等の保護

の措置の実施について、当該応援に從事する者

を指揮する。

（都道府県による応援の要求及び指示）

第二百五十二条の二十六の十一 都道府県知事は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、

第二百五十二条の二十六の六第一項若しくは前

条第一項の規定による求め又は同条第二項の規

定による指示のみによつてはこれらの規定の生

命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施され

ないとい認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生

命等の保護の措置について応援を求めることが

できる場合を除き、他の普通地方公共団体の長

又は委員会若しくは委員は、同項の生命等の保護

の措置の実施について、当該応援に從事する者

を指揮する。

（都道府県による応援の要求及び指示）

第二百五十二条の二十六の十二 都道府県知事は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、

第二百五十二条の二十六の六第一項若しくは前

条第一項の規定による求め又は同条第二項の規

定による指示のみによつてはこれらの規定の生

命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施され

ないとい認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生

命等の保護の措置について応援を求めることが

できる場合を除き、他の普通地方公共団体の長

又は委員会若しくは委員は、同項の生命等の保護

の措置の実施について、当該応援に從事する者

を指揮する。

（都道府県による応援の要求及び指示）

第二百五十二条の二十六の十三 都道府県知事は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、

第二百五十二条の二十六の六第一項若しくは前

条第一項の規定による求め又は同条第二項の規

定による指示のみによつてはこれらの規定の生

命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施され

ないとい認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生

命等の保護の措置について応援を求めることが

できる場合を除き、他の普通地方公共団体の長

又は委員会若しくは委員は、同項の生命等の保護

の措置の実施について、当該応援に從事する者

を指揮する。

（都道府県による応援の要求及び指示）

第二百五十二条の二十六の十四 都道府県知事は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、

第二百五十二条の二十六の六第一項若しくは前

条第一項の規定による求め又は同条第二項の規

定による指示のみによつてはこれらの規定の生

命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施され

ないとい認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生

命等の保護の措置について応援を求めることが

できる場合を除き、他の普通地方公共団体の長

又は委員会若しくは委員は、同項の生命等の保護

の措置の実施について、当該応援に從事する者

を指揮する。

（都道府県による応援の要求及び指示）

第二百五十二条の二十六の十五 都道府県知事は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、

第二百五十二条の二十六の六第一項若しくは前

条第一項の規定による求め又は同条第二項の規

定による指示のみによつてはこれらの規定の生

命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施され

ないとい認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生

命等の保護の措置について応援を求めることが

できる場合を除き、他の普通地方公共団体の長

又は委員会若しくは委員は、同項の生命等の保護

の措置の実施について、当該応援に從事する者

を指揮する。

（都道府県による応援の要求及び指示）

第二百五十二条の二十六の十六 都道府県知事は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、

第二百五十二条の二十六の六第一項若しくは前

条第一項の規定による求め又は同条第二項の規

定による指示のみによつてはこれらの規定の生

命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施され

ないとい認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生

命等の保護の措置について応援を求めることが

できる場合を除き、他の普通地方公共団体の長

又は委員会若しくは委員は、同項の生命等の保護

の措置の実施について、当該応援に從事する者

を指揮する。

（都道府県による応援の要求及び指示）

第二百五十二条の二十六の十七 都道府県知事は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、

第二百五十二条の二十六の六第一項若しくは前

条第一項の規定による求め又は同条第二項の規

定による指示のみによつてはこれらの規定の生

命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施され

ないとい認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生

命等の保護の措置について応援を求めることが

できる場合を除き、他の普通地方公共団体の長

又は委員会若しくは委員は、同項の生命等の保護

の措置の実施について、当該応援に從事する者

を指揮する。

（都道府県による応援の要求及び指示）

第二百五十二条の二十六の十八 都道府県知事は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、

第二百五十二条の二十六の六第一項若しくは前

条第一項の規定による求め又は同条第二項の規

定による指示のみによつてはこれらの規定の生

命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施され

ないとい認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生

命等の保護の措置について応援を求めることが

できる場合を除き、他の普通地方公共団体の長

又は委員会若しくは委員は、同項の生命等の保護

の措置の実施について、当該応援に從事する者

を指揮する。

（都道府県による応援の要求及び指示）

第二百五十二条の二十六の十九 都道府県知事は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、

第二百五十二条の二十六の六第一項若しくは前

条第一項の規定による求め又は同条第二項の規

定による指示のみによつてはこれらの規定の生

命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施され

ないとい認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生

命等の保護の措置について応援を求めることが

できる場合を除き、他の普通地方公共団体の長

又は委員会若しくは委員は、同項の生命等の保護

の措置の実施について、当該応援に從事する者

を指揮する。

（都道府県による応援の要求及び指示）

第二百五十二条の二十六の二十 都道府県知事は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、

第二

道府県の知事等に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

事等は、第二項若しくは第三項の規定による求め又は前項の規定による指示に応じ応援をする場合において、事態発生市町村の長等の実施する生命等の保護の措置が困難な場合は、
外部監査契約に基づく監査によるあつせんがあつたときは、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(職員の派遣義務)
第二百五十二条の二十六の十 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、前条の規定によるあつせんがあつたときは、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

第一節 通則

(外部監査契約)

第一節 通則

2 「部監査契約」とは、包括外部監査契約及び個別外部監査契約をいう。

は、第二百五十二条の三十六第一項各号に掲げる普通地方公共団体及び同条第二項の条例を定めた同条第一項第二号に掲げる市以外の市又は

町村が、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者

監査を受けるとともに監査の結果に関する報告書の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査委員会

3 行う者と締結するものをいう。

該各号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めによつて、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに若

第二項に規定する者の監査を受けることの結果の報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものを

一 第二百五十二条の三十九第一項に規定する普通地方公共団体第七十五条第一項の請求

二 第二百五十二条の四十第一項に規定する並
通地方公共団体第九十八条第二項の請求
三 第二百五十二条の四十一第一項に規定する

普通地方公共団体 第百九十九条第六項の
要求 第二百五十二条の四十二第一項に規定する

五 普通地方公共団体 第百九十九条第七項の要求 第二百五十二条の四十三第一項に規定する

普通地方公共団体 第二百四十二条第一項の
（外部監査契約を審議できる者）
請求

第二百五十二条の二十八 普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体

外語監査契約を締結する。右
二百五十二条の一十八 普通地

第二百五十二条の二十九 普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体

二、公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）
三、國の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者であつて、監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であつて、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの。
普通地方公共団体は、外部監査契約を円滑に締結し、又はその適正な履行を確保するため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の識見を有する者であつて税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）であるものと外部監査契約を締結してはならない。
一、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者
二、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十九号）又は地方公務員法の規定により懲戒免職の处分を受け、当該处分の日から三年を経過しない者
四、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）、公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）又は税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定による懲戒処分により、弁護士の登録の抹消又は会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者で、これららの処分を受けた日から三年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）
五、税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から三年を経過しないもの。
六、懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの。

七 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第一号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

八 当該普通地方公共団体の議会の議員
九 当該普通地方公共団体の職員
十 当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものであつた者

十一 当該普通地方公共団体の長、副知事若しくは市町村長、会計管理者又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者

十二 当該普通地方公共団体に対し請負（外部監査契約に基づくものを除く。）をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人

（特定の事件についての監査の制限）

第二百五十二条の二十九 包括外部監査人（普通地方公共団体と包括外部監査契約を締結し、かつ、包括外部監査契約の期間（包括外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に関する報告を提出すべき期間をいう。以下本章において同じ。）内にある者をいう。以下本章において同じ。）又は個別外部監査人（普通地方公共団体と個別外部監査契約を締結し、かつ、個別外部監査契約の期間（個別外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に関する報告を提出すべき期間をいう。以下本章において同じ。）内にある者をいう。以下本章において同じ。）は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

（監査の実施に伴う外部監査人と監査委員相互間の配慮）

第二百五十二条の三十 外部監査人（包括外部監査人及び個別外部監査人をいう。以下本章において同じ。）は、監査を実施するに当たつては、監査委員にその旨を通知する等相互の連絡を図るとともに、監査委員の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

監査委員は、監査を実施するに当たつては、外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

四十四条の一第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができる。監査委員は、監査の結果に基づいて監査のため必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人の帳簿書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。
監査委員は、前条第五項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを公表しなければならない。
監査委員は、包括外部監査人の監査の結果に關し必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の議会及び長並びに關係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員による意見を提出することができる。
第一項の規定による協議又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
前条第五項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会、労働委員会、農業委員会その他の法律に基づく委員会又は委員による意見を提出することができる。

該通知に係る事項を公表しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知の規定による監査の特例) 第三百五十二条の三十九 第七十五条第一項の請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の同項の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、同項の請求をする場合には、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第七十五条第一項の請求に係る個別外部監査の請求は、直ちに、政令で定めたところにより、当該請求の要旨を公表するとともに、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を付けて、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

前項の規定による通知があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、当該通知があつた日から二十日以内に議会を招集し、同項の規定による監査委員の意見を付けて、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会に付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない。

事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た場合には、当該普通地方公共団体の長は、あらかじめは、政令で定めるところにより、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査契約を一の者と締結しなければならない。

前項の個別外部監査契約を締結する場合には、当該普通地方公共団体の長は、あらかじめ監査委員の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければならない。

第三項又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

8 第五項の個別外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。

一 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項

二 個別外部監査契約の期間

三 個別外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

四 前三号に掲げる事項のほか、個別外部監査契約を締結したときは、前項第一号から第三号までに掲げる事項その他政令で定める事項を直ちに告示しなければならない。

5 包括外部監査対象団体の長が、第五項の個別外部監査契約を当該包括外部監査対象団体の包括外部監査人と締結するときは、第六項の規定は、適用しない。この場合において、当該個別外部監査契約は、個別外部監査契約の期間が当該包括外部監査対象団体が締結している包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間を超えないものであり、かつ、個別外部監査契約を締結した者に支払うべき費用の額の算定方法が当該個別外部監査契約で定める包括外部監査契約を締結した者に支払うべき費用の額の算定方法に準じたものでなければならない。

6 前項の規定により第五項の個別外部監査契約を締結した包括外部監査対象団体の長は、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項につき監査し、かつ、監査の結果に関する報告を決定するとともに、これを当該個別外部監査契約を締結した普通地方法公共団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

8 前条第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定は、事務の監査の請求に係る個別外部監査委員は、前項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る代表者に送付するとともに、公表しなければならない。

外部監査の請求に係る」とあるのは「同条第二項に規定する議会からの個別外部監査の請求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「次条第一項」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「次条第二項に規定する議会からの個別外部監査の請求」と読み替えるものとする。

前項において準用する前条第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、議会から個別外部監査の請求に係る事項について監査しなければならない。

六
第一百九十九条第二項後段、第二百五十二条の三十七第五項及び第二百五十二条の三十八の規定は、議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第二百五十二条の三十七第五項並びに第二百五十二条の三十八第二項、第四項及び第六項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとす

第二百五十二条の四十一 第百九十九条第六項の規定による監査の特例
(百九十九条第六項の規定による監査の特例)
要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要がある

3 2 ると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第百九十九条第六項の要求（以下本条において「長からの個別外部監査の要求」という。）については、同項の規定にかかわらず、監査委員は、当該長からの個別外部監査の要求に係る事項についての監査は行わない。

は、監査委員は、直ちに、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

条の四十一年第三項」と、「長は、当該通知がある日から二十日以内に議会を招集し」とあるのは「長は」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「同条第二項に規定する長からの個別外部監査の要求」と、「付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない」とあるのは「付議しなければならぬ」とある。

「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について」とあるのは、「第二百五十二条の四十一第一項に規定する長からの個別外部監査の要求について」と、事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは、「同項に規定する長からの個別外部監査の要求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは、「第二百五十二条の四十一第一項に規定する長からの個別外部監査の請求について」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは、「第二百五十二条の四十一第一項に規定する長からの個別外部監査の要求」と読み替えるものとする。

⁶ 当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、長からの個別外部監査の要求による事項につき監査しなければならない。
第二百五十二条の三三十七第五項及び第二百五十二条の三三十八の規定は、長からの個別外部監査の要求による事項についての個別外部監査人

の監査について準用する。この場合において、第一百五十二条の三十七第五項並びに第一百五十二条の三十八第二項、第四項及び第六項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。

してはいるもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第二百四

十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについての第一百四十九条第七項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合においては、

3 2
外部監査契約に基づく監査によることを求める
ことができる。
前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第百九十九条第七項の要求（以下本条において「財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求」という。）については、同項の規定にかかわらず、監査委員は、当該財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項についての監査は行わない。
財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求があつたときは、監査委員は、直ちに、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約によることを求める

約に基づく監査によることについての意見を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

条第四項中「前項」とあるのは、「第二百五十一
条の四十二(第三項)」と、「長は、当該通知があ
つた日から二十日以内に議会を招集し」とある
のは「長は」と、「事務の監査の請求に係る個
別外部監査の請求」とあるのは「同条第二項に
規定する財政的援助を与えているもの等に係る
個別外部監査の要求」と、「付議し、その結果
を監査委員に通知しなければならない」とある
のは「付議しなければならない」と、同条第五
項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の
請求について」とあるのは「第二百五十二条の

四十二第一項に規定する財政的援助を与えていたもの等に係る個別外部監査の要求について」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは「同項に規定する財政的援助を与えていたもの等に係る個別外部監査の要求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「第二百五十二条の四十二第三項」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る」とあるのは「同項に規定する財政的援助を与えていたもの等に係る個別外部監査の要求に係る」とある。

係る個別外部監査の請求」とあるのは、「第二百五十二条の四十一第二項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求」と読み替えるものとする。
前項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査の要

約の期間内に、財政的援助を与えていたもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項につき監査しなければならない。

第二百五十二条の三十七第五項及び第二百五十三条の三十八の規定は、財政的援助を与えていたもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第二百五十二条の三十七第五項並びに第二百五十二条の三十八第一項、第四項及び第六項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。

の請求に係る監査について監査委員の監査に付えて契約に基づく監査によることができる」として条例により定める普通地方公共機関の住民等は、同項の請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その理由を付して、併せて監査委員の監査に付えて個別外部監査契約に基づく監査によることとする。

ることを求めることができる。
監査委員は、前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第二百四十二条第一項の請求（以下この条において「住民監査請求に係る個別外部監査の請求」という。）があつた場合において、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めるときは、個別外部監査契約に基づく監査によることを沖合へ、当該住民監査請求に係る個別外部監査の

規定の旨を該監査委員会に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該監査請求をした旨を、当該住民監査請求に係る個別監査の請求人に直ちに通知しなければならない。

等（一）とあるのは、「公益法人等（認可地縁団体及び一）とする。

認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

前項の規定による規約の変更是、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受けたときは、この限りでない。

前項の規定による規約の変更是、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の五 認可地縁団体は、認可を受ける時は、認可を受けた時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代代表者を選任しなければならない。

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

一 財産の状況を監査すること。

二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令の規定による規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

第二百六十条の十三 認可地縁団体を開かなければならぬ場合は、いつでも臨時総会を招集することができる。

総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合にあつた場合は、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならぬ。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つしなければならない。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものと除き、すべて総会の決議によつて行う。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表决権は、平等とする。

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

第二百六十条の十九 前項の構成員は、規約又は総会の決議によつて、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代代表者を選任しなければならない。

第二百六十条の二十 認可地縁団体が解散する場合は、清算人を置くこととする。

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結果に至るまではなお存続するものとみなす。

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がないと、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職務で、清算人を選任することができます。

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職務で、認可地縁団体の清算人の解任することができる。

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をする旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

認可地縁団体の清算人は、知れていいる債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産が、その債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人

る当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条

第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を持供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を持供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を持供するときは、当該認可地縁団体は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一条）により、五十万円以下の過料に処する。

第二百六十条の四十八

当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第二百六十條の四十九

四百六十条の四十九 市町村は、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たる四百六十条の四十九第一項の規定に違反して、合併をしたとき。

市町村長は、前項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体（当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。）又は当該団体を主たる構成員とする団体であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができる。

一 良好的な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（以下この条において「特定地域共同活動」という。）を、地域の多様な主体との連携その他の方策により効率的かつ効果的に運営されること。

二 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。

三 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。

四 前三号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。

市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動に関し必要な支援を行うものとする。

市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の状況及び当該特定地域共同活動に係る主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようにしなければならない。

四 前三号に掲げるもののほか、条例で定める

一 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（以下この条において「特定地域共同活動」という。）を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。

二 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。

三 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを作成していること。

四 前三号に掲げるもののほか、条例で定める

二 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。

三 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを作成していること。

四 前三号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。

市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動

前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地・借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。

第二百三十八条の二(第二項及び第二百三十九条の五)第四項から第六項までの規定は、第七項の規定による貸付けについて準用する。

市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の適正な実施を確保するため必要な措置があると認めるときは、当該指定地域共同活動団体に対し、当該特定地域共同活動の状況その他必要な事項に関する報告を求めることができる。

市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときその他の法令、法令に基づいてする行政令の处分若しくは当該市町村の条例に違反し、又はその運

市町村は、指定地域共同活動団体が当該市町村の所有に属する行政財産を使用して特定地域共同活動を行うことにより、当該特定地域共同活動に関連する当該市町村の事務の処理と相まって、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該特定地域共同活動の用に供するため、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該指定地域共同活動団体に貸し付けることができる。

市町村は、当該市町村の事務の処理が指定地域共同活動団体が行う当該事務に関連する特定地域共同活動と一体的に行われることにより、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、当該事務の当該指定地域共同活動団体への委託については、第二百三十四条第二項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該市町村の規則で定める手続により、随意契約によることができる。

第

しなければならない。

の他関係書類を移送しなければならない。
前項の規定による通知があつたときは、関係
普通地方公共団体の長は、その日から三十一日
以後六十日以内に、選挙管理委員会をして当該
法律について賛否の投票を行わしめなければな
らない。

前項の投票の結果が判明したときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から五日以内に関係書類を添えてその結果を総務大臣に報告し、総務大臣は、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。その投票の結果が確定したことを知ったときも、また、同様とする。

前項の規定により第三項の投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律の公布の手続をとるとともに衆議院議長より議院議長に通知しなければ

は衆議院議長及て參議院議長に定義しなければならない。

- 3 第二百五十二条の十七の二(第二項、第二百五十四条の規定は、前項の規定により広域連合が都道府県の事務を処理する場合について準用する。) 府県の加入する広域連合の長(第二百九十五条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合については、理事会) 第二百九十五条の四第四項、第二百九十二条の五第二項、第二百九十九条の六第一項及び第二百九十二条の八第二項を除き、以下同じ。) は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県の事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

(組織、事務及び規約の変更)

5 都道府県の加入しない広域連合の長は、その議会の議決を経て、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県の事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

第二百五十二条の三 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しよとうとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、次条第一項第六号若しくは第九号に掲げる事項又は前条第一項若しくは第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合(変更された場合を含む。)における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 広域連合は、次条第一項第六号又は第九号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第一項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

4 前条第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき(変

り、当該広域連合が処理することとすることができる。

更されたときを含む。)は、広域連合の長は、直ちに次条第一項第四号又は第九号に掲げる事項に係る規約につき必要な変更を行い、第一項本文の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をするとともに、その旨を当該広域連合を組成する地方公共団体の長に通告しなければならない。

5 組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしたとき又は第三項若しくは前項の届出を受理したときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

7 総務大臣は、第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

8 広域連合の長は、広域計画に定める事項に関する事務を総合的かつ計画的に処理するため必要な措置があると認めるときは、その議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対して、当該広域連合の規約を変更するよう要請することができる。

9 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにしなければならない。

(規約等)

10 第二百九十二条の四 広域連合の規約には、次に掲げる事項について規定を設けなければならない。
一 広域連合の名称
二 広域連合を組織する地方公共団体
三 広域連合の区域
四 広域連合の処理する事務
五 広域連合の作成する広域計画の項目
六 広域連合の事務所の位置
七 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
八 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
九 広域連合の経費の支弁の方法

11 前項第三号に掲げる広域連合の区域は、当該広域連合を組織する地方公共団体の区域を含むべき区域を定めるものとする。ただし、都道府県の加入する広域連合について、当該広域連合の処理する事務が当該都道府県の区域の一部の

みに係るものであることその他の特別の事情があるときは、当該都道府県の包括する市町村又は特別区で当該広域連合を組織しないもの一部又は全部の区域を除いた区域を定めることができる。

3 広域連合の長は、広域連合の規約が定められ又は変更されたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 広域連合の議会の議員又は長（第二百九十二条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。次条第二項及び第二百九十五条の六第一項において同じ。）その他の職員は、第九十二条第二項、第一百四十五条第二項及び第二百九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員又は長その他の職員と兼ねることができる。

（議会の議員及び長の選挙）

第二百九十五条 広域連合の議会の議員は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人（広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの）をいう。次項及び次条第八項において同じ。）が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 広域連合の長は、政令で特別の定めをするものの除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の長が投票によりこれを選挙する。

（直接請求）

第二百九十六条 前項第五章（第七十五条第六項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）及び第二百五十二条の三十九（第十四項を除く。）の規定は、政令で特別の定めをするものの除くほか、広域連合の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定若しくは改廃、広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連合の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章（第七

び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（第五項前段において「請求権を有する者」という。）は、政令で定めるとところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該広域連合の長に対し、当該広域連合の規約の変更を要請する請求することができる。

権を有する者」と、同項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「された者」とあるのは「された者のうち当該広域連合の区域内に住所を有するもの」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合と、「以下この号において「指定都市」という。」）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」とあるのけでなく、「の区及び総合区」と、同条第八項並びに第十四条の四第三項及び第四項中「選舉権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域計画の実施に關し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

6 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行つたときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(協議会)

第二百九十九条の八 広域連合は、広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合の条例で、必要な協議を行うための協議会を置くことができる。

二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

3 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

総務大臣は、第一項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

(議会の議決を要する協議)

前項の規定による請求があつたときは、広域連合の長は、直ちに、当該請求の要旨を公表するとともに、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該請求に係る広域連合の規約を変更するよう要請しなければならない。この場合においては、当該要請をした旨を同項の代表

者に通知しなければならない。
前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようしなければならぬ。

第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては

その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数について、同条第六項の規定は第二項の代数表者について、同条第七項から第九項まで及び

第七十四条の「から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について、それぞれ準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十九条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特

別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）と、同条第六項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求

(広域計画)
第二百九十二条の七 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。
二 広域計画は、第二百九十二条の二第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき(変更されたときを含む)。その他のこれを変更することが適当であると認められるときは、変更しようとするとき、広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。
4 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにならなければならない。

第九号に掲げる広域連合の経費の支弁の方法として、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の分賦金に關して定める場合には、広域連合が作成する広域計画の実施のために必要な連絡調整及び広域計画に基づく総合的かつ計画的な事務の処理に資するため、当該広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の人団口、面積、地方税の収入額、財政力その他の観的な指標に基づかなければならぬ。前項の規定により定められた広域連合の規約に基づく地方公共団体の分賦金については、当該地方公共団体は、必要な予算上の措置をしなければならない。

の長に異議を申し出ることができる。

広域連合の長は、第一項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つてこれを決定し、前項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つて規約の変更その他必要な措置を執らなければならぬ。

広域連合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

(一部事務組合に関する規定の準用)

第二百九十九条の十三 第二百八十七条の三第一項、第二百八十七条の四及び第二百八十九条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、第二百八十七条の三第二項中「第一

前項の協議会は、広域連合の長（第二百九十五条第一項）の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く。この場合、理事会は、広域連合にあつては、理事（機関の長、都道府県知事（当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く。）、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者のうちから広域連合の長（第二百九十五条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く）が任命する者をもつて組織する。前項に定めるもののほか、第一項の協議会の運営に関する必要な事項は、広域連合の条例で定めたる。

（広域連合の分賦金）

第二百九十五条の九 第二百九十五条の四第一項
第九号に掲げる広域連合の経費の支弁の方法として、広域連合を組織する普通地方公共団体は特別区の分賦金に關して定める場合には、広域連合が作成する広域計画の実施のために必要な連絡調整及び広域計画に基づく総合的かつ計画的な事務の処理に資するため、当該広域連合

第二百九十五条の三第一項及び第三項 前条第一項並びに第二百九十五条の三第一項において準用する第二百八十九条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。
(経費分賦等に関する異議)

第二百九十五条の十二 広域連合の経費の分賦に關し、違法又は錯誤があると認めるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

第二百九十五条の三第四項の規定による広域連合の規約の変更のうち第二百九十五条の四第一項第九号に掲げる事項に係るものに關し不服があるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、第二百九十五条の三第四項の規定による通知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

広域連合の長は、第一項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つてこれを決定し、前項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つて相

2 前項の協議会は、広域連合の長（第二百九十三条において準用する第二百八十七条の規定により長に代えて理事会を置く。）が、広域連合にあつては、理事（及び国の地方行政機関の長、都道府県知事（当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く。）、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者のうちから広域連合の長（第二百九十三条において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会が任命する者をもつて組織する。）が任命するもの）が、第一項の協議会の運営に關し必要な事項は、広域連合の条例で定める。

（広域連合の分賦金）

第二百九十九条の九 第二百九十五条の四第一項

第九号に掲げる広域連合の経費の支弁の方法として、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の分賦金に關して定める場合には、広域連合が作成する広域計画の実施のために必要な連絡及び広域計画に基づく総合的かつ計画的な事務の処理に資するため、当該広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならぬ。

2 前項の規定により定められた広域連合の規約に基づく地方公共団体の分賦金については、当該地方公共団体は、必要な予算上の措置をしな

（經費分賦等に関する異議）

第二百九十二条 広域連合の経費の分賦に
関し、違法又は錯誤があると認めるときは、広
域連合を組織する地方公共団体は、その告知を
受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に
異議を申し出ることができる。

第二百九十三条 第二百九十二条の規定による広域
連合の規約の変更のうち第二百九十二条の四第四項
第一項第九号に掲げる事項に係るものに關し不服
があるときは、広域連合を組織する地方公共団
体は、第二百九十二条の三第四項の規定による
通知を受けた日から三十日以内に当該広域連合
の長に異議を申し出ることができる。

第三百四十九条 広域連合の長は、第一項の規定による異議の申出
があつたときは当該広域連合の議会に諮つて規
約の変更その他必要な措置を執らなければなら
ない。

第四百四十九条 広域連合の議会は、前項の規定による諮問が
あつた日から二十日以内にその意見を述べなけ
ればならない。

（一部事務組合に関する規定の準用）

(解散) 第二百九十一條の十 広域連合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第一項の規定による。この場合に於ける「解散」の意味は、第二百九十九条の二第一項の規定による。

第二百九十九条の十三 第二百八十七条の三第一項、第二百八十七条の四及び第二百八十九条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、第二百八十七条の三第二項中「第一

百八十五条の一部事務組合」とあるのは「広域連合」と、第二百八十九条中「第二百八十六条、第二百八十六条の二又は前条」とあるのは「第二百九十二条の三第一項」第三項若しくは第四項又は第二百九十二条の十第一項」と読み替えるものとする。

第四節 雜則

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

第二百九十二条 地方公共団体の組合について
は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものについては町村に関する規定を準用する。

(数都道府県にわたる組合に関する特例)

第二百九十三条 市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十四条第二項及び第三項、第二百八十六条第一項本文、第二百九十二条の三第一項本文並びに第二百九十二条の十一第一項の許可並びに第二百八十五条の二第一項の規定による勧告は、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣が関係都道府県知事の意見を聴いてこれを行い、市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十六条第二項、第二百八十八条並びに第二百九十二条の三第三項及び第四項の届出は、これらの規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て総務大臣にこれをしなければならない。

(政令への委任)

第四章 財産区

第二百九十四条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの(これらを財産区という)があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施

第四節 雜則

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

前項の財産又は公の施設に關し特に要する経費は、財産区の負担とする。

前二項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。

第二百九十六条の四 前二条に定めるものを除く外、財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他財産区管理会に関し必要な事項は、条例でこれを定める。但し、第二百九十六条の二第一項但書の規定により財産区管理会を置く場合においては、同項但書に規定する協議によりこれを定めることができる。

りその例による（こととされる場合を含む）、第八条の二第一項、第二項及び第四項、第九条第一項及び第二項（同条第十一項において準用する場合を含む）並びに第五項及び第九項（同条第十一項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む）、第九条の二第一項及び第五项並びに第九条の三第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務（第二百四

設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。前項の財産又は公の施設に關し特に要する経費は、財産区の負担とする。

第二百九十六条の四 前二条に定めるものを除く外、財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他財産区管理会に関し必要な事項は、条例でこれを定める。但し、第二百九十六条の二第一項但書の規定により財産区管理会を置く場合においては、同項但書に規定する協議によりこれを定めることができる。

市町村長及び特別区の区長は、財産区管理会の同意を得て、条例で第二百九十六条の二第一項但書に規定する協議の内容を変更することができる。

第二百九十六条の五 財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないよう努めなければならない。

財産区のある市町村又は特別区は、財産区と協議して、当該財産区の財産又は公の施設から生ずる収入の全部又は一部を市町村又は特別区の事務に要する経費の一部に充てることができること。この場合においては、当該市町村又は特別区は、その充当した金額の限度において、財産区の住民に対し不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をすることができる。

前項前段の協議をしようとするときは、財産区は、予めその議会若しくは総会の議決を経、又は財産区管理会の同意を得なければならぬことである。

第二百九十六条の六 都道府県知事は、必要があると認めるときは、財産区の事務の処理について、当該財産区のある市町村若しくは特別区の長に報告若しくは資料の提出を求め、又は監査することができる。

財産区の事務に關し、市町村若しくは特別区の長若しくは議会、財産区の議会若しくは総会又は財産区管理会の相互の間に紛争があるときは、都道府県知事は、当事者の申請に基き又は職権により、これを裁定することができる。

前項に規定するものを除く外、同項の裁定に關し必要な事項は、政令で定める。

第二百九十七条 この法律に規定するものを除く外、財産区の事務に關しては、政令でこれを定める。

りその例による」ととされる場合を含む。)、第八条の二第一項、第二項及び第四項、第九条第一項及び第二項(同条第一項において準用する場合を含む。)並びに第五項及び第九項(同条第一項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む。)、第九条の二第一項及び第五項並びに第九条の三第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務(第二百四十五条の四第一項の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合には、同条第二項の規定による各大臣の指示を受けて行うものに限る。)、第二百四十五条の五第三項の規定により処理することとされている事務、同条第二項の規定による各大臣の指示を受けて行うものに限る。)、第二百四十五条の七第二項、第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第一項から第四項まで及び第八項並びに第二百四十五条の九第二項の規定により処理することとされている事務、同条第三項の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する第一号法定受託事務に係るものに限る。)、第二百五十二条第二項の規定により処理することとされている事務、同条第三項の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する第一号法定受託事務に係るものに限る。)、第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項(第二百九十二条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務(市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務に係るものに限る。)、第二百五十二条の十七の六第二項及び第二百五十二条の十七の七の規定により処理することとされている事務(同条第二項の規定によることとされている事務(同条第二項の規定によることとされている事務(市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合には、同条第三項において準用する第二百五十二条の二十六の三第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合には、同条第三項において準用する第二百五十二条の二十六の四第二項の規定による各大臣の指示を受けて行うものに限る。)、第二百五十二条の二十六の四及び第二百五十二条の二十六の五第三項の規定により処理することとされている事務、第二百五十五条の二の規定により処理することとされている事務(第一号法定受託事務に係るものに限り。)、第二百六十一一条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務、第二百八十四条第二項の規定により処理することとされ

第一条 附則抄

これを施行する。

第二条 東京都制、道府県制、市制及び町村制は、これを廢止する。但し、東京都制第百八十九条乃至第一百九十二条及び第百九十八条の規定は、なお、その効力を有する。

第四条 この法律又は他の法律に特別の定があるものを除く外、都道府県に関する職制に関しては、当分の間、なお、従前の都府県に関する官制の規定を準用する。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、条例で、必要な地に労政事務所を置くことができる。

第五条 この法律又は他の法律に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県知事の補助機関である職員に関しては、別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律が定められるまで従前の都府県の官吏又は待遇官吏に関する各相当規定を準用する。ただし、政令で特別の規定を設けることができる。

都道府県知事の補助機関である職員は、政令の定めるところにより、分限委員会の承認を得なければ事務の都合により休職を命ぜられることはない。

前項の分限委員会の名称、組織、権限等は、政令でこれを定める。

第六条 他の法律で定めるもののはか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用地料、土砂採取料、過怠金その他の金銭

二 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭

三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）

第十八条から第二十条まで（第二十五条の三十において第十八条及び第十八条の二を準用

第七条 金土砂採取料、占用料及び過怠金

する条例（以下本条中「退職年金条例」といふ。）の規定の適用を受ける職員（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員を含む。）の規定の適用を受ける職員（都道府県の職員）（以下本条中「都道府県の職員」という。）又は市町村の退職年金条例の規定の適用を受ける学校教育法第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員中政令で定める者（以下本条中「市町村の教育職員」という。）であつた者が恩給法第十九条に規定する公務員（同法同条に規定する公務員とみなされる者を含む。以下本条中「公務員」という。）となつた場合において、その者に同法の規定を適用し、又は準用するときは、政令で定めるところにより、都道府県又は市町村の退職年金条例の規定により退職年金及び退職一時金の基礎となるべき都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数は、同法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算する。但し、市町村の教育職員としての在職年月数については、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条例の規定が政令で定める基準に従つて定められていないときは、この限りでない。なお、恩給法第二条第一項に規定する普通恩給を受けれる権利を有する都道府県の職員又は市町村の教育職員が公務員となつた場合においては、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数以外は、都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数は、恩給法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算しない。

第八条 削除
第九条

公共団体の長の補助機関である職員、選挙管理委員及び選舉管理委員会の書記並びに監査委員及び監査委員の事務を補助する書記の分限、給与、服務、懲戒等に関する規定は、別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律が定められるまでの間は、従前の規定に準じて政令でこれを定める。

この法律に定めるものを除くほか、監査専門委員の分限、給与、服務、懲戒等に関する規定は、前項の規定を準用する。

第十条 都道府県は、軍人軍属であつた者の身上の取扱に関する事務及び未引揚邦人の調査に関する事務を処理しなければならない。但し、政令で特例を設けることができる。

前項の事務の処理に関しては、政令で必要な規定を設けることができる。

第一項の事務を処理するために要する経費は、国庫の負担とする。

第十一条 従前の東京都制、道府県制、市制若しくは町村制又はこれらの法律に基いて発する命令によつてした手続その他の行為は、これをこの法律又はこれに基いて発する命令中の相当する規定によつてした手續その他の行為とみなす。

第十三条 他の法令中地方長官、東京都長官、北海道庁長官又は都道府県若しくは東京都の区の官吏に関する規定は、政令で特別の規定を設ける場合を除くほか、それぞれ都道府県知事、都知事、道知事又は都道府県若しくは特別区の相当する都道府県知事若しくは特別区の区長の補助機関である職員に関する規定とみなす。

第十四条 他の法令中都道府県参事會若しくは都道府県参事會員又は市参事會若しくは市参事會員に関する規定は、この法律による都道府県若しくは市議会又はこれらの議會の議員に関する規定とみなす。

第十五条 他の法令中に東京都制、道府県制、府県制、市制又は町村制の規定を掲げている場合において、この法律中これらとの規定を相当する規定があるときは、政令で特別の規定を設ける場合を除く外、各々この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとする。

前二項に定めるものの外、恩給の基礎となる在職年の通算に関する必要な事項は、政令でこれを定める。

2 都が第二百八十二条の四第一項、第二項(同条第九項及び第十一項において準用する場合を含む。)、第八項及び第十項の規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

3 市町村が第二百六十二条の二第一項までの規定により処理することとされている事務及び第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第二百九十九条 市町村が第七十四条の二第一項

当規定を準用する。ただし、政令で特別の規定を設けることができる。

都道府県知事の補助機関である職員は、政令の定めるところにより、分限委員会の承認を得なければ事務の都合により休職を命ぜられるとはない。

前項の分限委員会の名称、組織、権限等は、政令でこれを定める。

第六条 他の法律で定めるものほか、第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用地料、土砂採取料、過怠金その他の金銭

二 土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭

三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の三十一において第十八条及び第十八条の二を準用

第七条 金土砂採取料、占用料及び過怠金

する条例（以下本条中「退職年金条例」といふ。）の規定の適用を受ける職員（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員を含む。）の規定の適用を受ける職員（都道府県の職員）（以下本条中「都道府県の職員」という。）又は市町村の退職年金条例の規定の適用を受ける学校教育法第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員中政令で定める者（以下本条中「市町村の教育職員」という。）であつた者が恩給法第十九条に規定する公務員（同法同条に規定する公務員とみなされる者を含む。以下本条中「公務員」という。）となつた場合において、その者に同法の規定を適用し、又は準用するときは、政令で定めるところにより、都道府県又は市町村の退職年金条例の規定により退職年金及び退職一時金の基礎となるべき都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数は、同法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算する。但し、市町村の教育職員としての在職年月数については、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条例の規定が政令で定める基準に従つて定められていないときは、この限りでない。なお、恩給法第二条第一項に規定する普通恩給を受けれる権利を有する都道府県の職員又は市町村の教育職員が公務員となつた場合においては、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数以外は、都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数は、恩給法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算しない。

第八条 削除
第九条

公共団体の長の補助機関である職員、選挙管理委員及び選挙管理委員会の書記並びに監査委員及び監査委員の事務を補助する書記の分限、給与、服務、懲戒等に関する規定は、別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律が定められるまでの間は、従前の規定に準じて政令でこれを定める。

この法律に定めるものを除くほか、監査専門委員の分限、給与、服務、懲戒等に関する規定は、前項の規定を準用する。

第十条 都道府県は、軍人軍属であつた者の身上の取扱に関する事務及び未引揚邦人の調査に関する事務を処理しなければならない。但し、政令で特例を設けることができる。

前項の事務の処理に関しては、政令で必要な規定を設けることができる。

第一項の事務を処理するために要する経費は、国庫の負担とする。

第十一条 従前の東京都制、道府県制、市制若しくは町村制又はこれらの法律に基いて発する命令によつてした手続その他の行為は、これをこの法律又はこれに基いて発する命令中の相当する規定によつてした手續その他の行為とみなす。

第十三条 他の法令中地方長官、東京都長官、北海道庁長官又は都道府県若しくは東京都の区の官吏に関する規定は、政令で特別の規定を設ける場合を除くほか、それぞれ都道府県知事、都知事、道知事又は都道府県若しくは特別区の相当する都道府県知事若しくは特別区の区長の補助機関である職員に関する規定とみなす。

第十四条 他の法令中都道府県参事會若しくは都道府県参事會員又は市参事會若しくは市参事會員に関する規定は、この法律による都道府県若しくは市議会又はこれらの議会の議員に関する規定とみなす。

第十五条 他の法令中に東京都制、道府県制、府県制、市制又は町村制の規定を掲げている場合において、この法律中これらとの規定を相当する規定があるときは、政令で特別の規定を設ける場合を除く外、各々この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとする。

例の規定により退職年金及び退職一時金の基礎となるべき都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数は、同法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算する。但し、市町村の教育職員としての在職年月数については、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条例の規定が政令で定める基準に従つて定められていなければ、この限りでない。なお、恩給法第二条第一項に規定する普通恩給を受ける権利を有する都道府県の職員又は市町村の教育職員が公務員となつた場合には、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職員又

道府県參事會員又は市參事會若しくは市參事會員に関する規定は、この法律による都道府県若しくは市の議会又はこれらの議会の議員に関する規定とみなす。

第十五條 他の法令中に東京都制、道府県制、府県制、市制又は町村制の規定を掲げている場合において、この法律中これらとの規定に相当する規定があるときは、政令で特別の規定を設ける場合を除く外、各々この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとする。

<p>第十六条 他の法令中の從前の市制第六条の市又は市制第八十二条第一項若しくは市制第八十二条规定の市に関する規定は、指定都市に関する規定とみなす。</p>												
<p>第十七条 他の法令中從前郡長の管轄した区域に関する規定は、郡に関する規定とみなす。但し、政令で特別の規定を設けることができる。</p>												
<p>第十八条 他の法令中都議会議員選挙管理委員会、道府県会議員選挙管理委員会、市町村会議員選挙管理委員会若しくは市町村会議員選挙管理委員会に準ずる選挙管理委員会に関する規定は、都道府県又は市町村若しくは市町村に準ずるものとの選挙管理委員会に関する規定とみなす。</p>												
<p>第十九条 削除</p>												
<p>第二十条 戸籍法の適用を受けない者の選挙権及び被選挙権は、当分の間、これを停止する。 前項の者は、選挙人名簿にこれを登録することができない。</p>												
<p>第二十一条 地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百三十五号)の施行前に公有水面の埋立てに関する法令により埋立ての竣工の認可又は通知がなされている埋立て又は干拓地で、その編入すべき市町村について同法の施行の際現に争論があり、同法による改正前の第七条第一項後段の規定による処分がなされていないものは、これを公有水面とみなして第九条の第三項の規定を適用することができる。</p>												
<p>第二十二条 この法律の施行に關し必要な規定は、政令でこれを定める。</p>												
<p>別表第一 第一号法定受託事務 (第二条関係)</p>												
<p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">法律</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">砂防法</td> <td style="padding-top: 5px;">一 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 5px;">(明治三十年法)</td> <td style="padding-top: 5px;">イ 第四条第一項、第五条、第六条</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 5px;">(明治三十年法)</td> <td style="padding-top: 5px;">第二項、第七条、第八条、第十一项</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 5px;">(明治三十年法)</td> <td style="padding-top: 5px;">ノ二第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第二項、第二十二</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 5px;">(明治三十年法)</td> <td style="padding-top: 5px;">条、第二十三条第一項、第二十八条から第三十条まで、第三十二条第二项、第三十六条及び第三十八条の規</td> </tr> </tbody> </table>	法律	事務	砂防法	一 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	(明治三十年法)	イ 第四条第一項、第五条、第六条	(明治三十年法)	第二項、第七条、第八条、第十一项	(明治三十年法)	ノ二第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第二項、第二十二	(明治三十年法)	条、第二十三条第一項、第二十八条から第三十条まで、第三十二条第二项、第三十六条及び第三十八条の規
法律	事務											
砂防法	一 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの											
(明治三十年法)	イ 第四条第一項、第五条、第六条											
(明治三十年法)	第二項、第七条、第八条、第十一项											
(明治三十年法)	ノ二第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第二項、第二十二											
(明治三十年法)	条、第二十三条第一項、第二十八条から第三十条まで、第三十二条第二项、第三十六条及び第三十八条の規											

運河法 （大正二年法律第十六号）	公有水面埋立て法（大正十年法律第五十七号）
<p>第二条、第三条第二項、第四条第一項から第四項まで（運河の効用に妨げがあるかどうかについて争いがある場合における決定に係る部分に限る。）、第五条から第十条まで、第十八条及び第十九条ノ三の規定により都道府県が処理することとされる事務</p> <p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第二条第一項及び第二項（第十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三条第一項から第三項まで（第十三条ノ二第二項及び第十四条第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条、第十三条ノ二第一項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条ノ二第二項、第二十条、第二十二条第一項、同条第二項（竣工認可の告示に係る部分に限る。）、第二十五条、第三十一条第一項（第三十六条において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項、第三十四条、第三十五条（第十六条において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項並びに第十四条の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務</p> <p>二 第十四条第三項（第十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務</p>	<p>ロ 第六条第二項、第七条及び第十三条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>二 他の法律及びこれに基づく政令の規定により都道府県が第二条により国土交通大臣の指定した土地の管理に関し処理することとされている事務</p>

軌道法 (大正十一年法律第六号)	第八条第一項、第十条、第十二条第二項、第十三条第一項及び第十四条並びに第二十六条において読み替えて準用する鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第五十五条第二項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務
物価統制令 (昭和二十一年法律第百八号)	第三十条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
会計法 (昭和二年法律第三十五号)	第四十八条第一項の規定により都道府県が行うこととされる事務
勅令 (昭和二十一年法律第百十八号)	
災害救助法 (昭和二年法律第百八号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの

所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務	予防接種
第六条、第九条の三（臨時の予防接種に係る部分に限る。以下同じ。）及び第九条の四（臨時の予防接種に係る部分に限る。以下同じ。）	（昭和二十三年法律第十六号）
第六条、第九条の三（臨時の予防接種に係る部分に限る。以下同じ。）及び第九条の四（臨時の予防接種に係る部分に限る。以下同じ。）	（昭和二十三年法律第十八号）
第九条第三項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされる事務	（昭和二十三年法律第十三号）
第九条第三項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされる事務	（昭和二十三年法律第十三号）
第一都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされてい る事務（都道府県が申出を受けた協 議に係るものに限る。）、同条第六項 の規定により処理することとされて いる事務（都道府県に対する届出に 係るものに限る。）、同条第七項（第 一号に係る部分に限る。）の規定に より処理することとされている事務 (都道府県の行う同意に係るものに 限る。) 第五条の四第一項、第三項 及び第四項の規定により処理するこ ととされている事務（都道府県の行 う許可に係るものに限る。）並びに 同条第五項の規定により処理するこ ととされている事務（都道府県が処 理することとされている事務（都道 府県の行う許可に係るものに限る。）	（昭和二十九年法律第百九号）

第三十三条の七第四項の規定により、平成十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）	大麻草の栽培に関する規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十号）	船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百二十号）	教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第二百三十号）	査会法（昭和二十三年法律第百四百号）	第三十三条の八第一項の規定により市町村が処理することとされている事務
第九条（第三号から第五号までに係る部分に限る。）第十一条から第十二条の二まで、第十二条の五第二項及び第二十一条第一項の規定により都道府県が処理することとされる事務	一 第十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務 二 第八十九条第九項又は第九十二条第一項の規定により読み替えて適用される船員法第一百四条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第五条第一項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務			

号	医師法 (昭和二十三年法律第百一十二条)	政治資金規正法(昭和二十四年法律第百九号)
		一 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの
		イ 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第三項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第一項及び第三項、第十九条の二、第十九条の六の二第五項において準用する場合を含む。）、第七条第二十二条第一項及び第三項（第十二条第一項並びに第十七条第一項、第七条の二第一項及び第三項において適用する第十七条第四項において準用する場合を含む。）並びに第十六条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第三項（第十八条第一項において適用する第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項及び第十七条第一項、第十八条第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の三第一項、第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
		ロ 第十八条第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第三項（第十八条第一項において適用する第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項及び第十七条第一項、第十八条第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の三第一項、第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
		ハ 第十八条の二第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の三第一項、第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
		二 第二十八条第四項において準用する公職選挙法第十二条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務
		七条第五項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九

条第一項、第二十条第六項並びに第
二十四条第三項並びに第七条第八項

工業協同組合連合会に係るものに限る。)

測量法 (昭和二 十四年 法律第 百八 八号)	工業協同組合連合会に係るものに限 る。)
第十四条第三項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第二十一 条第二項（第二十三条第二項及び第三 十九条において準用する場合を含 む。）、第二十四条第二項（第三十九 条において準用する場合を含む。） 及び第五十五条の十二第一項の規定 により都道府県が処理することとさ れている事務並びに第二十一条第三 項（第三十九条において、測量計画 機関が国である公共測量に準用する 場合を含む。）の規定により市町村 （特別区を含む。）が処理することと されている事務	第十四条第三項（第三十九条にお いて準用する場合を含む。）、第二十一 条第二項（第二十三条第二項及び第三 十九条において準用する場合を含 む。）、第二十四条第二項（第三十九 条において準用する場合を含む。） 及び第五十五条の十二第一項の規定 により都道府県が処理することとさ れている事務並びに第二十一条第三 項（第三十九条において、測量計画 機関が国である公共測量に準用する 場合を含む。）の規定により市町村 （特別区を含む。）が処理することと されている事務

一項から第三項まで並びに第一百二十一項の規定により都道府県が処理す

私立 校 法 學 <small>(昭和二 十四年 法律第 二百 二号)</small>	
<p>一項から第三項まで並びに第百二十九条第二項、第四項、第五項、第九項及び第十一項の規定、同条第十二項において準用する第八項、第百七十六条第一項及び第二項並びに第百七十七条第十三項(第四号に係る部分に限る。)の規定、同条第十四項において準用する同条第三項及び第十一項(これららの規定のうち同条第十三項(同号に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定並びに第百八十六条の規定により定並びに第百八十九条第一項の規定若しくは同条第二項の農林水産省令の規定により都道府県が処理することとされる事務(大臣許可漁業、知事許可漁業、第百九十九条第一項の規定若しくは同条第二項の規則の規定若しくは同条第二項の農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業又は同条第一項の規定により都道府県知事の許可その他他の処分を要する漁業に関するものに限る。)</p>	

並びに第一百五十二条第七項の規定により都道府県が処理することとされ

相続税 法（昭和二 十五年法 第十三号）	公職選 舉法 (昭和二十 五年法 百号)	第五十八条第二項の規定により市町 村が処理することとされている事務の うち、次に掲げるもの	並びに第一百五十二条第七項の規定に ては、都道府県が処理することとされ ている事務
この法律の規定により地方公共団体 が処理することとされている事務の うち、次に掲げるもの	一 衆議院議員又は参議院議員の選 挙に關し、都道府県が処理すること とされている事務	第五十九条第一項の規定により市町 村が処理することとされている事務の うち、次に掲げるもの	第五十八条第二項の規定により市町 村が処理することとされている事務の うち、次に掲げるもの

<p>(号) 二律和す祉害精健精 十第年法二昭十福閑神及精神 三百法十昭保</p>	<p>規定により掲示されるポスターに係る事務に限る)、第二百一条の十一第八項の規定により処理することとされている事務(第二百一条の六第一項ただし書の規定により掲示される事務(第二百一条の七第二項において準用する場合を含む)、並びに規定により掲示される立札及び看板の類に係る事務に限る)、並びに第二百一条の十一第一項及び第二百一条の十四第二項の規定により処理することとされている事務(衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の当日までの間における事務に限る)。</p>
<p>四 選挙人名簿又は在外選挙人名簿に關し、市町村が処理することとされている事務</p> <p>五 市町村が第二百四十七条の規定により処理することとされている事務(國の選挙の公職の候補者等及び当該國の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図画に係る事務に限る)、並びに第二百一条の十一第一項及び第二百一条の十四第二項の規定により処理することとされている事務(衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の当日までの間における事務に限る)。</p>	<p>四 選挙人名簿又は在外選挙人名簿に關し、市町村が処理することとされている事務</p> <p>五 市町村が第二百四十七条の規定により処理することとされている事務(國の選挙の公職の候補者等及び当該國の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図画に係る事務に限る)、並びに第二百一条の十一第一項及び第二百一条の十四第二項の規定により処理することとされている事務(衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の当日までの間における事務に限る)。</p>

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第七号)	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> 一 第四条第一項及び第三項、第六条第一項、第七条第一項、第十一条、第十二条第四項、第十三条、第五十五条、第十六条第一項、第二項及び第四項、第十六条の二、第二十二条、第二十九条第一項並びに第三十条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 第二十九条第四項、第三十条第四項及び第七項、第三十一条第三項並びに第三十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務(販売業者に係るもの)を除く。)
生活保護法(昭和十五年法律第百二十号)	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> 一 第三十三条第二項及び第六項並びに第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務
保健法(昭和二年第百二十七号)	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> 一 第三十三条第二項及び第六項並びに第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務
第一項	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> 一 第三十三条第二項及び第六項並びに第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務

百四十四

一項、第二十九条第一項、第二項及び第五項、第二十八条第一項、第二項及
ら第三十七条の二まで（第三十条から第三十七条の二まで（第三十条から
二項及び第三十三条第三項を除く。）
、第四十七条第一項、第四十八条第
四項、第五十三条第四項（第五十四
条の二第五项及び第六项並びに第五
十五条の二において準用する場合を
含む。）、第五十五条の四第一項、同
条第二項及び第三項（これらの規定
を第五十五条の五第一項において準
用する場合を含む。）、第五十五条的
五一項、第五十五条の六、第六十
一条、第六十二条第三項及び第四
項、第六十三条、第七十六条第一
項、第七十七条第二項、第七十八条
の二第一項及び第二項、第八十条並
びに第八十一条の規定により処理す
ることとされている事務

社会福祉法 (昭和二十六年) 号	狂犬病 予防法 (昭和二十五年) 法律第 二百四十七号)	地方税 和二十 五年法 律第二 百二十 六号)	第三百八十八条第一項の規定により 同項に規定する固定資産評価基準の 細目を定める事務、第四百十九条第一項に規定する事務及び附則第七十条 第二項後段に規定する事務
		第一項、第十一条から第十三条まで、 第十四条第一項、第十五条から第十七 条まで、第十八条第一項、同条第二 項において準用する第六条第二 項、第三项、第五项、第七项及び第 九项並びに第十八条の二第二项の規 定により都道府県が処理することと されている事務	第一項、第十一条から第十三条まで、 第十四条第一項、第十五条から第十七 条まで、第十八条第一項、同条第二 項、第三项、第五项、第七项及び第 九项並びに第十八条の二第二项の規 定により都道府県が処理することと されている事務
		第二項第三项、第八条第一項及び第二 項、第九条第二項、第十条から第十三 条まで、第十四条第一項、第十五 条から第十七条まで、第十八 条第一項、同条第二項において準用 する第六条第二項、第三项、第五项 及び第七项から第九项まで並びに第 十八条の二第二项の規定により地域 保健法第五条第一項の規定に基づく 政令で定める市又は特別区が処理す ることとされている事務	第二項第三项、第八条第一項及び第二 項、第九条第二項、第十条から第十三 条まで、第十四条第一項、第十五 条から第十七条まで、第十八 条第一項、同条第二項において準用 する第六条第二項、第三项、第五项 及び第七项から第九项まで並びに第 十八条の二第二项の規定により地域 保健法第五条第一項の規定に基づく 政令で定める市又は特別区が処理す ることとされている事務
		第三项、第十八条第二項において準用す る第六条第七项及び第八项の規定に より市町村(地域保健法第五条第一 项の規定に基づく政令で定める市を 除く)が処理することとされてい る事務	第三项、第十八条第二項において準用す る第六条第七项及び第八项の規定に より市町村(地域保健法第五条第一 项の規定に基づく政令で定める市を 除く)が処理することとされてい る事務

法 律 第 十 六 年 （昭 和 六 十 年 ）	負 費 旧 災 木 公 共 事 害 施 設 土 地 第 二 法 庫 業 復 設 土	市 が 第 三 十 一 条 第 一 項 、 第 四 十 二 項 、 第 四 十五 项 、 第 四 十六 条 第 一 項 、 第 四 十 五 条 第 三 項 、 第 四 十 六 号 ）	一項、第四項から第八項まで及び第九項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条、第一百四十四条並びに第一百二十一条の規定により処理することとされている事務
県 第 十三 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 都 道 府 が 処 理 す る こ と と さ れ て い る 事 務	律 第 八 法 第 十 昭 正 部 法 第 二 恩 給 改 一 律 第 六 和 律 第 十七 号	二 項 、 第 四 十 三 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 都 道 府 が 処 理 す る こ と と さ れ て い る 事 務	二 項 、 第 四 十 三 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 都 道 府 が 処 理 す る こ と と さ れ て い る 事 務

三百八十九号	法律第十六年 昭和二十一年 第十	送道路法 （昭和二年）	国土調查法 （昭和二年）	家畜伝染病予防法 （昭和二年）	六百六十号	第六十九条第一項から第四項まで 二十一條の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項及び第二十二条の二第七項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第三章（第二十一条第六項及び第七項を除く。）の規定（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項及び第二十二条の二第七項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第九条、第十四条第一項、第二項 （第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第四项 （第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第三項、第四十六条第一項、第四十九条第三項、第五十一条第五項及び第六項、第七十八条の二第一項及び第二項（第七十九条第一項及び第八十条第五項において準用する場合を含む。）、第七十九条第一項から第三項まで、第八十条第一項から第三項まで及び第六项、第八十一条第一項、第四项及び第五项並びに第八十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務	第六号	百二十一年 （昭和二十六年）	法律第十六年 （昭和二十一年）	宗教法人法 （昭和二十六年）
--------	------------------------	----------------	-----------------	--------------------	-------	--	--	---	-----	-------------------	--------------------	-------------------

道路運送車両法(昭和二十六年法律第五百八十九号)	公嘗住宅法(昭和二十六年法律第五百九十九号)	検疫法(昭和二十六年法律第二百一)	第三十七条第五項(同条第七項において準用する場合を含む)、第四十一条第六項、第四十五条第三項及び第三十五条第四項(これらの規定を第七十三条第二項において準用する場合を含む)の規定により市町村(特別区を含む)が処理する場合とされている事務
土地収用法(昭和二十六年法律第二百九号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの(第十七条第一項各号に掲げる事業又は第二十七条第二項若しくは第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に関するものに限る)一 都道府県が第十一条第一項及び第四項、第十四条第一項、第十五条の二第二項及び第三項(第十五条の二第二項において準用する場合を含む)、第十五条の三から第十五条の五まで、第十五条の八から第十五条の十一まで、第十五条の十二において準用する仲裁法、第二十四条第四項及び第五项(第二十六条の二第三項、第三十四条の四第三項、第三十六条の二第四項及び第四十二条第四項(第四十五条第三項及び第四十七条の四第二項において準用する場合を含む))においてこれらの規定を含む。	二 第二十三条第七項の規定により市町村が処理することとされている事務	二 第二十三条第七項の規定により市町村が処理することとされている事務

準用する場合を含む。）、第二十五条
第二項、第二十八条の三第一項、第三十
三条第二項及び第三項（第三十条の二に
おいてこれらの規定を準用す
る場合を含む。）、第三十四条の二第
二項において準用する第十九条第一
項前段及び第二項、第三十四条的
三、第三十四条の四第一項、第三十
六条第五項、第四十二条において準
用する第十九条、第四十二条第一
項、第五项及び第六项（第四十五条
第三项及び第四十七条の四第二项に
おいてこれらの規定を準用する場合
を含む。）、第四十五条第一項、第四
十五条の二、第四十六条第一項及び
第二项、第四十七条、第四十七条的
二第一项、第四十七条的三第五项に
おいて準用する第十九条第一项前
段、第四十七条的四第一项、第五十
一条第一项、第二项及び第四项、第六
十五条第一项、第六十五条的二第七
项、第六十六条第三项（第一百二十条
において準用する場合を含む。）、第
三条第一项、第二项、第八十三条第三项及
第六项まで（第八十四条规定及び
八十一条规定、第八十二条第二项
から第四项まで及び第六项、第八十
三条第二项、第八十三条第三项から
第六项まで（第八十四条规定及び
八十一条规定、第八十二条第二项
の規定を準用する場合を含む。）、第
八十四条第二项、第八五十五条第二
项、第八十六条规定第二项、第八十九条
第一项、第九十条的第一项、第九
十条的四、第一百条的二第三项におい
て準用する第九十四条第十一项、第
百二条的二第二项及び第三项、第百
四条的第一项、第九十条的第一项、第
十二条的第一项、第一百七条において準
用する第十九条、第一百八条第一项
及び第五项、第一百十九条及び第一百
二十三条第一项及び第三项の規定
(第一百三十八条第一项においてこれ
らの規定を準用する場合を含む。)
により処理することとされている

<p>四項、第三十六条の二第三項、第四十二条第二項及び第三項（第四十五条第三項及び第四十七条の四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第四十五条第二項、第百二十二条第一項及び第三項、第百一十九条第一項（第三項及び第三項、第百一十八条第一項、第百二十八条第二項において準用する第百二十二条の二第三項並びに第百二十八条の二第一項、第百一十八条第一項及び第三項及び第四項の規定（第百三十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）により処理することとされている事務がこの法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>十六年法律第 二百四十九号）</p>
<p>一 第二十五条の二、第二十六条の二、第二十七条第一項、第三十三条の二及び第三十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）</p> <p>二 第二十七条第二項及び第三項（申請書に意見書を付する事務に関する部分を除く。）、第三十条並びに第三十三条第三項（これらの規定を第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第三十三条の二第一項、同条第二項において準用する第三十条後段、第三十二条第二項及び第三項並びに第三十二条第二項及び第三項並びに第三十三条第六項において準用する同条第一項及び第三項（これらの規定を第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）</p> <p>四 第三十二条第一項（第三十三条の三において準用する</p>

日本とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保全条約に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍の地位に関する協定の実施に伴う土地の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十九号)	第八条、第十条及び第十四条の規定により都道府県が処理する事務(国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。)
日本とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保全条約に基づく施設及び区域並びに日本における合衆国軍の地位に関する協定の実施に伴う土地の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十九号)	第八条、第十条及び第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務(この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務)

（昭和二十七年法律第百八十九号）

この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの

イ この法律の規定により都道府県、指定市又は第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市（次号において「都道府県等」といいう。）が、指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十四条の二第一項及び第三項（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条の二第三項、第四十八条の四十四条第五項から第七項まで（これららの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条第一項、第四十九条、第五十条第一項、同条第二項において準用する第十九条第二項、第五十四条第三項において準用する第七条第六项、第五十四条の二第一項、同条第二項において準用する第二十条第三項、第五十五条第二項、第五十四条の二第三項において準用する第七条第六项、第五十八条第一項、第五十九条第一項及び第三項、第六十条、第六二項において準用する第二十二条第三項、第五十五条第三項において準用する第七条第六项、第五十九条第一項、同条第二項において準用する第二十三条第三項、第五十五条第一項、第六十九条第一項、同条第二項において準用する第四十一条第一項、第三項及び第七项、第七十条第一項及び第三項、第六十条、第六二項において準用する第二十二条第三項、第五十五条第三項において準用する第七条第六项、第五十九条第一項、同条第二項において準用する第二十三条第三項、第五十五条第一項、第六十九条第一項、第七十一条第一項（道路監理員の任命に係る部分に限り、第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条第一項（第九十二条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条第三項（これらの規定を第九十二条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条第一項から第三項まで（これらの規定を第九十二条第二項において準用する場合を含む。）。

農地法 (昭和二十七年法律第十九号)	
一 第三条第四項の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び第六十三条第二項各号に掲げるもの以外のもの	<p>む)、第七十五条第五項並びに同条第六項において準用する第四十四条第六項及び第七項(これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む)、第八十五条第三項、第九十一条第三項並びに同条第四項において準用する第四十四条第六項及び第七項の規定により処理することとされているもの(第九十五条(第九十一条第二項において準用する場合を含む)の規定により物件の管理者として処理することとされているもの(第九十五条(第九十一条第二項において準用する場合を含む)の規定により処理することとされているもの(第九十五条(第九十一条第二項において準用する場合を含む)の規定により道府県又は指定市が処理することとされる事務(政令で定めるものを除く。)</p> <p>ハ 第十七条第四項、第四十八条の二十第三項及び第四十八条の二十二第一項の規定により国道に関することと定市以外の市町村が処理することとされている事務(政令で定めるものを除く。)</p> <p>ニ 第十七条第八項の規定により国道に関する事務(政令で定めるものを除く。)</p> <p>ホ 第九十四条第五項(第九十一条第二項において準用する場合を含む)の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 他の法律及びこれに基づく政令の規定により、都道府県等が指定区间外の国道の道路管理者又は道路管理者となるべき者として処理することとされている事務(費用の負担及び徴収に関するものを除く。)</p> <p>この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び第六十三条第二項各号に掲げるもの以外のもの</p>

<p>二 市町村が処理することとされ いる次に掲げる事務</p> <p>イ 第五十五条第十項（同条第十三 項において準用する場合を含む。）、 第六十九条第八項（同条第十項にお いて準用する場合を含む。）、第七十 一条の三第十二項（同条第十五項に おいて準用する場合を含む。）及び 第七十七条第六項（第一百三十三条第 二項において準用する場合を含む。） に規定する事務（国土交通大臣、都 道府県又は機構等（市のみが設立し た地方公社を除く。）が施行する土 地区画整理事業に係るものに限る。） ロ 第七十二条第六項に規定する事 務（都道府県又は機構等（市のみが 設立した地方公社を除く。）が施行 する土地区画整理事業に係るものに 限る。）</p>	<p>第百三十三条第一項から第四項まで、第 六項、第七項及び第十項から第十五 項まで、第一百三条の一、第一百五十五条第 四項、第五項（申請書に意見を記載 した書面を添える部分を除く。）及 び第六項並びに第一百五十五条の十第四 項の規定により都道府県が処理する こととされている事務（第一百五十五条 の十四項の規定により処理するこ ととされているもののうち民有林に 係るものにあつては、森林法第二十 五条第一項第一号から第三号までに 掲げる目的を達成するための指定に 係る保安林に関するものに限る。）</p>	<p>第百三十三条第一項から第四項まで、第 六項、第七項及び第十項から第十五 項まで、第一百三条の一、第一百五十五条第 四項、第五項（申請書に意見を記載 した書面を添える部分を除く。）及 び第六項並びに第一百五十五条の十第四 項の規定により都道府県が処理する こととされている事務（第一百五十五条 の十四項の規定により処理するこ ととされているもののうち民有林に 係るものにあつては、森林法第二十 五条第一項第一号から第三号までに 掲げる目的を達成するための指定に 係る保安林に関するものに限る。）</p>
<p>第百三十三条第一項から第四項まで、第 六項、第七項及び第十項から第十五 項まで、第一百三条の一、第一百五十五条第 四項、第五項（申請書に意見を記載 した書面を添える部分を除く。）及 び第六項並びに第一百五十五条の十第四 項の規定により都道府県が処理する こととされている事務（第一百五十五条 の十四項の規定により処理するこ ととされているもののうち民有林に 係るものにあつては、森林法第二十 五条第一項第一号から第三号までに 掲げる目的を達成するための指定に 係る保安林に関するものに限る。）</p>	<p>第百三十三条第一項から第四項まで、第 六項、第七項及び第十項から第十五 項まで、第一百三条の一、第一百五十五条第 四項、第五項（申請書に意見を記載 した書面を添える部分を除く。）及 び第六項並びに第一百五十五条の十第四 項の規定により都道府県が処理する こととされている事務（第一百五十五条 の十四項の規定により処理するこ ととされているもののうち民有林に 係るものにあつては、森林法第二十 五条第一項第一号から第三号までに 掲げる目的を達成するための指定に 係る保安林に関するものに限る。）</p>	<p>第百三十三条第一項から第四項まで、第 六項、第七項及び第十項から第十五 項まで、第一百三条の一、第一百五十五条第 四項、第五項（申請書に意見を記載 した書面を添える部分を除く。）及 び第六項並びに第一百五十五条の十第四 項の規定により都道府県が処理する こととされている事務（第一百五十五条 の十四項の規定により処理するこ ととされているもののうち民有林に 係るものにあつては、森林法第二十 五条第一項第一号から第三号までに 掲げる目的を達成するための指定に 係る保安林に関するものに限る。）</p>

理 物 品 管 法 (昭和三 県が行うこととされる事務)	<p>合を含む。)、第五条第二項から第五項まで、第十三条、第十四条の五第五項、第十五条、第十六条第一項、第十七条第一項、第三項及び第四項、第二项、第四项、第五项及び第七项、同条第八项において準用する第十二条の二第二项及び第三项、第十九条第一项、第三项及び第四项、第二十条第一项及び第二项、第二十一项第一项から第三项まで、同条第四项から第八项まで、同条第四项において準用する第十二条の二第二项及び第三项、第二十二条第二项、同条第三项において準用する漁業法第二百七十七条第二项、第三项前段、第四项から第八项まで、第十一项及び第十二项、第二十三条の三第一项、第二项及び第四项、第二十三条の五、第二十三条の六、第二十四条第一项及び第二项、第三十条、第三十一条第一项、第三十二条第三项、第三十三条第一项、第三十五条第一项及び第三项並びに第三十八条の規定により市町村が処理することとされている事務(第五条第二项から第五项まで、第十四条の五第一项、第五条、第十六条第一项、第十八条第一项、第二项、第四项、第五项及び第七项、同条第八项において準用する第十二条の二第二项及び第三项、第二十条第一项及び第二项、第二十三条の五、第二十三条の六、第三十条、第三十二条第一项、第三十五条第一项及び第三项並びに第三十八条の規定する事務にあつては、海岸保全施設に関する工事に係るものに限ることとされている事務)。</p> <p>二 他の法律及びこれに基づく政令の規定により、前号に規定する事務に関して都道府県又は市町村が処理することとされている事務</p>
--	---

<p>租税特別措置法（昭和二年法律第二十六号）</p> <p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 都道府県が処理することとされている第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五条号ニ並びに第六十三条第三項第十五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第二項第十四号ハ及び第十五条号ニ並びに第六十三条第三項第十五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務並びに第七十条の四第三十六条項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）、第七十条の六の六第二十項、第七十条の六の八第二十七項、第七十条の六の十第二十八項、第七十条の七第三十五項（第七十条の七の五第二十六項において準用する場合を含む。）</p> <p>二 市町村が処理することとされる第七十条の七の四第二十項、第七十条の七の六第二十七項及び第七十条の八第十五項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務及び第七十条の七の二第四十項（第七十条の七の四第二十項、第七十条の七の六第二十七項及び第七十条の八第十五項において準用する場合を含む。）の認定に関する事務、</p> <p>三 第十五条号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十五号ニ並びに第六十三条第三項第七号イ及び口に規定する認定の事務、第六十五条条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務並びに第七十条の四第三十六项</p>	<p>びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務</p>
--	---

三 十 号	法 律 第 三 十 号	地 方 防 止 等 規 則	六 十 四 百 法 第 四 百 法 第 十 昭 和 三 十 年	生 活 衛 生 關 係	運 營 業 務	適 正 化 振 興 及 び 規 則 す る に よ る 第 三 年 第 十 年	二 律 第 六 十 四 百 法 第 十 昭 和 三 十 年	自 然 公 園 （ 昭 和 三 十 年 百 六 十 号 ）	特 定 多 目 的 事 務	ム 法 （ 昭 和 三 十 年 百 六 十 号 ）	法 律 第 五 十 五 法 律 第 十 二 年 （ 昭 和 三 十 年 百 六 十 号 ）	第三十二條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第十六条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第十六条第二項（第四十	第七条、第八条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第九条、第十一条、第十三条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第十五	第五十六条の三第五項及び第五十七条第三項前段の規定により都道府県が処理することとされている事務	第二十条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十一	第二十条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十二	第二十条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十二	第二十条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十一	第二十条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十二	第二十条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十一	第二十条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十二	第二十条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十一	第二十条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十二	第二十条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十一

<p>（昭和十三年法律第三号）</p> <p>にのり法規による整備地開拓区域の近郊に於ける都道府県の事務</p>	<p>五条において準用する場合を含む。）、第二十条第二項（第四十一条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第二十三条第一項及び第二项（第四十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十一条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十二条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十三条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十五条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十六条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十七条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十八条第一項から第三項まで（第四十五条においてこれららの規定を準用する場合を含む。）、第三十九条第二項（第四十八条の規定により都道府県が処理することとされている事務及びほた山崩壘防止工事の施行その他他の法律及びこれに基づく政令の規定により、地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理及びほた山崩壘防止区域の管理に関する事務）、第四十条（第四十九条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）</p>
--	--

法律第 九 十 八 号	国民健 康保 险 法 (昭和 三 年)	法律第 九 十 九 号
第十二条第一項及び第四項（第一百五 条第二項において準用する場合を含 む。）並びに第百五条第一項及び第 四項の規定により市町村が処理する こととされている事務	第十七条第一項及び第三項（第二十 七条第三項において準用する場合を 含む。）、第二十四条の四、第二十四 条の五、第二十五条第一項、第二十 七条第二項及び第四項、第三十二条 第二項、第三十二条の二第二項、第 三十二条の七第一項及び第二項（同 条第三項において準用する場合を含 む。）、第三十二条の十二、第四十一 条第一項（第五十二条第六項、第五 十二条の二第三項、第五十三条第三 項及び第五十四条の三第六項におい て準用する場合を含む。）及び第二 項（第四十五条の二第四項、第五十 二条第六項、第五十二条の二第三 项、第五十三条第三項及び第五十四 条の三第六項において準用する場合 を含む。）、第四十五条第三項並びに 第四十五条の二第一項及び第五项 （これららの規定を第五十二条第六項、 第五十二条の二第三項、第五十三条 第三項及び第五十四条の三第六項にお いて準用する場合を含む。）、第五 十四条の二の二並びに第五十四条的 二の三第一項及び第三項（これらの 規定を第五十四条の三第六項におい て準用する場合を含む。）、第八十条 第一項、第八十八条並びに第八十九 条第一項の規定により都道府県が処 理することとされている事務、第一百 六条第一項（第二号に係る部分に限 る。）、第一百七条（第二号に係る部分 に限る。）及び第一百八条の規定によ り都道府県が処理することとされて いる事務のうち組合に係るもの並び に第一百十四条の規定により都道府県 が処理することとされている事務	第十七条第一項及び第三項（第二十 七条第三項において準用する場合を 含む。）、第二十四条の四、第二十四 条の五、第二十五条第一項、第二十 七条第二項及び第四項、第三十二条 第二項、第三十二条の二第二項、第 三十二条の七第一項及び第二項（同 条第三項において準用する場合を含 む。）、第三十二条の十二、第四十一 条第一項（第五十二条第六項、第五 十二条の二第三項、第五十三条第三 項及び第五十四条の三第六項におい て準用する場合を含む。）及び第二 項（第四十五条の二第四項、第五十 二条第六項、第五十二条の二第三 项、第五十三条第三項及び第五十四 条の三第六項において準用する場合 を含む。）、第四十五条第三項並びに 第四十五条の二第一項及び第五项 （これららの規定を第五十二条第六項、 第五十二条の二第三項、第五十三条 第三項及び第五十四条の三第六項にお いて準用する場合を含む。）、第五 十四条の二の二並びに第五十四条的 二の三第一項及び第三項（これらの 規定を第五十四条の三第六項におい て準用する場合を含む。）、第八十条 第一項、第八十八条並びに第八十九 条第一項の規定により都道府県が処 理することとされている事務、第一百 六条第一項（第二号に係る部分に限 る。）、第一百七条（第二号に係る部分 に限る。）及び第一百八条の規定によ り都道府県が処理することとされて いる事務のうち組合に係るもの並び に第一百十四条の規定により都道府県 が処理することとされている事務

法律 （昭和三 十一年法 第十八号）	新住宅 市街地 開発法 (昭和三十 八年法 第百三十一 号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの（この法律の規定により処理することとされる事務のうち次に掲げるもの）が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの（この法律の規定により処理することとされる事務のうち次に掲げるもの）
特別児童扶養 手当等 法律 (昭和三 十九年法 第百二十二 号)	不動産 鑑定 評価 に関する 法律 (昭和三 十一年法 第百五十八 号)	（都道府県が第二十七条第二項の規定により処理することとされる事務のうち次に掲げるもの（この法律の規定により処理することとされる事務のうち次に掲げるもの）が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの（この法律の規定により処理することとされる事務のうち次に掲げるもの））

河川法 (昭和三十 九年法 第百六十七 号)	道路法 （昭和三十 九年法 第百九十一 号）	漁業災 害補償 法（昭和 四十一年法 第五百九 号）	都市開発整備区域 （昭和四十 五年法 第十五百 号）
この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの（この法律の規定により処理することとされる事務のうち次に掲げるもの）	（この法律の規定により都道府県又は指定市が処理することとされる事務）	（この法律（第七十六条及びに第一百九十六条の八第一項及び第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務）	（府県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）

法律 （昭和三十 九年法 第百六十七 号）	道路法 （昭和三十 九年法 第百九十一 号）	漁業災 害補償 法（昭和 四十一年法 第五百九 号）	都市開発整備区域 （昭和四十 五年法 第十五百 号）
（この法律（第二十二条第二項及び第二十六条第二項に規定する事務のうち次に掲げるもの（この法律（第二十二条第二項及び第二十六条第二項に規定する事務のうち次に掲げるもの）が処理することとされている事務）））	（この法律（第七十六条及びに第一百九十六条の八第一項及び第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務）	（この法律（第七十六条及びに第一百九十六条の八第一項及び第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務）	（府県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）

流通業 （昭和四十 四年法 第百四十一 号）	地方供給 公社法 (昭和四十 四年法 第百四十一 号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの（この法律の規定により処理することとされる事務のうち次に掲げるもの）	（都道府県が第三十条第二項、第三十一条第一項並びに第三十九条第三項及び第四項の規定により処理することとされる事務）
（都道府県が第三十条第二項、第三十一条第一項並びに第三十九条第三項及び第四項の規定により処理することとされる事務のうち次に掲げるもの（この法律の規定により処理することとされる事務のうち次に掲げるもの）が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの（この法律の規定により処理することとされる事務のうち次に掲げるもの））	（この法律の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務）	（この法律の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務）	（都道府県が第三十条第二項、第三十一条第一項並びに第三十九条第三項及び第四項の規定により処理することとされる事務）

騒音規制法 (昭和四十三年法律第十九号)	都市計画法 (昭和四年法律第百号)	十二条第一項及び第二項の規定により處理することとされているもの
市が処理することとされている事務 第十八条の規定により都道府県又は 市が処理することとされている事務	一 この法律の規定により地方公共 団体が処理することとされている事 務のうち次に掲げるもの	第一項 第二十一条第二項（国土交通大臣 から送付を受けた図書の写しを公衆 の縦覧に供する事務に係る部分に限 り、第二十一条第二項において準用 する場合を含む。ハにおいて同じ。） 、第二十二条第二項、第二十四条第一 項前段及び第五項並びに第六十五 条第一項（国土交通大臣が第五十九 条第一項若しくは第二項の認可又は 同条第三項の承認をした都市計画事 業について許可をする事務に係る部 分に限る。ロにおいて同じ。）の規 定により都道府県が処理することと されている事務

都市開発法 法律第十四年 (昭和四 号)	この法律の規定により地方公共団体 が処理することとされている事務の うち次に掲げるもの
一 都道府県が第六十一条第一項、 第六十六条第一項から第八項まで、 第六十八条第二項において準用する 土地収用法第三十六条第五項並びに 第九十八条第二項(第九十九条の八 第五項(第一百十八条の二十八第二項) において準用する場合を含む。)にお いて準用する場合を含む。)、第九十 九条第二項において準用する第九十 八条第三項並びに第六十六条第六項に おいて準用する第四十一条第二項の 規定により処理することとされてい る事務(都道府県又は機構等(市)の	第六十六条第一項から第八項まで、 第六十八条第二項において準用する 土地収用法第三十六条第五項並びに 第九十八条第二項(第九十九条の八 第五項(第一百十八条の二十八第二項) において準用する場合を含む。)及 び第一百十八条の二十七第二項にお いて準用する場合を含む。)及び第三 項の規定により処理することとされ ている事務(都道府県又は機構等 (市のみが設立した地方住宅供給公 社を除く。)が施行する市街地再開 発事業に係るものに限る。) 二 市が第六十一条第一項(土地の 試掘等に係る部分に限る。)、第六十 六条第一項から第八項まで並びに第 九十八条第二項(第一百十八条の二十 七第二項において準用する場合を含 む。)及び第三項の規定により処理 することとされている事務(機構等 (市のみが設立した地方住宅供給公 社を除く。)が施行する市街地再開 発事業に係るものに限る。) 三 市町村が第五十五条第二項(第 五十六条において準用する場合を含 む。)、第五十八条第三項及び第四項 において準用する第十六条第一項 (ただし書を除く。)及び第十九条第 四項、第六十一条第一項(土地の試 掘等に係る部分を除く。)及び第三 项、第六十八条第二項において準用 する土地収用法第三十六条第四項、 第九十八条第一項並びに第九十九条 第一項及び第三項から第五項まで (これらの規定を第九十九条の八第 五項(第一百十八条の二十八第二項) において準用する場合を含む。)、第九十 九条第二項において準用する第九十 八条第三項並びに第六十六条第六項に おいて準用する第四十一条第二項の 規定により処理することとされてい る事務(都道府県又は機構等(市)の

号三律五和法濁水 十第年四へ防質 八百法十昭止汚	二の二第二項、第十五条の二の四において読み替えて準用する第九条第三項から第六項まで（第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）及び第五項、第十五条の五第四項、第十五条の二の六第一項、同条第三項において読み替えて準用する第九条第三項から第六項まで、第十五条の二の七、第十五条の三、第十五条の三の二第二項、第十五条の三の三第一項及び第五項、第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項及び第二項並びに第九条の六、第十五条の四において準用する第九条の七第二項、第十七条の二第一項、同条第三項において準用する第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）及び第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）、第十八条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条の三（第二号に係る部分に限る。）、第十九条の五第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第十九条の六第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項第十九条の十第二項において読み替えて準用する第十九条の五第一項、第十九条の二（産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。）、第二十三条の三並びに第二十三条の四の規定により都道府県が行うこととされている事務
--------------------------------	--

農用地の汚染に係る法律(昭和十五年法律第百三十号)	児童手当法(昭和四年法律第百三十九号)	積立式宅地建物販売業法(昭和十六年法律第百三十七条)	この法律(第二十条から第二十二条の二まで及び第二十九条を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十七条第一項の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)
新都市基盤整備法(昭和四十六年法律第百一十一条)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	第一、都道府県が第五十一条第一項の規定により処理することとされるい事務(都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)第二、市町村が第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第十項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務(都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)第三、市町村が第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第六項の規定により処理することとされている事務	第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)
新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第百一十六条)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	第一、都道府県が第五十一条第一項の規定により処理することとされるい事務(都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)第二、市町村が第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第十項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務(都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)第三、市町村が第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第六項の規定により処理することとされている事務	第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)
新都市基盤整備法(昭和四十八年法律第百一十七条)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	第一、都道府県が第五十一条第一項の規定により処理することとされるい事務(都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)第二、市町村が第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第十項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務(都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)第三、市町村が第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第六項の規定により処理することとされている事務	第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)

石油 インプ ラ イ ン 事 業 (昭和四 十年法 五百号)	石油 インプ ラ イ ン 事 業 (昭和四 十年法 五百号)	石油 インプ ラ イ ン 事 業 (昭和四 十年法 五百号)
備事業に係るものに限る。) 第三十四条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第三条第四項前段(第六項において準用する場合を含む)及び第七項の規定により都道府県が処理することととされている事務	(都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)

<p>十九 法律 第 百 一 号</p> <p>私立 校 振 興 助 成 法 (昭和五 十年法 律第六 十 号)</p> <p>第一 十二 条(第 十六 条に おい て準 用す る場 合を 含む) 、第 十二 条の 二 場合 を含 む)及 び第 二 項(第 十三 条第 一 項(第 十六 条に おい て準 用す る場 合を 含む) 、第 十三 条第 二 項及 び第 十六 条に おい て準 用す る場 合を 含む)及 び第 四 項の 規定 により 都道 府県 が処 理す ること とされ ている 事務</p> <p>二 附則 第二 条第 二 項又 は第二 条の 二 第二 項の 規定 によ り読み 替えて 適用 され る第 十二 条、第 十二 条の 二 第一 項、同 条第 二 項(第 十三 条第 二 項 において 準用 する場 合を 含む)、第 十三 条第 一 項並 びに第 十四 条第 二 項 及び第 四 項の 規定 によ り都道 府県 が 処理 す ること とされ てい る事務 のうち 次に 掲げる もの</p> <p>一 都府 県が 第五 十九 条第六 項及 び 第七 項(こ れらの 規定 を同 条第 一 項 において 準用 する場 合を 含む)、 第六 十四条 第一 項、第 六十七 条第一 項、同 条第 二 項に おいて 準用 する土 地区 画整 理法 第七 十六 条第 二 項並 び に第 百四 条第 一 項及 び第 二 項の 規定 により 処理 す ること とされ てい る事務 (都 府 県又 は機 構若 しく は地 方公 社(市 のみ が設 立し たも のを除 く)が 行 す る住 宅街 区整 備事 業に 係 る もの に限 る)</p> <p>二 市町村 が第五 十七 条にお いて準 用す る土地 地区 画整 理法 第五 十五 条第 十 項(第 五十七 条にお いて準 用す る場 合を 含む) (第 百一 条にお いて準 用す る同 法第 三 十三 条第 二 項にお いて準 用す る)</p>	<p>一 第 十二 条(第 十六 条に おい て準 用す る場 合を 含む) 、第 十二 条の 二 場合 を含 む)及 び第 二 項(第 十三 条第 一 項(第 十六 条に おい て準 用す る場 合を 含む) 、第 十三 条第 二 項及 び第 十六 条に おい て準 用す る場 合を 含む)及 び第 四 項の 規定 により 都道 府県 が処 理す ること とされ ている 事務</p> <p>二 附則 第二 条第 二 項又 は第二 条の 二 第二 項の 規定 によ り読み 替えて 適用 され る第 十二 条、第 十二 条の 二 第一 項、同 条第 二 項(第 十三 条第 二 項 において 準用 する場 合を 含む)、第 十三 条第 一 項並 びに第 十四 条第 二 項 及び第 四 項の 規定 によ り都道 府県 が 処理 す ること とされ てい る事務 のうち 次に 掲げる もの</p> <p>一 都府 県が 第五 十九 条第六 項及 び 第七 項(こ れらの 規定 を同 条第 一 項 において 準用 する場 合を 含む)、 第六 十四条 第一 項、第 六十七 条第一 項、同 条第 二 項に おいて 準用 する土 地区 画整 理法 第七 十六 条第 二 項並 び に第 百四 条第 一 項及 び第 二 項の 規定 により 処理 す ること とされ てい る事務 (都 府 県又 は機 構若 しく は地 方公 社(市 のみ が設 立し たも のを除 く)が 行 す る住 宅街 区整 備事 業に 係 る もの に限 る)</p> <p>二 市町村 が第五 十七 条にお いて準 用す る土地 地区 画整 理法 第五 十五 条第 十 項(第 五十七 条にお いて準 用す る場 合を 含む) (第 百一 条にお いて準 用す る同 法第 三 十三 条第 二 項にお いて準 用す る)</p>
---	---

農業基盤法（昭和五十年五五号）	十六号	中企事活動の機会保証事業の確立に大企業の事業者に係るに活動するに係るに企業の事業の整備事業に係るものに限る。）
農業基盤法（昭和五十年五五号）	十六号	第五条第二項及び第六条第一項の規定により都道府県が処理することと定められたものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

<p>高齢者の医療に係る法律(昭和五十七年法律第八十号)</p>	<p>えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条並びに第三十条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされる事務</p> <p>二 第十二条第六項、第七項及び第十一項、第十三条の二第四項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項並びに第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされ る事務</p> <p>二 第十二条第六項、第七項及び第十一項、第十三条の二第四項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項並びに第十三条の二第六項の規定により読み替えて適用する第十二条第十三項及び第十四項（これらの規定を第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされる事務（第十二条第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる農業経営改善計画に係るものに限る。）</p> <p>三 第十二条第十三項及び第十四項、第十三条の二第四項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項並びに第十三条の二第五項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項及び第十一項（これらの規定を第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務（第十二条第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる農業経営改善計画に係るものに限る。）</p>
----------------------------------	---

の 感 染 症	介 護 保 険 法 (平 成 九 年 法 律 第 百 二 十 三 号)	環 境 影 響 評 価 (平 成 九 年 法 律 第 八 十 一 号)	び第四項において準用する第二百四十九条第二項及び第一項において準用する土地收回法第三十六条第四項、第二百三十三条第一項並びに第二百三十四条第一項及び第三項から第五項まで(これらの規定を二百四十一条第五項において準用する場合を含む)、第二百三十四条第二項において準用する第二百三十三条第三項並びに第二百五十条第六項において準用する第二百六十条第二項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は都市再生機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く)が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)
第三章(第十二条第八項、同条第九項において準用する同条第二項及び	第一百五十六条第四項、第一百七十二条第一項及び第三項並びに第一百九十七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務	五百五十六条第四項、第一百七十二条第一項及び第三項は第二十二条第一項第三号に定める者(都道府県の機関に限る)が、この法律の規定により行うこととされている事務	第一項及び第三項並びに第一百九十七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務

四
号 第 年 法 関 医 対 患 染 及
百 法 成 す 療 す 者 症 び
十 律 士 律 る に る に の 感

<p>農林漁業の健全な発展とその調和のため再開発に電気の供給を促進する法律(平成十五年法律第八号)</p> <p>この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 第七条第四項第一号及び第十一項第一号（これらの規定を第八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>二 第七条第四項第四号（第八条第一項において准用する場合を含む。）</p> <p>四項において准用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>四 第七条第十五項（第八条第四項において準用する場合を含む。）に</p>	<p>農業の健全な発展とその調和のため再開発に電気の供給を促進する法律(平成十五年法律第八号)</p> <p>この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 第七条第四項第一号及び第十一項第一号（これらの規定を第八条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>二 第七条第四項第四号（第八条第一項において准用する場合を含む。）</p> <p>四項において准用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>四 第七条第十五項（第八条第四項において準用する場合を含む。）に</p>
--	--

年金支給者活潑年生	法律第十三年法(平成三十号)	所有者不明土地の利用地の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第十四号)	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの
第三十九条の規定により市町村が処理することとされている事務	二 第三十七条第二項において準用する第二十八条、第二十九条及び第三十条第一項、第三十七条第三項、同条第四項において準用する第三十三条、同項において準用する第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第二項、第八十五条第二項及び第八十九条第一項、第三十七条第四項において準用する第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第二項、第八十五条第二項及び第八十九条第一項、第三十七条第四項において準用する第三十五条第一項において準用する同法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項から第六項まで並びに第三十六条第一項に規定する事務(同法第七条第一項各号に掲げる事業又は同法第二十七条第二項若しくは第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に関するものに限る。)	一 第二十八条、第二十九条、第三十条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第二項、第八十五条第二項及び第三十七条第四項において準用する同法第八十三条第一項に准用する同法第八十四条第一項に規定する特別措置法(平成三十号)	一 第二十八条、第二十九条、第三十条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第二項、第八十五条第二項及び第三十七条第四項において準用する同法第八十三条第一項に准用する同法第八十四条第一項に規定する特別措置法(平成三十号)

給付法に関する法律(第百十平成二年法律第二号)	地方税	附則第三十一条第二項の規定により、なおその効力を有するものとされた第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三章の規定により都道府県が処理することとされている事務
年法(第百十平成二年法律第二号)	法一改等の法(平成二年法律第十八号)	附則第三十一条第二項の規定により、なおその効力を有するものとされた第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三章の規定により都道府県が処理することとされている事務
にのび産農林水土資源促進法(第百十平成二年法律第二号)	特種税及人事業法(平成三年法律第十一号)	第二章の規定により都道府県が処理することとされている事務
年の法(第百十平成二年法律第二号)	特種税及人事業法(平成三年法律第十一号)	附則第十八条及び第十九条第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務

第五十 七号	第五 十 号	電子 郵便 特定 者等 の患 害に 關する 法律 の規 定によ りて行 うる事 務	都道府 県等が 處理す ることと されてい る事務
(平成 十四年 五百 三十 号)	(平成 十四年 五百 三十 号)	第三条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）、第三条第十項において準用する同条第三項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）、第三项（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項、第三条の二第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）、及び第七項、第三条の二第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）、第五項（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）	この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選舉に關し、都道府県又は市町村が處理することとされる事務

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百七号）

（第二十二条の二第四項第三号）
二条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（民有林にあつては、森林法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林において行う行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

二 第二十二条の二第四項第四号及び第十一項第三号（これらの規定を第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）

三 第二十二条の二第四項第七号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

四 第二十二条の二第四項第八号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項に係るものに限る。）

五 第二十二条の二第九項第一号（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第一項において準用する場

<p>環境負担の軽減に向けた活動促進等の実施規律に関する法律（令和四年法律第三号）</p> <p>二 第二十二条第十二項（同条第十項（第二十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指</p>	<p>合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>六 第二十二条の二第五項（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十二条の二第九項第二号の規定により指定市町村が処理することとされている事務</p> <p>七 第二十二条の二第五項（第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十二条の二第十一項第三号の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくは四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。）</p>
--	--

務 セ法日た資救円速者る等法特 ののン支本めす済滑かの被に行定 特業タ援司のるになつ迅害係不	
<p>第三章の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>三 第二十二条第三項（同条第十六項（第二十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされる事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に係るものに限りる。）</p> <p>四 第三十九条第五項及び第六項（これらの規定を第四十条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る基盤確立事業実施計画に係るものに限りる。）</p>

測量法 昭和二十四年法律第百八十八号	公職選舉法 昭和十五年法律第二百五号	建築基準法 (昭和二十五年法律第一二〇号)
<p>第三十九条において準用する第二十一条第三項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（測量計画機関が都道府県である公共測量に係るものに限る。）</p> <p>この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務</p> <p>二 市町村が第二百四十七条の規定により処理することとされている事務（都道府県の議会の議員又は長の選挙における公職の候補者又は公職の候補者となるとする者（公職にあらざる者を含む。以下この項において「都道府県の選挙の公職の候補者等」という。）及び当該都道府県の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図面に係る事務に限る）並びに第二百一条の十一第一項及び第二百二条の十四第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の議員又は長の選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に告示の日から選挙の当日までの間ににおける事務に限る。）</p> <p>第七十条第四項（第七十四条第二項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三四項において準用する場合を含む。）、第七十二条（同条第二項の規定により建築協定書に意見を付する事務に係る部分を除き、第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第三項（第七十四条第二項、第七十五条の二第四項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（建築主事等を置</p>	<p>（都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの）</p> <p>一 都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務</p> <p>二 市町村が第二百四十七条の規定により処理することとされている事務（都道府県の議会の議員又は長の選挙における公職の候補者又は公職の候補者となるとする者（公職にあらざる者を含む。以下この項において「都道府県の選挙の公職の候補者等」という。）及び当該都道府県の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図面に係る事務に限る）並びに第二百一条の十一第一項及び第二百二条の十四第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の議員又は長の選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に告示の日から選挙の当日までの間ににおける事務に限る。）</p> <p>第七十条第四項（第七十四条第二項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三四項において準用する場合を含む。）、第七十二条（同条第二項の規定により建築協定書に意見を付する事務に係る部分を除き、第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第三項（第七十四条第二項、第七十五条の二第四項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（建築主事等を置</p>	<p>（都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの）</p> <p>一 都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務</p> <p>二 市町村が第二百四十七条の規定により処理することとされている事務（都道府県の議会の議員又は長の選挙における公職の候補者又は公職の候補者となるとする者（公職にあらざる者を含む。以下この項において「都道府県の選挙の公職の候補者等」という。）及び当該都道府県の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図面に係る事務に限る）並びに第二百一条の十一第一項及び第二百二条の十四第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の議員又は長の選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に告示の日から選挙の当日までの間ににおける事務に限る。）</p> <p>第七十条第四項（第七十四条第二項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三四項において準用する場合を含む。）、第七十二条（同条第二項の規定により建築協定書に意見を付する事務に係る部分を除き、第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第三項（第七十四条第二項、第七十五条の二第四項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（建築主事等を置</p>

土地 収 用 (昭和二 十六年 法律第 二百十 九号)	この法律の規定により地方公共団体 が処理することとされている事務の うち、市町村が第十二条第二項、第 十四条第一項及び第三項、第十四 条第二項、第二十六条の二第二項、 第三十四条の四第二項、第三十六条 第四項、第三十六条の二第三項、第 四十二条第二項及び第三項（第四十 五条第三項及び第四十七条の四第二 項においてこれららの規定を準用する 場合を含む。）、第四十五条第一項、 第一百二十二条の二第一項、第一百八十八条第 二項及び第三項、第一百二十二条第一 項及び第三項、第一百二十八条第一 項、第一百二十八条第二項においてこれ らの規定を準用する場合を含む。） による処理することとされている事 務（第十七条第二項又は第四項の規 定により国土交通大臣の事業の認定 を受けた事業を除く。）に関するも のに限る。）
森林法 (昭和二 十六年 法律第 二百四 十九号)	第十条の七の二第二項の規定により 市町村が処理することとされている 事務（第二十五条第一項第四号から 第十一号までに掲げる目的を達成す るために指定に係る保安林に関する ものに限る。）
農地法 (昭和二 十七年 法律第 二百二 十九号)	この法律の規定により市町村が処理 することとされている事務のうち、 次に掲げるもの
	一 第四条第一項第七号の規定によ り市町村（指定市町村を除く。）が 処理することとされている事務（同 一の事業の目的に供するため四ヘク タールを超える農地を農地以外のも のにする行為に係るものを除く。） 二 第四条第三項の規定により市町 村（指定市町村を除く。）が処理す ることとされている事務（申請書を 送付する事務（同一の事業の目的に 供するため四ヘクタールを超える農

<p>地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。)に限る。)</p> <p>三 第五条第一項第六号の規定により市町村(指定市町村を除く。)が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るもの)を除く。)</p> <p>四 第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村(指定市町村を除く。)が処理することとされている事務(申請書を送付する事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るもの)を除く。)</p>	<p>第五条 第四十三条第一項の規定により市町村(指定市町村を除く。)が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地をコンクリートその他これに類するもので覆う行為に係るもの)を除く。)</p> <p>この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものを除く。)</p> <p>一 第四条第一項後段、第九条第四項(第十条第三項において準用する場合を含む)、第十一条第一項後段、第十二条第五項及び第七項、第十三条第一項後段、第十四条第一項後段(同条第二項において準用する場合を含む)及び第三项后段、第十九条第二項及び第三項(これらの規定を第三十九条第二項及び第五十一条の七第二項(第五十一条の十第二項において準用する場合を含む)、第二十条第六項(第三十九条第二項において準用する場合を含む)、第二十一条第一項(第三十九条第二項において準用する場合を含む)、第二十二条第一項、第三十九条第一項後</p>
--	--

号 九 法 律 第 八 十 三 年	(昭 和 三 年)	都 市 開 発 に 関 する 法 律	都 市 整 備 及 び 地 域	首 都 圈 近 郊			

新住宅街地開発法（昭和三十八年法律第百三十号）	近畿圏の近郊地域及び都市開発区域に係るものに限る。	第三十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（地方公共団体（都道府県を除く）、地方住宅供給公社（市のみが設立したものに限る。）又は第四十五条第一項の規定による施行者が施行するものに限る。）
都市計画法（昭和十四年法律第百四号）	第三十九条第二項に規定する事務（都道府県以外の地方公共団体が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。）	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの
都市計画法（昭和四年法律第百十号）	一　他の法律の規定により許可、認可その他の処分をする権限を有する市町村が第四十六条第二項の規定により処理することとされている事務（他の法律により当該権限に属する事務が第二号法定受託事務とされている場合に限る。）	（都道府県から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第二十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十二条第二項（都道府県から図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第六十三条第二項に係る部分に限り、第六十三条第二項に係る事務に含む。）

都市再開発法 十四年 法律第 三十八 号	（昭和四 十六年 法律第 四十五 号）
この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	二 第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、同法第二百三十九条の三第二号に掲げる事務（この法律第五十九条第一項又は第四項の規定による都道府県知事の認可を受けた都市計画事業に関するものに限る。）

新都市基盤整備法 (昭和四十七年六月第十六号)	公有地の拡大に関する法律 (昭和四十七年六月第十六号)	に 関 す る 法 律 の 推 進 の 事 務	第三項（これらの規定を第百八十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）並びに第百二十四条第一項に規定する事務
			二 第五十五条第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）、第五十八条第三項及び第四項において準用する第十六条第一項（ただし書きを除く。）及び第十九条第四項並びに第百十八条の二十八第二項において準用する第九十九条の八第五項において準用する第九十八条第一項（ただし書きを除く。）及び第六十一条第一項（土地の試掘等に係る部分を除く。）及び第三項、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項、第十九条第一項並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項まで（これらの規定を第九十九条の八第五項において準用する場合を含む。）並びに第九十九条第二項において準用する第九十八条第三項に規定する事務（個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）

<p>法律第 八十六 号)</p> <p>大都市 地域に おける 住宅及 び住宅 地の供 給の促 進に關 する特 別措置 法(昭和 五年法 律第 六 号)</p>	<p>国土 用計画 法(昭 和四十 九年法 律第 九 十二 号)</p>	<p>第十五条第一項、第二十三条第一項、第二十七条の四第一項(第二十 七条の七第一項において準用する場 合を含む)及び第二十九条第一項 の規定により市町村が処理すること とされている事務</p>	<p>二 第二十九条において準用する土 地区画整理法第七十二条第六項及び 第七十七条第六項の規定により処理す ることとされている事務(市町村が 施行する新都市基盤整備事業に係 るものに限る。)</p>
<p>一 第三十三条第二項(第三十七条 第一項において準用する場合を含 む)、第三十六条において準用する 土地区画整理法第九条第四項(第三 十六条において準用する同法第十条 第三項において準用する場合を含 む)、同法第十条第一項後段、同法 第十五条第五項及び第七項並びに同 法第十三条第一項後段、第五十条第 四項において準用する同法第四十一 条第三項(第七十一条において準用 する同法第七十八条第四項及び第八 十三条において準用する同法第一百 条第七项において準用する場合を含 む)、第五十一条において準用する 同法第十九条第二項及び第三项、同 法第二十条第一項並びに同法第二十 一条第六項(これらの規定を第五十 一条において準用する同法第三十九 条第二項において準用する場合を含 む)、同法第二十九条第一項、同法 第三十九条第一項後段並びに同法第 四十五条第二項後段、第六十三条第 一項、第七十一条において準用する 同法第七十七条第八项後段、第七十 二条第二項において準用する同法第</p>	<p>この法律の規定により市町村が処理 することとされている事務のうち次 に掲げるもの</p>	<p>第一項、第二十七条の四第一項(第二十 七条の七第一項において準用する場 合を含む)及び第二十九条第一項 の規定により市町村が処理すること とされている事務</p>	<p>二 第二十九条において準用する土 地区画整理法第七十二条第六項及び 第七十七条第六項の規定により処理す ることとされている事務(市町村が 施行する新都市基盤整備事業に係 るものに限る。)</p>

成律す進九 年平法 防災街 備の促 おける にに市 密街 区の整 街地に に市	(昭和五 年四月 三号)	農住組 合法 事務	第三 百三十三 条第二項 の規定 により市 町村が處 理すること とされてい る。)	八十六 条第二項 において準用する同法第九十七 条第一項に 規定する事務
この法律の規定により市町村が處理 することとされている事務のうち、 次に掲げるもの	第五条第一項の規定により保健所を 設置する市又は特別区が處理すること ととされている事務（都道府県知事 に対する届出の経由に係るものに限 る。）	第三 百三十三 条第二項 の規定 により市 町村が處 理すること とされてい る。)	八十六 条第二項 において準用する同法第九十七 条第一項に 規定する事務	

環境影響評価法(平成九年法律第一号)	法関特法投てを投記電にの及の共地方す例等票行用票錄磁係選び議議団律るにの方うい機式的る挙長員会体公	大深度地下的公共的使用に關する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)	この法律の規定により地方公共団体が處理することとされている事務のうち、市町村が第九条において準用する土地収用法第十二条第二項並びに第十四条第一項及び第三項、第二十条において準用する同法第二十四条第二項、第二十二条第二項、第三十条第五項並びに第三十五条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務(第十一条第二項の事業に関するものに限る。)
又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)	行者、事業組合、事業会社、市町村	第四条第一項第一号若しくは第五号又は第二十二条第一項第一号、第二号若しくは第六号に定める者(地方公共団体の機関に限る。以下「第四条第一項第一号等に定める者」という。)が、この法律の規定により行うこととされている事務(当該第四条第一項第一号等に定める者が行う免許等若しくは第二条第二項第二号に規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は特定届出若しくは同号亦に規定する届出に係る事務が第二号法定受託事務である場合に限る。)	

第一条 この法律の施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において、各規定について、政令で、これを定める。

附則（昭和二十三年三月三日法律第一四号）

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附則（昭和二十三年五月一日法律第三十二号）

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附則（昭和二十三年六月三日法律第五二七〇号）抄

この法律は、公布の日から、これを施行し、海上保安庁法施行の日（昭和二十三年五月一日）から、これを適用する。

附則（昭和二十三年七月一五日法律第一七九号）抄

この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第六十九条 この法律は、公布の日からこれを施行する。但し、第九十四条の規定は、昭和二十一年十一月一日から、これを施行する。

附則（昭和二十三年七月二〇日法律第一七九号）抄

この法律施行の際現に地方公共団体の議会の議員と当該地方公共団体以外の地方公共団体の長、副知事若しくは助役又は出納長若しくは副出納長若しくは収入役若しくは副収入役その他の有給の職員を兼ねるものについては、これらの職を兼ねている間に限り、地方自治法第九十二条第二項及び第一百四十二条第二項の改正規定（これらの規定を適用又は準用する規定を含む。）はこれを適用しない。この法律施行の際現に同法第五十五条第二項及び第六十五条第十一項の規定の適用又は準用を受ける得票者についても、また、同様とする。

第三条 法律又は政令に特別の定がある場合を除く外、この法律施行の際現になされている地方公共団体の財産又は當造物の使用の許可で改正後の地方自治法第二百一十三条第二項の規定に基づく条例により定められた独占的な使用的許可に該当するものは、この法律施行の日から十年以内に、夫々改正後の同条の規定による手続を経て必要な同意を得なければ、この法律施行の日から十年を経過したときは、将来に向つてその効力を失う。但し、造林を目的とする土地の使

用の許可是、この法律施行の際現にその土地の上に生育している造林に係る立木がその時までに森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第七条第四項第四号の適正伐期齡級以上の齡級に達していない場合においては、その立木が生育している土地の区域については、その達する時まで（その以前にその主伐が完了したときはその時まで）は、その効力を失わない。

第五条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附 則（昭和二十三年七月一〇日法律第一八〇号）

この法律は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

附 則（昭和二三年一月一日法律第二一六号）

1 この法律は、公布の日から、これを施行する。

2 第三条の地方自治法第八百八十三条第一項の改正規定は、この法律が施行される日の前日までに選任された地方公共団体の選挙管理委員については、その選任の日に遡つてこれを適用する。但し、この法律が施行される日までにすでにその後任者の選任に関する手続が開始されたものについては、この限りでない。

附 則（昭和二三年一月一九日法律第二一八〇号）

この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和二四年五月三一日法律第六一一号）

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則（昭和二四年六月一〇日法律第二〇七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二五年四月一五日法律第一〇一号）

1 この法律は、公職選挙法施行の日から施行する。

附 則（昭和二五年五月二日法律第一三号）抄

1 この法律は、昭和二十五年五月十五日から施行する。但し、附則第六項の規定は、昭和二十二年四月三十日から適用する。

4 この法律施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第七十九号）附則第二条第二項の規定に基きその手続を開始している請求については、改正後の同条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

5 前項の規定は、この法律施行の際現に、地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第七十九号）附則第二条第二項の規定に基きその手続を開始してある請求に係る市町村の廃置分合又は境界変更で改正前の同条第五項の規定により当該都道府県の議会の議決において出席議員の過半数の同意が得られなかつたもの又は同条第二項の規定に基きその手続を開始してある請求に係る市町村の廃置分合又は境界変更について、改正後の同条の規定に基くあらたな請求をすることが妨げるものと解してはならない。

6 改正後の地方自治法第二百五十五条の二（地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第七十九号）附則第二条第十項において準用する場合を含む。）に規定する争訟で、この法律施行の際現に裁判所にかかるものとは、同条の規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとする。

7 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和二十五年五月三〇日法律第二一〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年五月二八日法律第一六〇号）

1 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

附 則（昭和二六年六月七日法律第二一〇三号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 1 改正後の地方自治法第九十二条第二項の規定（同法第一百九十二条及び第一百九十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第百四十一一条第二項の規定（同法第一百六十六条规定、第百六十八条第六項、第一百九十二条及び第二百九十六条第三項において準用する場合を含む。）施行の際現に地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長と常勤の職員とを兼ねている者については、これらの規定は、その現に兼ねている職に限り適用しない。この法律施行の際現に公職選挙法第九十五条第二項又は第百八十八条第二項の規定の適用を受ける得票者についても、同様とする。

附 則（昭和二十六年六月七月三日法律第二〇八号）
この法律は、昭和二十七年三月一日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三日法律第二一〇号）
この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三日法律第二一〇号）抄
この法律は、地方財政委員会若しくは地方財政委員會委員長がした処分又は地方財政委員會委員長に対しても規定するものについては総理府令としての効力を有するものとする。

附 則（昭和二七年七月三日法律第二一〇号）抄
この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三日法律第二一〇号）抄
この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三日法律第二一〇号）抄
この法律は、郵政省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百七十九号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三日法律第二一〇号）抄
この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で、政令で定める。

1 この法律の施行期日は、この法律公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める。

4 この法律施行の際改正前の地方自治法第七条第一項若しくは第二項の規定により既になされている市町村の境界の変更に関する処分、改正前の地方自治法第八条第三項の規定により既になされている町村を市とし、若しくは市を町村とする処分若しくは村を町とし、若しくは町を村とする処分又はこれららの処分の効力については、改正後の地方自治法第七条第二項及び第七項並びに第八条第三項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

5 改正前の地方自治法第九条の規定に基き提起されている訴訟又は事件で、この法律施行の際に裁判所に係属しているものについては、改正後の地方自治法第九条、第九条の二及び第二百五十五条の二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

11 この法律施行の際地方自治法第二百五十九条第一項又は第三項の規定により既になされている郡の区域をあらたに画し、若しくは廢止し、又は郡の区域を変更する処分の効力については、改正後の地方自治法第二百五十九条第四項の規定にかかるらず、なお、従前の例による。

16 前五項に規定するものを除く外、改正後の地方自治法の特別区に關する規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

20 この法律の施行のため必要な事項は、政令で定める。

附 則 (昭和二七年八月一六日法律第三〇八号) 抄

1 この法律は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年一二月二九日法律第三五〇号) 抄

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和二八年七月一七日法律第六四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

1	この法律は、災害対策基本法の施行の日から施行する。
附 則	(昭和三七年五月一五日法律第一号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。
1	（法人の経営状況の報告に関する経過措置） この法律は、公布の日から施行する。
5	新法第二百四十四条第四項の規定は、この法律の施行の日以後に始まる事業年度から適用する。
附 則	(昭和三七年五月一六日法律第一四〇号) 抄 (施行期日) この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
1	この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
2	この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3	この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
4	この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
5	この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
6	この法律による改正前の規定による改正前の規定による出訴期間が進行している处分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なほ従前の例による。ただし、この法律による改正前の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。
7	この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関

8	前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項まで規定を準用する。
附 則	(昭和三七年九月八日法律第一五号) 抄 (施行期日) この法律は、昭和三十七年十二月一日から施行する。
1	この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
2	この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3	この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
4	前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
5	第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

8	この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
9	前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
10	この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和三十七年法律第二百四十号)に同一の法律についての改正規定がある場合には、当該法律は、この法律によつて改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。
附 則	(昭和三八年三月三〇日法律第五四号) 抄 (施行期日及び適用区分) この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
1	この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
2	この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3	この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
4	前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
5	第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

8	この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
9	前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
10	この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和三十七年法律第二百四十号)に同一の法律についての改正規定がある場合には、当該法律は、この法律によつて改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。
附 則	(昭和三八年六月八日法律第九九号) 抄 (施行期日) この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
1	この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
2	この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3	この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
4	前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
5	第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
6	この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについて、行政の出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。
7	この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関

2	この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについて、行政の出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。
---	---

る改正後の次の各号に掲げる法律の規定にかかる
わらず、なお従前の例による。

前項の場合において、この法律の施行後の不

不動産の取得について附則第十条の規定による改
正前の地方税法第七十三条の十四第七項の規定
を適用するときは、同項中「その者が市街地改
造事業又は防災建築街区造成事業を施行する土
地の区域内に所有していた不動産の固定資産課
税台帳に登録された価格（当該不動産の価格が
固定資産課税台帳に登録されていない場合にあ
つては、政令で定めるところにより、道府県知
事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準
によつて決定した価格）に相当する額を」とあ
るは、「当該建築施設の部分の価格に同法第
四十六条（防災建築街区造成法第五十五条第一
項において準用する場合を含む。）の規定によ
り確定した当該建築施設の部分の価額に対する
その者が市街地改造事業又は防災建築街区造成
事業を施行する土地の区域内に有していいた土
地、借地権又は建築物の対償の額の割合を乗じ
て得た額を当該建築施設の部分の」とする。

附 則（昭和四五年三月二二日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十五年五月一日から
施行する。

附 則（昭和四五年五月二七日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年六月一日法律第一〇九号）抄

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。

第一条の規定（前項ただし書に係る改正規定
を除く。）による改正後の一般職の職員の給与
する。

に関する法律の規定、附則第十三項の規定によ
る改正後の国家公務員災害補償法（昭和二十六
年法律第百九十一号）の規定、附則第十五項の
規定による改正後の大学の運営に関する臨時措
置法（昭和二十九年三月三日法律第二十号）の規定

則第十七条から第十九条までに係る改正規定並びに附則第二条、附則第七条から第十一条まで及び附則第十三条から第二十四条までの規定（以下「特別区に関する改正規定」という。）は、昭和五十年四月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十七年法律第二百三十五号）、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）の規定は、昭和五十年一月一日から適用する。

七項の規定による改正後の地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）。第二条第三項中調整手当に係る部分を除く。の規定、附則第十九項の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）。第一条中調整手当に係る部分を除く。）の規定及び附則第二十項の規定による改正後のべき地教育振興法（昭和二十九年法律第二百四十三号）の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

附 則（昭和四五年一二月二五日法律第一〇六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四七年六月二六日法律第一〇六号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の漁港法第二十条第二項の規定は、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金（昭和四十七年度に繰り越された昭和四十六年度の予算に係る国の負担金を除く。）から適用する。

附 則（昭和四八年一〇月五日法律第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四九年六月一日法律第七一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二百八十二条第二項、第二百八十二条の二第二項及び第二百八十三条第二項の改正規定、附

条の規定は、法律又はこれに基づく政令により市に属する事務で改正後の地方自治法第二百八十九条第二項の規定により特別区が処理するもの並びに同法第二百八十二条第一項の規定により特別区の区長が管轄し、及び執行することとされている事務に関しては、その適用はないものとする。

(職員の引継ぎ)

第五条 特別区に関する改正規定の施行の日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で特別区に関する改正規定の施行の日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに専ら従事していると認められる都の職員は、同日において、都において正式任用されていた者にあっては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあっては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。この場合において、その者の当該特別区における条件付採用期間には、その者の在都における条件付採用期間を通算するものとする。

第六条 前各条に定めるもののはか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定めるところが引き継ぐかについては、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるものとする。

附 则 (昭和五〇年三月三一日法律第九号)抄
(施行期日等)
(政令への委任)

附 則	(昭和五〇年七月一一日法律第五九号) 抄	(施行期日)	第一 条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
附 則	(昭和五〇年七月一五日法律第六三号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(昭和五〇年七月一五日法律第六四号) 抄	(施行期日)	第二条 この法律による改正後の地方自治法(昭和十二年法律第六十七号)第百二十八条及び第百四十四条の規定は、施行日以後その選挙の期日を告示された選挙において選挙された地方公共団体の議会の議員及び長について適用し、施行日の前日までにその選挙の期日を告示された選挙において選挙された地方公共団体の議会の議員及び長については、なお従前の例による。
附 則	(昭和五〇年七月一五日法律第六五号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、昭和五十一年一月一日から施行する。
附 則	(昭和五一年二月二一日法律第六六号) 抄	(施行期日)	この法律は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和五一年二月二一日法律第六八号) 抄	(施行期日等)	この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定(第十九条の二の規定及び附則第七項から第十一項までの規定を除く。)は昭和五十二年四月一日から、改正後の法附則第七項から第十一項までの規定並びに改

正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）の規定は昭和五十一四年四月一日から適用する。
附 則（昭和五五年三月三一日法律第一号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（昭和五五年五月六日法律第四〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
附 則（昭和五五年一月一九日法律第八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。
附 則（昭和五六年六月一一日法律第七九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。
附 則（昭和五七年七月一六日法律第六六号）抄
（施行期日等）
第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。
附 則（昭和五七年八月一四日法律第八六号）抄
（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五八年一二月一〇日法律第十八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略
四 第三十六条中電気事業法第五十四条の改正規定、第三十八条の規定（電気工事士法第八条の改正規定を除く。）並びに附則第八条第三項及び第二十二条の規定 昭和五十九年十一月一日
（その他の処分、申請等に係る経過措置）
第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第二条についても同様。）抄

十六条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改訂前のそれぞれの法律の規定によりされていける許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為による行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改訂後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改訂後のそれぞれの法律の適用については、改訂後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
附 則（昭和五九年五月八日法律第二五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。
附 則（昭和五九年六月三〇日法律第五一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。
附 則（昭和五九年八月一〇日法律第六七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六〇年一二月二七日法律第一〇八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）
第百二十五条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（地方自治法の一一部改正に伴う経過措置）
四 第四十三条第一項の地方運輸局の陸運支局及び陸運支局の自動車検査登録事務所並びにこの法律による改正後の沖縄開発庁設置法第十条第一項の沖縄総合事務局の事務所及び事務所の支所（地方運輸局の陸運支局において所掌することとされている事務を分掌するものに限る。）であつて、この法律の施行の際この法律による改正前の地方自治法の一部を改正する法律附則第二百三十四条施行日の前日に前条の規定による改正前の地方自治法附則第七条の二の規定に基づく条例の規定による給付を受けている者については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略
四 第三十六条中電気事業法第五十四条の改正規定、第三十八条の規定（電気工事士法第八条の改正規定を除く。）並びに附則第八条第三項及び第二十二条の規定 昭和五十九年十一月一日
（その他の処分、申請等に係る経過措置）
第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第二条についても同様。）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略
四 第三十六条中電気事業法第五十四条の改正規定、第三十八条の規定（電気工事士法第八条の改正規定を除く。）並びに附則第八条第三項及び第二十二条の規定 昭和五十九年十一月一日
（その他の処分、申請等に係る経過措置）
第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第二条についても同様。）抄

		附 則 (平成四年六月三日法律第六八 号) 抄	この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条中地方自治法別表第七第一号の表の改正規定、第十条中大気汚染防止法第五条の三第二項の改正規定、第十二条中公害防止事業費事業者負担法第二十条の改正規定、第十四条の規定、第十五条中水質汚濁防止法第二十一条の改正規定並びに第十六条中農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第三条第三項及び第五条第五項の改正規定は、環境基本法附則ただし書に規定する日から施行する。
	附 則 (平成五年五月二一日法律第五一 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成五年五月二六日法律第五三 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成五年一二月三日法律第九四 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定(「心身障害者対策協議会」を「障害者施策推進協議会」に改める部分に限る)、第七条の次に一条を加える改正規定、第四章の章名の改正規定、第二十七条の前の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定、第二十八条第二項及び第四項の改正規定、第三十条の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成六年一月二日法律第一号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、(一の二)の次に次のように加える改正規定(「指定都市」の下に「及び中核市」を加える部分に限る)、同号(十七)の改正規定、同号(十九の三)の改正規定(「指定都市」の下に「及び中核市」を加える部分に限る)、同号(十九の九)、(十九の九)、(十九の九)、(二十一の二)及び(二十三)の改正規定、同号(二十三)の次に次のように加える改正規定、同表第三号(四)の改正規定並びに別表第七第二号の表の改正規定を除く)並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
	附 則 (平成六年一二月一八日法律第七三 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中精神保健法の目次を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成五年六月一八日法律第七四 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成六年一二月四日法律第二一號 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成六年法律第二百四号)の公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
	附 則 (平成六年一二月四日法律第四四號 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行日の属する年の翌年の一月一日から施行する。
	附 則 (平成六年三月一一日法律第一一二 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。
	附 則 (平成六年七月一日法律第八四 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から施行する。
第一条	附 則 (平成五年一月一九日法律第九八 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から施行する。
二号	附 則 (平成五年一二月一九日法律第九九 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から施行する。
	附 則 (平成六年七月一八日法律第八四 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。
	附 則 (平成六年六月二九日法律第四八 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。
	附 則 (平成七年四月一九日法律第六八 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成七年四月二一日法律第七一 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成七年四月二九日法律第七一 号) 抄	(施行期日)	第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

第二百六十二条 施行日前においてこの法律による
改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に規定する第一号法定受託事務とす
る。

（手数料に関する経過措置）

第二百六十三条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き継ぎ上級行政庁があるものとみなして行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第一條 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十三条の規定 公布の日

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に從前の総理府の国地方係争処理委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、第三十三条の規定による改正後の地方自治法（以下この条において「新地方自治法」という。）第二百五十条の九第一項の規定により、総務省の国地方係争処理委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第五項の規定にかかるわざず、同日における從前の総理府の国地方係争処理委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成一一年八月一三日法律第一二二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。
附 則（平成一一年一二月八日法律第一五一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
（経過措置）
第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。
一から二十五まで 略
附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）

附 則（平成一年二月二日法律第三号）抄

（施行期日）

（二二二号）抄

（施行期日）

（一）略

（二）第五条の規定並びに附則第八条、第十二条、第十三条及び第三十三条の規定、附則第三十五条中中央省厅等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）第九百五条の改正規定並びに附則第三十七条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（三号）抄

（附 則（平成二年三月三一日法律第一号）抄）

（施行期日）

（一）この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（附 則（平成二年四月七日法律第三十九号）抄）

されている許可等の申請その他の行為（以下「この条において「申請等の行為」という。」）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の見直しを適用する。

(罰則に関する経過措置) 第百六十三条 この法律の施行前にした行為にに対する罰則の適用については、なお従前の例によること。 (その他の経過措置の政令への委任) 第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

第二百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようとするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百六十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて

2 この法律の施行の際現に従前の総理府の国地方係争処理委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、新地方自治法第二百五十条の第一項の規定により、総務省の国地方係争処理委員会の委員長として定められたものとみなす。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十六条第二項、第三十四条第二項、第三十七条及び第四十二条並びに附則第五条の規定 附 則 (平成一一年七月二二日法律第一〇七号) 抄
(施行期日)

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六十六条（第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定）及第千三百四十四条（第三条を除く。）及び次条の規定

二 第三章（第三条を除く。）及び次条の規定

平成十二年七月一日

附 則（平成一九年一二月二日法律第十八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条及び第九条の規定は、同日起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二日法律第十八号）抄

（施行期日）

附 則（平成一七年四月二七日法律第三
四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一七年五月一八日法律第四
六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年五月一八日法律第四
二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第一項の改正規定（並びに第十二条第十四条）を、「第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項」に改める部分に限る。）、同法第八条第一項の改正規定（同法第二十一条を削り、同法第二十四条の二を同法第二十四条とし、同条の次に「一条を加える改正規定及び同法第二十四条の四の改正規定（並びに附則第二条第二項）に改める部分に限る。」）、同法第八条第一項の改正規定（同法第二十一条を削り、同法第二十四条の二を同法第二十四条とし、同条の次に「一条を加える改正規定及び同法第二十四条の四の改正規定（並びに附則第二条第二項）に改める部分に限る。」）、第三条の規定並びに次条並びに附則第八条（「保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。）、第十二条及び第十三条の規定 平成十八年四月一日

附 則（平成一七年六月一〇日法律第五
三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年六月一〇日法律第五
二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年六月二九日法律第七
七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(その他)の経過措置の政令への委任)
第五十六条 附則第三条から第二一七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行期日」という。)から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第一百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年一一月二日法律第一〇四号) 抄
この法律は、平成十八年一月一日から施行する。

第一　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附　則　(平成一七年一月七日法律第一一三号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。
(地方自治法の一部改正による経過措置)

第十九条　前条の規定による改正後の地方自治法（以下この項において「新地方自治法」という。）第二百四条第二項の規定にかかるわらず、普通地方公共団体は、切替日の前に前条の規定による改正前の地方自治法第二百四条第二項の規定に基づく調整手当を支給する条例（以下この項において「調整手当条例」という。）を施行している場合で、当該普通地方公共団体が切替日の直近において新たに設置されたことその他やむを得ない事情により切替日までに新地方自治法第二百四条第二項の規定に基づく地域手当を支給する条例を制定することができないときは、切替日から起算して六ヶ月を経過する日までの間に限り、当該調整手当条例で定めるところにより、調整手当を支給することができる。

附　則　(平成一七年一月七日法律第一一三号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第一百三条、第一百六十六条から第一百十八条まで及び第一百二十二条の規定　公布の日

二　第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装

具費の支給に係る部分に限る。)、第二十八条
第一項(第二号から第三号までに係る部分に限
る。)、第三十二条、第三十四条、第三十五
条、第三十六条第四項(第三十七条第二項に
おいて準用する場合を含む。)、第三十八条か
ら第四十条まで、第四十一条(指定障害者支
援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る
部分に限る。)、第四十二条(指定障害者支援
施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係
る部分に限る。)、第四十四条、第四十五条、
第四十六条第一項(指定相談支援事業者に係
る部分に限る。)及び第二項、第四十七条、
第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第
二項及び第三項並びに同条第四項から第七項
まで(指定障害者支援施設等の設置者及び指
定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第五
十条第三項及び第四項、第五十一条(指定障
害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る
部分に限る。)、第七十条から第七十二条ま
で、第七十三条、第七十四条第二項及び第七
十五条(療養介護医療及び基準該当療養介護
医療に係る部分に限る。)、第二章第四節、第
三章、第四章(障害福祉サービス事業に係る
部分を除く。)、第五章、第九十二条第一号
(サービス利用計画作成費、特定障害者特別
給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給
に係る部分に限る。)、第二号(療養介護医療
費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る
部分に限る。)、第三号及び第四号、第九十三
条第二号、第九十四条第一項第二号(第九十
二条第三号に係る部分に限る。)及び第二項、
第九十五条第一項第二号(第九十二条第二号
に係る部分を除く。)及び第二項第二号、第九
十六条、第一百十条(サービス利用計画作成
費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者
特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養
介護医療費及び補具費の支給に係る部分に
限る。)、第一百十一条及び第一百十二条(第四十
八条第一項の規定を同条第三項及び第四項に
おいて準用する場合に係る部分に限る。)並
びに第一百十四条及び第一百十五条第一項及び
第二項(サービス利用計画作成費、特定障害
者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、
療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及
び補具費の支給に係る部分に限る。)並び

いて同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日） 附 則
九号 平成八年三月一日法律第

第一條 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○号抄

行する。
附 則（平成一八年五月一九日法律第四〇号）少

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して十月
を越えない範囲内において政令で定める日から

一 略
当該各号に定める日から施行する。

二 第二条中道路運送車両法第十一條及び第十八条の三の改正規定、同法第六十一条第二項第二号の改正規定（及び二輪の小型自動

車」を加えた部分は附則一及び同法第百五十二条の二の改正規定並びに附則第十一条及び第十五条の規定により附則第十一条及び第十五条の規定による公布の日から起算して一年を経過する、適用するものとする。

附 則（平成一八年五月三一日法律第四
六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

二　第一 条中都市計画法第十二条第四項及び第二条は、当該各号に定める日から施行する。

二十二条の二第二項の改正規定 第二条中建築基準法第六十条の二第三項及び第一百一条第二項の改正規定、第四条、第五条、第七条中

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条第二号及び第三号）に掲げる規定については、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第百九十五条第二項、第一百九十六条第一項及び第二項、第一百九十九条の三第一項及び第四項、第二百五十二条の十七、第二百五十二条の二十二第一項並びに第二百五十二条の二十三の改正規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十条まで及び第五十条の規定

二 第九十六条第一項の改正規定、第一百条の次に一条を加える改正規定並びに第一百一条、第二百二条第四項及び第五项、第一百九条、第一百九条の二、第一百十条、第一百二十一条、第一百二十三条、第一百三十条第三项、第一百三十八条、第一百三十九条第一項、第二百七条、第二百一十五项、第二百三十一一条の二、第二百三十四条、第三项及び第五项、第一百三十七条第三项、第二百三十八条第一项、第一百三十八条の二、第二项、第二百三十八条の四、第二百三十八条の五、第二百六十三条规定並びに第三百四十四条第一項の改正規定並びに附則第二十二条及び第三十二条の規定、附則第三十七条中地

方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第三十三条第三項の改正規定、附則第四十七条中旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の二十九の改正規定並びに附則第五十一条中市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十四条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（助役に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に助役である者は、この法律の施行の日（以下「施行日」といいう。）に、この法律による改正後の地方自治法（以下「新法」という。）第一百六十二条の規定に

(*新法*……) 第百六十三條の規定により、副市町村長として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新法第百六十三条の規定による。

定にかかるらず 施行日におけるこの法律による改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第一百六十二条の規定により選任された助役としての任期の残任期間と同一の期間とする。

での仕事の労働期間と同一の期間とする。
第三条　この法律の施行の際現在に在職する出納長及び收入役は、その任期中に限り、なお従前の出納長及び收入役は、その任期中に限り、なほ従前の

例により在職するものとする。
前項の場合においては、新法第百六十八条规定は適用せ
第百七十三条及び第百七十二条の規定は適用せ

す、旧法第十三条、第八十六条、第八十八条、
第一百六十八条から第一百七十二条まで、第二百三
十二条の四、第二百三十二条の六、第二百三十三

三条、第二百四十三条の二、第二百五十二条の二十八及び第二百五十六条の規定は、なおその效力を有する。この場合において、旧法第一百六
二、第三百四十九条の二、第三百五十二条の二

十八条第五項中「事務吏員」とあり、並びに旧法第七十七条第五項及び第六項中「吏員」とあるのは「普通地方公共団体の長の補助機関である職員」とし、旧法第七十六条第一項中「功

「他の会計職員は吏員その他の職員」とあるのは、旧法第二百十九条第一項中、「取扱役」とあるのは、「副市町村長」と、旧法第二百七十二条第二項中、「出納員は吏員のうちから、その他の会計職員は吏員その他の職員」とあるの

は「出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員」とする。

での間に、出納長若しくは収入役の任期が満了する場合又は出納長若しくは収入役が欠けた場合においては、地方自治法第百六十八条第七項

十四 第十二条中租税特別措置法第三十一条の二の改正規定（同条第四項に係る部分を除く。）、同法第三十四条の二の改正規定（同条第二項第八号に係る部分、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十二号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げる部分、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げる部分、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に一号を加える部分及び同条第三項に係る部分に限る。）、同法第三十四条の三第二項の改正規

改める部分を除く。)、同法第六十五条の九
改正規定(「第十六号」を「第十七号」に
改める部分に限る)、同法第六十八条の六十一
項の改正規定(同条第八十九項の改正規定
(同条第四項第十一号から第十六号まで)
「同条第四項第十二号から第十七号まで」
改める部分に限る)、同法第六十八条の七
五第二項及び第三項の改正規定、同法第六
八条の七十八第一項の改正規定、同法第六
八条の七十八第一項の改正規定(平成二十
年十二月三十一日)を「平成二十年十二月
十一日」に改める部分を除く。)、同条第
十五項第二号の改正規定(「第十六号」
「第十七号」に改める部分に限る)、同法

一 第二条第二項（第二十二号及び第二十四号を除く。）、第四条から第十条まで及び第十三条から第二十八条までの規定並びに次条、附則第五条から第七条まで、附則第九条から第十二条まで及び附則第十四条から第十八条までの規定、附則第十九条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴つ関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第一百八十九条及び第一百九十条の改正規定並びに同法第一百九十六条の改正規定（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）附則第百一十七条の改正規定を削る部分に限る。）附則

第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

める部分に限る)、同法第三十七条の五の改正規定(同条第二項の表第三十七条第四項の項目中「第十五号」を「第十六号」に改める部分に限る)、同法第六十二条の三第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第七項の改正規定、同条第八項の改正規定(第四項第十一号から第十六号まで)を「第四項第十二号から第十七号まで」に改める部分に限る)、同法第六十五条の四の改正規定(同条

項、第九十七条第四項及び第六項、第一百四項及び第六項並びに第一百三十八条の規定にあっては、当該規定。以下この条について同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされた罰則に関する経過措置)

第二十四条 この法律の規定による廃止又は改正前後のそれぞれの法律の規定によつてした処分の手続その他の行為であつて、この法律又はこの法律の規定による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律又はこの法律の規定による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしてしたものとみなす。

附則（平成八年二月二〇日法律第
一六号）抄
(施行期日等)

第一項第八号に係る部分、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げる部分、同項

る。
判則（平成一九年三月三一日法律第
二〇九号）

第二十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の如き

第一条 この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十九号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号の

附則（平成十九年三月三一日法律第
一號）抄
この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
第二十六条 二の付則に規定するもの以外、一
例による。

附則（平成二八年二月二日法律第
一八号）抄
(施行期日)
第一項の法律は、公布の日から起算して三年

次に一号を加える部分並びに同条第二項及び第三項に係る部分に限る。」、同法第六十五条の五第一項の改正規定、同法第六十五条の七

（施行期日） 九号 抄

第一回 一月の間、この間に規定するものには、この法律の施行に含むべき必要な経過措置（罰則）に関する経過措置を含む。は、政令で定めることとする。

付 則（平成一九年三月三〇日法律第六
第一項この沿線は公有の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

第一項の改正規定（平成十八年十二月三十
一日）を「平成二十年十二月三十一日」に改
める部分を除く。）、同条第四項、第九項及び

施行する。

附 員
六号 抄
(平成十九年三月三一日法律第二百四十九条)

（施行期日）抄号

第十二項の改正規定、同条第十五項第一号の改正規定（「第十六号」を「第十七号」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の八の改

二号 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

する病院又は診療所を設置するもので政会などで定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。)の項中「昭和会」が二十三年法律第二百五号)を削る部分を除く)及び法人税法別表第三の改正規定並びに附則第十条、第十一條、第十五条及び第二十二条の規定、附則第九十三条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定並びに附則第九十七条、第一百四条、第一百五条、第一百七条、第一百八条及び第一百十二条の規定(罰則に関する経過措置)

(この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置)

第一百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十一年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する事項(この附則の規定の読替えを含む)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

五号 抄

（平成一〇年四月三〇日法律第二百二十九条抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（施行期日）

五号 抄

（平成一〇年五月一日法律第三〇号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（施行期日）

五号 抄

（平成一〇年六月一一日法律第六百一十九条抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年九月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第六
九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第八
一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第八
二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第八
三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第一
四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第一
五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第五条中租税特別措置法第三十三条の四第三項第一号の改正規定、同法第三十四条第二項第三号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第二十五号の改正規定、同法第三十四条の三第二項の改正規定、同法第三十七条第一項の表の第十三号の改正規定、同法第六十一條の二第一項の改正規定（第二条第七項）

びに附則第二十九条第二項、第三項、第七項及び第八項、第四十三条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第五十八条第一項、第二項及び第六项から第八項まで、第六十六条、第六十七条第一項、第六十九条第一項並びに第九十一条（別表第一租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）に改める部分及び同項第二号中「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第三十六項）を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）に、「第七十条の六第三十七項（第七十条の四第三十六項（第七十条の六第三十六項）を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）に改める部分に限る。」の規定農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日（罰則に関する経過措置）

第一百条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第一百二条 この法律の公布の日が附則第一条规定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一百三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二年五月二九日法律第四
一 号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(地方自治法の一一部改正等に伴う経過措置)

第四条 前条第一号の規定による改正後の地方自治法第二百四条第二項の規定にかかわらず、普通地方政府公共団体は、この法律の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日に同号の規定による改正前の地方自治法第二百四条第二項の規定に基づく期末特別手当を支給する旨を定めた条例を施行している場合には、施

七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条规定（これらの規定を旧法第二百九十二条の六第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百九十二条の六第二項の代表者である者については、適用しない。
(地方開発事業団等に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に設けられている全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三十七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

(施行期日)
抄

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三十七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

七十四条」と、「第七十四条」とあるのは、「第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは、「第七十六条」とする。
七十六条とす。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月八日法律第六十四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年五月二十五日法律第五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二日法律第七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二十四日法律第七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第五十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第二号に係る部分に限り、同項第一号に掲げる規定にあっては、当該規定により、同項第一号に掲げる規定に定めた行行為及びこの附則の施行前にした行行為及びこの附則の施行後にした行行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）の施行前にした行行為及びこの附則の施行後にした行行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年七月二二日法律第八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

る部分に限る。)に限る。)及び第八十八条

(別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第二号に係る部分に限り、同項第一号に掲げる規定にあっては、当該規定により、同項第一号に掲げる規定に定めた行行為及びこの附則の施行前にした行行為及びこの附則の施行後にした行行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)の施行前にした行行為及びこの附則の施行後にした行行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年八月三十日法律第一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

議会における協議を、同項の協議会が組織されていな場合には「削る部分を除く。」並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。) 第百六十三条、第六百六十六条、第一百六十七条、第一百七十二条、(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。) 第百七十五条及び第一百八十六条(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。)の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条、(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百八十七条の二及び附則第十九条の改正規定に限る。)第九十一条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。)第九十二条(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二十五条の改正規定を除く。)第九十三条、第九十五条、第一百十一条、第一百三十三条、第一百五十五条及び第一百十八条の規定公布の日から起算して二月を経過した日

八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十条の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第五十六条(道路法第二十四条の改正規定に限る。)、第五十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三条、第一百五十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百六十六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百七条、第一百八十八条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。)、第一百二十条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第一百二十二条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十四条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第一百二十八条(都市綠地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第

六十七条、第百四十四条及び第九十九条の二の改正規定に限る。）、第一百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第一百四十五条、第百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百九十二条、第一百九十三条、第二百九十七条、第二百三十三条、第二百四十四条の改正規定に限る。）、第一百五十五条（三百八十八条の改正規定に限る。）、第一百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第一百五十六条（マンショングループの整備等に関する法律第二百二十二条の改正規定を除く。）、第一百五十七条（第百五十五条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第一百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第一項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第一百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第一百六十六条（第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第一百六十九条、第一百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る。）及び第一百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（第四条第三項）を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条第四項の改正規定（第四条第三項）を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四

項、第四十七條から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十五条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第九十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る）、第一百十九条（社会福祉法第三百二十一条の二並びに第三百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日）

三 第十四条（地方自治法別表第一社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の項及び墓石法（昭和三十五年法律第四十五号）の項の改正規定に限る）、第二十二条（児童福祉法第二十一条の十の二の改正規定に限る）、第三十四条（社会福祉法第三十条及び第五十六条並びに別表の改正規定に限る）、第三十一条（水道法第四十六条、第四十八条の一、二、三の改正規定に限る）、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限る）、第四十条及び第四十二条の規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項、第二十七条第四項及び第五項、第二十八条、第二十九条並びに第八十八条の規定 平成二十五年四月一日

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)
第十三条 第十四条の規定(地方自治法第二百六十条の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行前に第十四条の規定による改正前の地方自治法第二百六十条第一項の規定による届出が行われた同項の規定による処分については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
第八十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附 則 (平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成二十三年八月三〇日法律第一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二十三年一月一四日法律第一一二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定
附 則 (平成二四年三月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)
第七十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十四年三月三一日法律第一八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十八条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第三十七条 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)
一号 抄 (平成二十四年五月一日法律第三附 則 (平成二十四年八月二二日法律第六七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一項 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十六条、第一百条第十四項及び第十五項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第一百条の改正規定、第一百九条の二を削る改正規定、第一百十条、第一百一条、第一百二十七条第一項、第二百七十七条及び第二百五十条の二第一項の改正規定、第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二条を第二百五十五条の六とし、同条の次に二条を加える改正規定、同章第三節第一款中第二百五十二条の六の次に「一条を加える改正規定、第二百五十二条の七の次に「一条を加える改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十二条の十七の四、第二百五十五条の五及び第二百八十六条の改正規定、同条の次に「一条を加える改正規定、第二百八十七条及び第二百八十七条の三の改正規定、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に「一条を加える改正規定、第二百八十八条から第二百九十条まで、第二百九十二条第一項、第二百九十二条第一項の改正規定並びに別表第一「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」昭和三十一年法律第百六十二条の六、第二百九十二条の八第二項、第二百九十二条の十三及び第二百九十八条第一項の改正規定並びに別表第一「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」昭和三十一年法律第百六十二条の項の改正規定並びに附則第三条、第六条、第八条及び第十条から第十四条までの規定、附則第十五条中市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第十四条、第四项第二号の改正規定並びに附則第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第二項 この法律による改正前の地方自治法(以下「旧法」という)、第十六条第一項の規定によりこの法律の施行の日(以下「施行日」という)前に条例の送付を受けた場合におけるこの法律による改正後の地方自治法(以下「新法」という)、第十六条第二項の規定の適用については、施行日を同項の条例の送付を受けた日とみなす。

を第八十六条の十六とする改正規定、同法第五章第五節に一款を加える改正規定及び同法第七章中第九十条の二の次に二条を加える改正規定に限る。）、第三条、第五条及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第九条、第十条、第十二条（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十一条第三項の改正規定に限る。）、第十三条（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第十八条第一項の表第八十九条第一項及び第二項の項の次に次のように加える改正規定、同表第九十条の二第一項及び第二項の項の改正規定、同法第二十八条第二項の表第八十六条の十五第一項及び第二項の項の改正規定、同表第八十六条の十六の項の改正規定及び同表第八十六条の十七第二項及び第二項の項の改正規定に限る。）、第十五条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百十二号）第八十六条の改正規定に限る。）及び第十六条の規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（政令への委任））

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二五年六月二一日法律第五五号） 抄

（施行期日）

六号 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章、第五十三条から第五十六条までの規定並びに附則第五条から第十一条までの規定は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二五年六月二一日法律第五〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則	
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
〇号) 抄	附 則 (平成二五年六月二八日法律第七
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。 (罰則の適用に関する経過措置)
八号) 抄	第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)
(施行期日)	第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。
八号) 抄	附 則 (平成二五年一一月二二日法律第八
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。 (处分等の効力)
八号) 抄	第一百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。 (罰則に関する経過措置)
第一百条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任) 第百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一二月四日法律第九〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条の規定 公布の日
(政令への委任)

第八条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇六号) 抄
(施行期日)
第一項 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則 (平成二六年三月三一日法律第五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日法律第一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百六十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第一百六十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年四月一八日法律第一五号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年四月一八日法律第二二号) 抄

第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（同条第十四項）を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二六年一月二一日法律第一一五号）抄

（施行期日）
（二二三号）抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年一月二七日法律第二二号）抄

（施行期日）
（二二三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十一日を経過した日から施行する。

附 則（平成二七年五月二〇日法律第二一号）抄

（施行期日）
（二二三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二七年五月二九日法律第三

第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の改正規定、同法附則第五条第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第十五条规定第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年六月一九日法律第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、附則第三条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びに同条の規定により新公職選挙法の規定及び新漁業法の規定が適用される選挙並びに住民投票に関し施行日から公示日の前日までの間に年齢満十八年以上満二十年未満の者がした選挙運動及び投票運動に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(法制上の措置)

第五条 国は、国民投票(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)第

(罰則に關する経過措置)
第一百四十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
〔公布日〕 という。)
第一百五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む)は、政令で定める。
附 則 (平成二八年三月三日法律第八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から五の三まで 略
五の四 第二条(第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く)、第七条中地方財政法第三十三条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条(第六項を除く)、第十一条、第十四条、第十七条第二項及び第三項、第二十条(第一項を除く)、第三十一条、第三十二条、第三十五条(次号に掲げる改正規定を除く)、第三十七条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第五十一条の二の改正規定に限る)、第四十二条から第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年十月一日
五の四の二 略
五の五 第七条の二並びに附則第三十五条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十二条の改正規定に限る)、第三十六

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方自治法(以下この条において「新地方自治法」という。)第七十五条第五項、第一百九十九条第十三項及び第二百五十二条の十一第五項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる監査の結果に関する報告の決定について適用する。

2 新地方自治法第二百三十三条第七項の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)以後に地方自治法第二百三十三条第二項の規定による決算の認定に関する議案が否決される場合について適用する。

3 監査委員は、前条第一号に掲げる規定の施行の日(附則第五条第二項において「第一号施行日」という。)以後に第一条の規定による改正前の地方自治法(次項において「旧地方自治法」という。)第二百四十二条第一項の規定による請求があつたときは、施行日前においても、新地方自治法第二百四十二条第三項の規定の例により、当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。この場合において、当該通知は、施行日ににおいて同項の規定によりされたものとみなす。

4 地方自治法第二百九十二条において準用する前項の規定により一部事務組合の監査委員が一部事務組合の議会に通知することとされている同条において準用する旧地方自治法第二百四十二条第一項の規定による請求の要旨の議会への通知は、地方自治法第二百八十七条の第二項に規定する特例一部事務組合(以下この項において「特例一部事務組合」という。)にあつては、新地方自治法第二百八十七条の二第六項の規定の例により、当該特例一部事務組合の監査委員が地方自治法第二百八十六条第一項に規定する構成団体(以下この項において「構成団体」という。)の長を通じて当該請求の要旨を全ての構成団体の議会に通知することにより行うものとする。

5 新地方自治法第二百四十二条第十項の規定は、施行日以後に同条第三項の規定によりその要旨が通知された同条第一項の規定による請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決について適用する。

6 新地方自治法第二百四十三条の二第一項(第十五条の規定による改正後の市町村の合併の特例)

にに関する法律第四十七条において準用する場合を含む。)の規定は、新地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する普通地方公共団体の長等の同項の条例の施行の日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

7 普通地方公共団体の議会は、新地方自治法第二百四十三条の二第一項の条例の制定に関する議決をしようとするときは、施行日前においても、監査委員の意見を聴くことができる。

8 新地方自治法第二百五十二条の三十六第二項の規定による新地方自治法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約の締結については、新地方自治法第二百五十二条の三十六第二項の条例を定めた同条第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村の長は、第三号施行日前においても、監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経ることができる。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月一六日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

二 附則第十七条及び第十八条の規定 平成三十一年三月三十一日

(調整規定)

一 略

(施行期日)

二 附則第十七条及び第十八条の規定 平成三十一年三月三十一日

(調整規定)

めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の手続をしないければならない事項で、この法律の施行後は、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされないものについては、法令に別段の定めがないもののか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の新法令の第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

（政令への委任）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

附 則（令和三年五月一九日法律第三七号）

二から八まで 略
九 附則第十七条及び第四十一条の規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則 第七十一条第十号に掲げる規定の施行の日
（罰則に関する経過措置）
第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。
（政令への委任）
第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
（検討）
第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則（令和三年五月二十九日法律第三九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
抄（令和三年五月一六日法律第四四二条）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに次条及び附則第四条の規定 公布の日

二 第一条（地方自治法第二百六十条の二第一項の改正規定に限る。）の規定及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 及び四 略

五 第一条（地方自治法別表第一宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七百七十六号）の項の改正規定に限る。）及び第七条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正後の地方自治法第二百六十条の第二項の規定は、第一条の規定の施行の際現に地方自治法第二百六十条の二第二項の規定による申請をしている地縁による団体（第一条の規定による改正前の地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する地縁による団体をいう。）について適用があるものとする。
（政令への委任）

第四条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為に係る事件の家庭裁判所から検察官への送致については、前条の規定による改正前の公職選挙法等の一部を改正する法律（次項において「旧公職選挙法等一部改正法」という。）附則第五条第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。

二 附則第六条に規定する者に対する人の資格に関する法令の適用については、旧公職選挙法等の一部を改正する法律（次項において「旧公職選挙法等一部改正法」という。）附則第五条第一項から第三項までの規定は、な

（一部改正法附則第五条第四項及び第六条の規定は、なおその効力を有する。）

附 則（令和三年五月二八日法律第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条及び第四条の規定を定め、令和四年六月一日

附 則（令和三年六月二日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（「抑制等」を「量の削減等」に改める部分に限る。）、第一項及び第二条第二項の改正規定、同条の次に一項を加える改正規定、第三条第二項から第五項まで、第四条から第六項まで並びに第八条第二項第三号、第四号及び第八号の改正規定、第四章の章名の改正規定、第十九条、第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、同項第一号及び第三号の改正規定、同条第十一項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、第二十三条（見出しを含む。）、第二十四条の見出し及び同条第二項、第二十五条の見出し、第三十三条、第三十六条第一項、第三十七条第二項第二号及び第四号、第三十八条第二項第二号、第三十九条第二項第二号、第四十条第一項、第五十八条、第六十条並びに第六十一条第一項の改正規定並びに附則第五条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。）

（政令への委任）

第八条 附則第二条及び前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和三年六月二一日法律第六三号）

二 第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十五条の三、第四十四条の三及び第五十条の二の改正規定、感染症法第五十八条第一号の改正規定（「事務」の下に「第十五条の三第一項の規定により実施される事務については同条第五項の規定により厚生労働大臣が代行するものを除く。」）を加える部分に限る。）、感染症法第六十四条第一項の改正規定（「第四十四条の三第七項」を「第四十四条の三第八項」に改める部分に限る。）、感染症法第七十三条第二項の改正規定（「第十五条の三第二項」の下に「（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による市町村長の協力」を加える部分に限る。）並びに感染症法第七十七条第三号の改正規定並びに第十条の規定並びに附則第十九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）」の項の改正規定（「、第二項及び第七項」を「、第二項及び第八項」に、「から第六項まで並びに」を「から第七項まで、」に改める部分に限る。）並びに附則第二十五条、第四十条及び第四十一条の規定 公布の日から起算して十日を経過した日

(政令への委任)
第四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附 則 (令和四年一二月一六日法律第一〇一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一百一条の改正規定及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の地方自治法第九十二条の二(同法第二百八十七条の二第七項、第二百九十二条及び第二百九十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する請負をする者及びその支配人に該当した者については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(政府の措置等)
第六条 政府は、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補することができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることとその他の自主的な取組を促すものとする。
2 地方公共団体の議会の議員の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する法制度については、事業主の負担に配慮しつゝ、かつ、他の公職の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する制度の在り方についての検討の状況も踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況、前項の自主的な取組の状況等を勘案して、引き続き検討が加えられるものとする。
附 則 (令和四年一二月一六日法律第一〇四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第七条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第一条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定（公布の日）

二 第一条の規定、第四条中児童福祉法第二十一条の五の七第一項、第三十三条の十八第一項、第三十三条の二十第五項及び第三十三条の二十二の改正規定並びに第三十三条の二十三の次に二条を加える改正規定、第七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条中障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）、第五条、第二十条、第二十二条、第四十五条の三第二項、第三項及び第七項並びに第七十四条の三第四項の改正規定、第十三条中身体障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに第十四条中知的障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに附則第四条、第十条、第十二条、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第三十六条及び第三十七条の規定（令和五年四月一日（政令への委任））

附 則（令和五年四月二八日法律第一四号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年五月八日法律第一九号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第八十九条及び第九十四条の改正規定並びに次条第一項及び第四項（同条第二項の部分に限る。）並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この法律による改正後の地方自治法（以下の条において「新法」という。）第二百三十一条の二の三第二項の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」といいう。）以後に地方自治法第二百三十三条の二の

三第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者（同項に規定する指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に同条第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者については、なお從前の例による。

2 普通地方公共団体の長は、施行日前においても、新法第二百四十三条の二第一項の規定の例により、指定公金事務取扱者（同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいふ。）の指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた者は、施行日において同条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

3 普通地方公共団体の長は、令和八年三月三十日までの間は、なお從前の例により、施行日の前日において現に公金の徴収又は収納に関する事務（以下この項において「從前の公金事務」という。）を行わせている者（新法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該從前の公金事務を行わせることができる。

4 前二項の規定は、附則第七条の規定による改正後の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）、第三十三条の二の規定において新法第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定を準用する場合について準用する。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

附 則（令和五年五月八日法律第二一
号）抄

（施行期日）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和五年五月一九日法律第三一
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

則第二条第一項から第三項までの規定（同条第四項において準用する場合を含む。）による業務以外」とする。
 （新法第二百四十四条の五第二項の規定等の適用に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行日の前日までの間ににおける新法第二百四十四条の五第二項の規定の適用については、同項中「をいう。次条第一項において同じ」とあるのは、「をいう」とする。

第四条 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市に対する新法第二百五十二条の二十六の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「又は中核市」とあるのは、「中核市又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。